

国際商事紛争の予防と解決

Vol.67 No.8

# JCAジャーナル

August 2020

- 弁護士会ODRの実際（テレビ会議システムによる遠隔地調停の実際）（金融ADR）／渡部晃
- 海事仲裁について／山口修司
- 国際仲裁の「友」——事例で見る香港裁判所の実務／高橋茜莉



**JCAA**  
日本商事仲裁協会

## 西田法務研究所通信



コロナ禍に伴う外出自粛期間中、企業法務関係者にもっともよく読まれた法律書は何でしょうか。その一つには、2020年4月に出版された「民法Ⅲ 第4版 債権総論・担保物権」（内田貴東京大学名誉教授・早稲田大学特命教授著、東京大学出版会）を挙げるすることができます。

1996年に同書の初版が出版された時、司法試験合格を目指す法学部生たちは、「初学者にとってもっともわかりやすい教科書」としてこれを愛用しました。20年超の年月が経ち、読者の中からは、法律事務所のパートナーや上場企業の法務部門の責任者となる者が続々と育っています。そして、今、改正債権法を正しく理解するために、また、新型コロナウイルスの感染拡大が「不可抗力」に該当するかどうかの契約解釈の検討に際し、第4版は、実務家に成長した読者に再び参照されています。

読者の成長と同様に、「大学教員により執筆された定番教科書」とみなされていた同書は、法務省参与として改正作業に専念された後に弁護士登録をされた著者による改訂を経た第4版において、「フェアな利害調整」を希求して交渉に臨む法律家から信頼される実践書へと進化を遂げています。

本広告に関するお問合せは、西田法務研究所代表（西田章）[akira@nishida.me](mailto:akira@nishida.me) まで



# SMART 判例秘書

実務家バージョン

法曹界で圧倒的なシェアを誇る  
「判例秘書」の企業向けサービスを  
ご提案いたします。

「判例秘書」とリンクする多数の法律雑誌・文献 電子復刻版のうち  
企業法務にとって有用なコンテンツを収録して、  
抜群のコストパフォーマンスを実現しました。

判例を  
網羅的に収録

各創刊号から最近号までの 全解説を収録

判例タイムズ	金融法務事情
労働判例	金融・商事判例

電子復刻版データベース 各創刊号から最近号までの  
論文・記事・判例の全てを収録

判例タイムズ	金融法務事情	労働判例	金融・商事判例 with 銀行法務21
--------	--------	------	------------------------

詳しくはこちらをご覧ください。▶

SMART判例秘書 検索

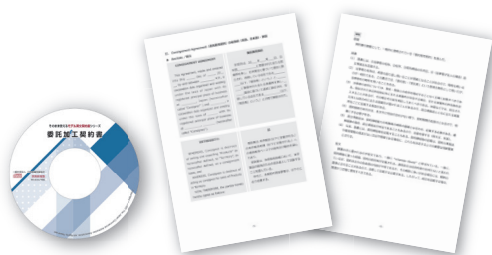
<https://www.hanreishiso.com/shh/>

# そのまま使えるモデル英文契約書シリーズ

## 「全12種類の英文契約書」(CD-ROM付)

監修: 仲谷栄一郎弁護士、中川裕茂弁護士(アンダーソン・毛利・友常法律事務所)

「そのまま使えるモデル英文契約書シリーズ」は、英文契約書作成時に検討すべき一般的条項を網羅した、経験豊富な渉外弁護士監修による英文契約書のひな型です。英語及び日本語の契約条文と各条文の解説を掲載しています。また、国際契約に必須の仲裁条項のドラフティングについても詳説しています。付属のCD-ROM(WINDOWS対応)に英語及び日本語の契約書サンプルがMS-Word形式で収録されており、簡単に契約書を作成することができます。



No.	書名	頁数	No.	書名	頁数
1	委託販売契約書(CD-ROM付)	52頁	7	総代理店契約書【輸入用】(CD-ROM付)	52頁
2	委託加工契約書(CD-ROM付)	60頁	8	総代理店契約書【輸出用】(CD-ROM付)	48頁
3	購入基本契約書(CD-ROM付)	48頁	9	合併契約書(CD-ROM付)	52頁
4	販売基本契約書(CD-ROM付)	48頁	10	実施許諾契約書【許諾者用】(CD-ROM付)	58頁
5	OEM(委託者側)製品製造供給契約書【輸入用】(CD-ROM付)	68頁	11	秘密保持契約書・共同開発契約書(CD-ROM付)	60頁
6	OEM(製造者側)製品製造供給契約書【輸出用】(CD-ROM付)	72頁	12	技術ライセンス契約書【中国語版付】(CD-ROM付)	56頁

すべてB5版、2,000円(JCAA会員1,500円)(税・送料別)



**JCAA**  
日本商事仲裁協会

### <お問い合わせ>

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-17  
 廣瀬ビル3階 TEL:03-5280-5181  
 Email: planning-consulting@jcaa.or.jp  
 URL: www.jcaa.or.jp

### <ご購入>

書店/JCAAのウェブサイトまたは窓口(東京本部・大阪事務所)にてご購入いただけます。なお、JCAA会員割引は、JCAAからの直接購入の場合にのみ適用されます。



# JCAジャーナル

2020年8月号 Vol.67 No.8

contents

## 仲裁／ADR

- 3 弁護士会ODRの実際(テレビ会議システムによる遠隔地調停の実際)(金融ADR)／渡部晃
- 9 海事仲裁について／山口修司
- 15 国際仲裁の「友」——事例で見る香港裁判所の実務／高橋茜莉
- 19 日本におけるODRの現状と今後の展望／森大樹
- 25 シンガポール紛争解決の最前線(3)  
シンガポール国際商事裁判所／ナタリー・ヤップ
- 30 投資協定仲裁判断例研究(124)  
再生可能エネルギーに関する制度変更が比例性を欠くため公正衡平待遇義務に違反するとされた例／濱本正太郎
- 38 国際商事仲裁ADR判例紹介(7)／長田真里
- 40 国際商事仲裁ADR文献紹介(7)／安達栄司

## 訴訟

- 42 世界の外国判決の承認・執行制度——理論と実務の観点から(6)  
ロシア連邦(Russian Federation)(下)／エルバルティ・ベリグ
- 51 海外紛争解決トレンド(8)  
ロシア商事裁判における情報通信技術(ICT)／松嶋希会

## その他

- 55 中国商事紛争解決の理論と実務(7)  
新型コロナウイルス流行が中国での取引の紛争に与える影響  
最高人民法院の指導意見を中心に／仲井晃

- 60 紛争解決条項のヒント
- 62 インフォメーション 法律・貿易相談
- 64 JCAAセミナー・イベントカレンダー

# Contents of August 2020

---

## Arbitration / ADR

- 3 The Status Quo of Online Dispute Resolution Practice (Actual Remote Mediation by Video Conferencing System) for Financial ADR at the Bar Association / Akira Watanabe
- 9 Maritime Arbitration / Shuji Yamaguchi
- 15 A "Friend" of Arbitration: Hong Kong Courts' Encouraging Approaches in Recent Cases / Seri Takahashi
- 19 Current Situation and Future Prospects of ODR in Japan / Oki Mori
- 25 Singapore - Forefront of Dispute Resolutions (3)  
The Singapore International Commercial Court / Natalie Yap
- 30 Case Notes on Investment Treaty Arbitration Awards and Decisions (124)  
RWE v. Spain: Fair and Equitable Treatment and Proportionality of Changes to a Renewable Energy Support Scheme / Shotaro Hamamoto
- 38 Introduction of the Court Precedents Relating to International Commercial Arbitration and ADR (7)  
/ Mari Nagata
- 40 Introduction of the International Commercial Arbitration and ADR Literature (7)  
/ Eiji Adachi

## Litigation

- 42 The Recognition and Enforcement of Foreign Judgments Around the World - Theoretical and Practical Perspectives (6)  
Russian Federation (II) / ELBALTI Béligh
- 51 Trends in Dispute Resolution Overseas (8)  
Information and Communication Technology in the Russian Commercial Court System  
/ Kie Matsushima

## Other

- 55 Theory and Practice of Chinese Commercial Dispute Resolution (7)  
Guidance of Supreme People's Court for Civil Dispute Resolution in Regard with Pandemic of COVID-19 / Akira Nakai

- 
- 60 Tips on Dispute Resolution Clause
- 62 Information for Members of JCAA
- 64 JCAA Seminar·Event Calendar
-

# 弁護士会ODRの実際 (テレビ会議システムによる遠隔地調停の実際)(金融ADR)

東京大学先端科学技術研究センター 客員研究員

渡部 晃 Akira Watanabe

## I. はじめに

弁護士会ODR (Online Dispute Resolution) とは、いわゆる一般的ODR概念 (オンラインでの紛争解決手続であるODR (Online Dispute Resolution)) のうち、弁護士会仲裁センター・紛争解決センターが金融ADRや国際家事ADR等でおこなっている「テレビ会議システムによる遠隔地調停」のことである。

以下、弁護士会ODRに関し、主に金融ADRについて、実例を含めて説明することとする<sup>1)</sup>。

## II. 弁護士会ADRの金融ADRに対する取り組み

### 1. 金融ADR制度と弁護士会ADR

2009年(平成21年)6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年法律第58号)は、金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)の創設等を、その内容としており、金融ADR制度については、金融商品取引法のほか、銀行法、保険業法など16

の業法において金融ADRに関する規定を新たに設け、金融ADR制度を業法上の枠組みとして整備した(施行期日2010年(平成22年)10月1日)。

いわゆる「指定紛争解決機関制度」を創設し、各業態における苦情処理・紛争解決の取組み状況を踏まえ、指定紛争解決機関の設置は業態ごとに任意とし、申請に基づき指定する枠組みとして(金融商品取引法156条の39第1項)、業態ごとに、「指定紛争解決機関が存在する場合」(金融商品取引法37条の7第1項1号イ等)と「指定紛争解決機関が存在しない場合」(金融商品取引法37条の7第1項1号ロ等)とによって、金融機関の「金融ADR制度」に対する対応をわけることとした<sup>2)</sup>。

そのうち、指定紛争解決機関が存在しない場合(第2種証券業者等、投資助言、協同組織の金融機関〔信用金庫、信用組合、JAバンク、JFマリンバンク、労働金庫など〕)には、弁護士会仲裁センター等が紛争解決措置として、内閣府令で列挙された<sup>3)</sup>。

弁護士会仲裁センター・紛争解決センターは、全国弁護士会52会中、36弁護士会が設置済である(36弁護士会39センター<sup>4)</sup>) (2019年12月1日現在)

1) 本稿は、一般財団法人日本ADR協会主催シンポジウム「ITはADRの利用拡大につながるか?」(2018年7月13日)及び同協会主催「(東京)実務研修・実務情報交換会」(2020年2月21日)に筆者が提出したレジュメ等をもとに作成した。

2) 渡部晃・森倫洋「金融ADR制度の概要と今後の展望」自由と正義64巻5号9頁(2013年5月)。

3) 例えば、金融商品取引法37条の7第1項1号ロ、金融商品取引業等に関する内閣府令115条の2第2項2号等参照。

4) 全国弁護士会52会中35弁護士会38センターとなっているのは、弁護士会支部が紛争解決センター等を開設している場合があるからである(たとえば、愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター、北九州法律相談センター、久留米法律相談センターである)。仲裁ADR統計年報(全国版)(2018年度)5頁、7頁、8頁以下参照。[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal\\_aid/consultation/data/statistical\\_yearbook2018.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal_aid/consultation/data/statistical_yearbook2018.pdf)



## 2. 多数の金融機関や金融機関団体から弁護士会ADRに対する「金融ADR」に関する協定書締結の申し入れ

「指定紛争解決機関」の存在しない業態の多数の金融機関や金融機関団体から、東京三弁護士会の「弁護士会仲裁センター」等をはじめとして、各地の「弁護士会紛争解決センター」等にたいし、「金融ADR」に関する協定書締結の申し入れがあった。

金融ADRに関する金融機関からの協定申し入れ件数（団体も含む）は、全国で872件であり、協定締結数は、725件となっている（2019年7月末現在）。

東京三弁護士会金融ADRと契約関係にある金融機関の数は、個社（540社）と金融団体傘下の個社（806社）、合計で1346社となっている（2019年7月末現在）。

## 3. 遠隔地調停（現地調停）等のシステムの創設

金融機関団体傘下の個別の金融機関のなかには、地方に本店があるものもあったから、東京三弁護士会は、遠隔地に本店のある金融機関や顧客等について、金融ADRのサービスを提供するため、金融ADR「現地調停」<sup>5)</sup>「移管調停」<sup>6)</sup>システムをたちあげることとした<sup>7)</sup>。

さらに資金決済に関する法律等の改正（2017年4月1日施行）により「仮想通貨交換業」（暗号資産交換業）が、金融ADR措置の対象となり東京三弁護士会と20登録業者全社が協定書を締結した<sup>8)</sup>。

業者と顧客との取引は、ネットを通じておこな

われるため、仮想通貨交換業（暗号資産交換業）の分野における金融ADRでは、遠隔地調停（現地調停）のシステムが不可欠である。

これによりIT（SKYPE等のテレビ会議システム）利用による遠隔地ADR（調停）が必要な業態は、次の3業態類型等に集約されることとなった。

①協同組織の金融機関（信用金庫、信用組合、JAバンク、JFマリンバンク、労働金庫など）の全国団体（東京三弁護士会と金融ADRに関する協定書を締結）傘下の個別金融機関（北海道から沖縄まで各本店をもつ各金融機関733社）

②全国に支店をもつ金融機関（商工中金、信金中央金庫等）（東京三弁護士会仲裁センター等と協定書を締結済みのもの）

③仮想通貨交換業（暗号通貨交換業）（20社）における金融ADR

東京三弁護士会と各地弁護士会との「現地調停」「移管調停」の協定締結件数は、「現地調停」が40弁護士会（43弁護士会のネットワーク化）、「移管調停」が20弁護士会となっている<sup>9)</sup>。

「現地調停」協定書締結先弁護士会は、北は旭川、釧路、札幌、函館、南は沖縄の各弁護士会が含まれており、ほぼ、日本全国を網羅している（東京三会と40弁護士会がSkype等による調停）

## 4. 東京三弁護士会と各地弁護士会との「現地調停」協定書の概要

①（協力の対象となる事件）協定書締結（受諾書提出）金融機関に対する事件であること。

②（あっせん人・仲裁人候補者）各地弁護士会会員2名以上を候補者名簿登載すること。

5) 「現地調停」とは、東京三弁護士会以外の弁護士会所属の弁護士と東京三弁護士会所属の弁護士が共に調停人となって、テレビ会議の方法等を利用して、上記東京三弁護士会以外の弁護士会の会議室又は弁護士事務所において調停手続を実施することである。

6) 「移管調停」とは、東京三弁護士会以外の仲裁センター等を設置してある弁護士会に、両当事者の同意を得て、係属事件を当該仲裁センター等に移管することである。

7) 渡部晃・河井聡・斎藤輝夫・九石拓也・一場和之「弁護士会における金融ADRの現状と展望」自由と正義2013年5月号30頁、32頁参照。

8) さらに、東京三弁護士会は、2018年11月30日「仮想通貨交換業者」（暗号資産交換業者）の団体である一般社団法人日本暗号資産取引業協会（2020年5月1日名称変更）と紛争解決（ADR）について協定を締結した。<https://jvcea.or.jp/news/main-info/20191130-002/>

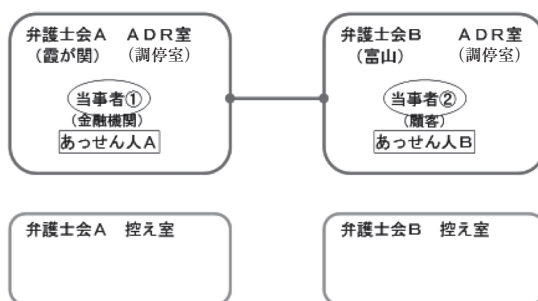
9) 前掲注4) 仲裁ADR統計年報（全国版）（2018年度）60頁参照。

- ③（対象事件の取扱い）各地弁護士会所属あっせん人1人と東京三弁護士会所属弁護士1名の合計2名で、東京三弁護士会の各規則に従い、ADR手続を行うこと。
- ④（対象事件の手続の場所・テレビ会議）対象事件の手続は原則として各地弁護士会ADR室等と東京三弁護士会各ADR室との間でテレビ会議室システムで行う。
- ⑤（あっせん人の報酬・実費等）対象事件のあっせん人の報酬・実費等は東京三弁護士会の各規則に従って支払う。

ていたが、相手方が、申立人に対し、解決金（約20万円）を支払うことにより、貯金及び共済に関する紛争をまとめて解決する旨の和解が成立した。

審理期間・期日回数 審理期間：89日  
期日回数：2回  
代理人 顧客：なし 金融機関：あり

2 地点（例：金融ADR①）



### Ⅲ. 弁護士会ODRの実際（金融ADR）

以下、現地調停によって、仲裁ADR統計年報（全国版）各年度に掲載され、和解にいたった具体例5例を紹介する<sup>10)</sup>。

#### 1. 富山－霞ヶ関ケース<sup>11)</sup>

第一東京弁護士会調停室  
あっせん人A 金融機関側代理人弁護士  
富山県弁護士会調停室  
あっせん人B 顧客相続人

第一東京① 現地調停（富山県弁護士会）  
申立年月 2015年1月  
終了年月 2015年4月  
紛争の種類 損害賠償等請求（貯金）  
金融機関 農業協同組合（大阪府所在）  
顧客 個人、男性（相続人、富山県在住）  
事案の概要 顧客（被相続人）が死亡の数日前に約300万円の貯金の払戻しを受けたことの正当性をめぐる紛争。  
結果 和解  
経過 共済の解約をめぐっても紛争が生じ

#### 2. 熊本－霞ヶ関ケース<sup>12)</sup>

第一東京弁護士会調停室 あっせん人A  
熊本県弁護士会調停室 あっせん人B 顧客及び金融機関側代理人弁護士

第一東京② 現地調停（熊本県弁護士会）  
申立年月 2016年7月  
終了年月 2016年9月  
紛争の種類 火災共済に関する説明義務違反による損害賠償請求  
金融機関 組合組織の地域金融機関  
顧客 個人、男性  
事案の概要 顧客の立場：申立人は、相手方との間で金銭消費貸借契約を締結し、包括質権火災共済に加入した。その後、申立人の所有する家屋は台風により被害を受けたため、申立人は、相手方に対し、上

10) 弁護士会金融ADRの最近の全般的傾向については、森大樹「弁護士会における金融ADRについての近時の傾向」JCAジャーナル67巻3号26頁（2020年3月）参照。

11) 仲裁ADR 統計年報（全国版）（2015年度版）60頁（第一東京①事件）。[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal\\_aid/consultation/data/statistical\\_yearbook2015.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal_aid/consultation/data/statistical_yearbook2015.pdf)

12) 仲裁ADR 統計年報（全国版）（2016年度版）66頁（第一東京②事件）。[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal\\_aid/consultation/data/statistical\\_yearbook2016.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal_aid/consultation/data/statistical_yearbook2016.pdf)

記火災共済による保険金の支払を請求したところ、本件火災共済は火災被害のみを対象としており、風災については見舞金しか出ないといわれた。相手方は、説明義務を怠っていたため、家屋修繕費用（約100万円）と見舞金の差額を損害賠償として請求する。

金融機関の立場：相手方は、申立人に必要な説明を行っており、申立人は、火災共済契約の当事者として、自ら契約内容を確認すべきであった。

結果 和解

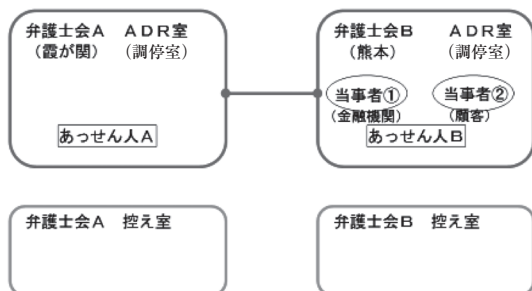
経過・和解の要点 相手方は申立人に対し不快の念を抱かせたことを謝罪し、解決金10万円を支払う。

審理期間：78日

期日回数：2回

代理人 顧客：なし 金融機関：なし

2 地点（例：金融ADR②）



### 3. 山梨一霞ヶ関ケース<sup>13)</sup>

第一東京弁護士会調停室

あっせん人A 金融機関側代理人弁護士

山梨県弁護士会調停室

あっせん人B 顧客

第一東京① 現地調停（山梨県弁護士会）

申立年月 2017年3月

終了年月 2017年12月

紛争の種類・金融商品 損害賠償請求等

金融機関 信用組合

顧客 個人、男性

### 事案の概要

顧客の立場：顧客は昭和62年2月に、金融機関に勤める親族から依頼を受けて1300万円を金融機関の顧客名義の口座に入金した。平成26年に顧客の義理の母の死亡に伴い、遺産等の整理とあわせて、金融機関への顧客の預金預入状況を確認したところ、1300万円が所在不明となった。金融機関は払戻請求に応じるべきである。

金融機関の立場：1300万円は顧客と顧客の妻の口座に書き換えられ最終的に顧客の妻の口座に定期預金1500万円として一本化され、昭和63年10月に解約されており、払戻済みであって、顧客に支払うべき払戻金はなく、金融機関において顧客への支払義務はない。

結果 和解

経過・和解の要点 顧客の親族であり、金融機関に勤務していた者が顧客の口座を管理していたこと、金銭の移動も同人が行ったと思われること、同人が顧客の妻の口座の開設をしているがその際に架空住所を使用するなどしていたことから、同人が顧客及び顧客の妻に無断で口座間の金銭の移動及び払出をしたものと考えられるところ、金融機関において準占有者への弁済の有効性を立証できないため、金融機関は顧客の払出に応じることが相当であるとし、当該金額については証拠関係から1200万円であるとした。ただし、長期間顧客が金融機関への請求をせず、訴訟の場合には時効の問題があることから、責任割合を1対2とし、金融機関に対し顧客に800万円の支払をするべきとの和解案を提示したところ、金融機関がこれを受諾し、和解した。

審理期間：269日

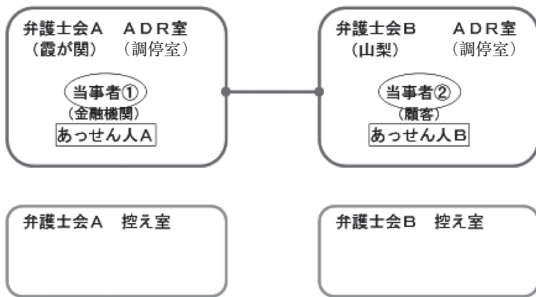
期日回数：6回

代理人 顧客：なし 金融機関：あり

13) 仲裁ADR 統計年報（全国版）（2017年度版） 64頁（第一東京①事件）。[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal\\_aid/consultation/data/statistical\\_yearbook2017.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal_aid/consultation/data/statistical_yearbook2017.pdf)



2地点（例：金融ADR③）



#### 4. 山口ー霞ヶ関ケース<sup>14)</sup>

第一東京弁護士会調停室

あっせん人A 顧客相続人

山口県弁護士会調停室

あっせん人B 金融機関側代理人弁護士

第一東京② 現地調停（山口県弁護士会）

申立年月 2017年4月

終了年月 2017年8月

紛争の種類・金融商品

名義変更事実・理由開示請求等

金融機関 農業協同組合 顧客 個人

事案の概要

顧客の立場：顧客の父Aが死亡し、相続人である顧客が遺品整理をしていたところ、父A名義の相手方の貯金通帳（以下「本件貯金通帳」という）が見つかった。最後の記帳は昭和57年付け差引残高約40万円というものであった。

顧客が、相手方に対し、上記貯金口座（以下「本件口座」という）について問い合わせたところ、相手方の回答は、本件口座の名義人は変更されており、新名義人・変更時期・変更理由等の詳細はわからない、父A名義の貯金は存在しないというものであった。

金融機関である相手方は、CSR又はフィデューシャリー・デューティーを負っており、顧客に対する預金管理・説明責任を負っているとして、顧客は相手方に対し、名義変更の事実・理由の開示

と、貯金契約の存在の確認を求める。

金融機関の立場：支所コード及び本件貯金通帳記載の口座番号をもとに昭和62年のコムを調査したが、名義人は、父Aではなく別人Bであった。その他、父A名義の貯金口座の存在を示す記録・資料は存在しない。

本件口座の名義人は、当初から父Aではなく、別人Bであり、相手方に父A名義の貯金口座は存在しない。

本件は、記録上口座名義人の存在が確認できない場合であり、消滅時効の援用は許される。

結果 和解

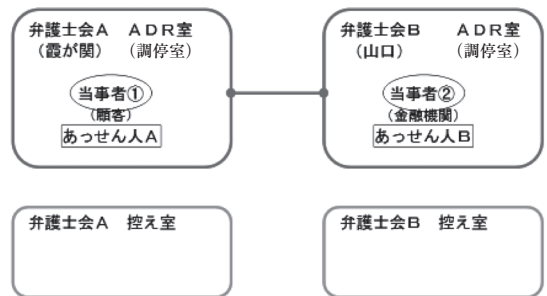
経過・和解の要点 父A名義の貯金口座と別人B名義の貯金口座は併存しており、父A名義の預金口座が別人B名義に変更された事実及び父A名義の貯金債権が消滅したことを証する事実は認められないこと、弁護士会の金融ADRは金融機関の顧客に対するサービスという側面があり、金融機関が消滅時効を援用することは相当ではないことを指摘の上、元金相当額の返金で和解が成立した。

審理期間：113日

期日回数：3回

代理人 顧客：なし 金融機関：あり

2地点（例：金融ADR④）



14) 仲裁ADR 統計年報（全国版）（2017年度版）65頁（第一東京②事件）[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal\\_aid/consultation/data/statistical\\_yearbook2017.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal_aid/consultation/data/statistical_yearbook2017.pdf)15)。

## 5. 栃木—霞ヶ関ケース<sup>15)</sup>

第一東京弁護士会調停室

あっせん人A

栃木県弁護士会調停室

あっせん人B 顧客及び金融機関側代理人弁護士

第一東京② 現地調停（栃木県弁護士会）

申立年月 2018年4月

終了年月 2018年8月

紛争の種類・金融商品 貸金

金融機関 信用組合

顧客 個人、男性

事案の概要

顧客の立場：借入（融資）金額のうち600万円については、借り入れる必要もないのに事情が分からないままに仲介者や相手方信用組合職員によって借入れをさせられたものであり、実際には自分は受領もしていないから、融資残高のうち600万円及びその利息の減額を求める。

また、上記のとおりずさんな融資が行われているので、その経緯について明らかにするよう求める。

金融機関の立場：本件融資は、融資の通常の手続に則って適正に行われたものであり、相手方金融機関に保管されている資料上、手続や融資金額に不審な点はない。

結果 和解

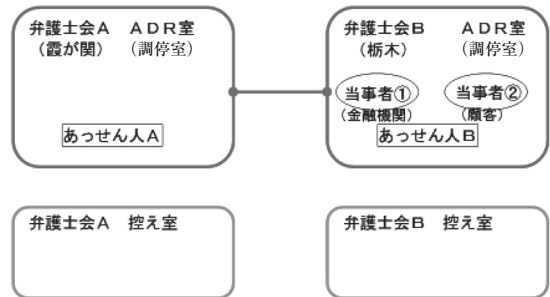
経過・和解の要点 申立ては理由がないが、両当事者間の事前交渉の経緯も踏まえ、本件融資契約について返済条件を変更することで和解成立。

審理期間：112日

期日回数：4回

代理人 顧客：なし 金融機関：あり

2地点（例：金融ADR⑤）



## IV. 結 語

以上のとおり、弁護士会ODRとしての金融ADRにおける「現地調停」は、2つの異なる地域の弁護士会に所属する各弁護士が、1つの事案を、相互に協力しながら、IT（Skypeその他のテレビ会議システム等）を利用して、解決に導いており、裁判所にはない柔軟な紛争解決機能があるというべきである。

弁護士会ODRとしての金融ADRにおける「現地調停」は、将来にわたり異色で独自の紛争解決機能を果たしていくものと思われる。

読者諸兄には、今後とも、これらの弁護士会ODRの紛争解決機能に注目していただきたいと、思う次第である。



15) 前掲注4) 仲裁ADR統計年報（全国版）（2018年度版）71頁（第一東京②事件）。

# 海事仲裁について

弁護士法人岡部・山口法律事務所 弁護士  
山口修司 Shuji Yamaguchi

## I. 我が国の海事仲裁

仲裁の中で、一般商事仲裁とは別に海事仲裁が語られることが多い。我が国においても、一般商事仲裁は、日本商事仲裁協会で行われるが、海事仲裁については、日本海運集会所の海事仲裁委員会（Tokyo Maritime Arbitration Commission）で行われることが多い。日本海運集会所そのものは、海運業の発展のため寄与する機関として設立され、海事仲裁もそのために設けられたものである。日本海運集会所の仲裁規則第1条では、「本規則は、一般社団法人日本海運集会所（以下「集会所」という）で行われる仲裁に適用する。」と規定し、海事仲裁自体の定義は置かれていない。かつては、日本海運集会所仲裁規則は、海事仲裁の目的を、「船舶の所有（共有を含む）、船舶貸借、傭船、運行委託、海上運送、船荷証券、複合運送証券、曳船、海上保険、船舶売買、造船、船舶の改造及び修繕、海難救助、海損等に関し契約その他の事由から生ずる海事紛争」としていたが、海事紛争がそれに限定されるものではないので、海事仲裁の目的の具体的列挙は規則から削除された。その意味で、我が国においては、海事仲裁の具体的定義規定は存在しない。しかし、海事に関する専門家による仲裁を行うため、日本海運集会所の仲裁人候補者は、2020年5月20日現在における仲裁人候補者は115人で、法律家あるいは大学教授に限られず、海運業、保険、造船、仲立、船舶管理等海

事関係の業種に従事していた専門家も多く、業種ごとに分類された仲裁人候補者リストが日本海運集会所ホームページに掲載されている（[http://www.jseinc.org/search/meibo\\_result.php](http://www.jseinc.org/search/meibo_result.php)）。

日本海運集会所の仲裁は、仲裁機関による仲裁であるので、仲裁の申立ては、日本海運集会所仲裁規則第5条（1）項で「仲裁を申し立てようとする当事者（以下「申立人という」）は、次の書類を事務所に提出しなければならない。1. 仲裁申立書 2. 紛争を集会所の仲裁又はその規則による仲裁に付託する旨の合意を証明する書面 3. 申立人の申立を起訴づける証拠書類があるときはその証拠書類 4. 申立人が法人であるときは、その代表者の資格を証明する書面 5. 代理人を選任したときは、そのものに代理権を授与した旨の書面」と規定し、日本海運集会所に対して書面を提出して行うこととなっている。この点は、下記において紹介するロンドン、ニューヨーク及びシンガポールの海事仲裁とは大きく相違している点である。

日本海運集会所の海事仲裁は、日本海運集会所の書式である船荷証券、Voyage Charterparty, Nanyozai Charterparty, Beizai Charterparty, そして船舶売買書で世界的に使用されているNipponsale等において仲裁条項で採用されている。



## Ⅱ. ロンドン、ニューヨーク及びシンガポールの海事仲裁

### 1. ロンドンにおける海事仲裁

現在でも海事仲裁はロンドンで行われることが多い。海運産業がロンドンを中心に発展し、その業者間で発生する紛争を第三者の判断に任せるといふ海事仲裁がロンドンで発展してきたのである。すなわち、仲裁機関が関与しないad hoc（アドホック）仲裁から海事仲裁は始まっている。

イギリスにおいても、海事仲裁とは、傭船契約、船荷証券、船舶売買や造船契約、何かしら船舶にかかわる紛争を言うと考えられているが、海事仲裁についての確たる定義はない。イギリスにおける海事仲裁は、ロンドン海事仲裁人協会（London Maritime Arbitrators Association）通称LMAAによる仲裁がその多くを占めている。LMAAは、その名称の通り、仲裁人の協会であり、仲裁機関ではない。すなわち、LMAAの構成員を仲裁人とする仲裁であり、仲裁機関による仲裁ではないAd Hoc仲裁に近いものである。しかしながら、LMAAも仲裁規則を有しており、海事仲裁においては、当事者間に別途合意がない限り、LMAA規則に従って仲裁が行われる。

仲裁人は、LMAAの構成員すなわち海事仲裁人であるが、そのおおむね3分の1は法曹資格を有していない技術系あるいは海事関係者であり、職業的仲裁人も存在する。実は、かつて海事仲裁は、法律家を仲裁人から排除して行われていた。たとえば、定期傭船契約書として世界的に良く使用されているNew York Produce Exchange Formの1993年改訂版（NYPE 93）においては、ロンドン仲裁条項かあるいはニューヨーク仲裁条項のいずれかを選択することになっていたが、そのロンドン仲裁条項である45（b）条は次のように定めている。

（本契約から生ずるすべての紛争は、ロンドンにおいて仲裁されるべきものとする。当事者が事前に単独仲裁人とすることに同意しない限り、バルチック海運取引所（Baltic Mercantile & Shipping Exchange）の構成員で海運業に従事し、ロンドン

において事業を行う2人の仲裁人の最終仲裁によるものとする。各当事者が仲裁人を選任し、各仲裁人は、Umpireを選任する権限を有する。仲裁判断がなされる前に、異議を申し立てなければ、仲裁人が上記の要件を満たしていなかったことを理由として仲裁の有効性が問題となることはなく、無効とならない。本件から生ずるあらゆる紛争は英国法に準拠するものとする。）

ここで言うバルチック海運取引所とは、ロンドンにある取引所であり、現在は、海運市況情報やブローカー業務、紛争処理を行っている。バルチック海運取引所の構成員を仲裁人の要件としていることは、仲裁は、あくまで、業界人によって行われ、法律家の関与を排除していたのである。

New York Produce Exchange Formは2015年に改訂され（NYPE2015）、仲裁地は、ニューヨーク、ロンドン又はシンガポールのから選択するように改められ、そのロンドン仲裁の条項である54（b）条は次のように改訂されている。

（本件傭船契約は英国法に準拠し、同法に従って解釈される。本件傭船契約にから生じ又は同契約に関するすべての紛争は、本件条項を有効とする必要要件を除き、1996年仲裁法及び改正法並びに再制定法にしたがって、ロンドンにおける仲裁に付託される。

仲裁は、仲裁開始時に適用されるロンドン仲裁人協会（LMAA）の条項にしたがって行われる。

仲裁への付託は、3人の仲裁人に対して行われる。紛争を仲裁に付託する当事者（申立人）は、自らの仲裁人を選任して、相手方が14日以内に自らの仲裁人を選任して14日以内に選任したことを申立人に通知しない限り、申立人が選任した仲裁人を単独仲裁人とする旨を相手方に書面にて通知する。もし、相手方が14日以内に仲裁人を選任して申立人にその旨を通知しなければ、申立人は、相手方にそれ以上の通知をすることなく自らの仲裁人を単独仲裁人とすることが出来、その旨の通知を相手方にする。単独仲裁人の仲裁は、合意で仲裁人が選任された場合と同様両当事者を拘束する。

この規定は当事者が書面で合意して、単独仲裁

人の選任について本規定を変更することを妨げるものではない。)

すなわち、NYPE2015では、明確にLMAAの条項にしたがってロンドン仲裁が行われるが、その仲裁人の選任の方式は、別途定めているのである。

いずれにしても、世界でもっとも利用されているロンドンにおける海事仲裁は、基本的には、仲裁機関に管理された仲裁ではなく、むしろAd Hoc仲裁に近く、当事者の合意とLMAAの規則にしたがって行われるものである。

## 2. ニューヨークにおける海事仲裁

ニューヨークにおける海事仲裁も上記の備船契約である。New York Produce Exchange Form (NYPE93) によって、ロンドンと並ぶ仲裁地として指定されていたので広く利用されている。NYPE93は、ニューヨーク仲裁を選択した場合適用される45 (a) 条、同条は次の通り規定していた。

(本件契約から生じるすべての紛争は、下記の方式でアメリカ合衆国法に準拠してニューヨークで仲裁されるものとする。各々当事者がそれぞれ仲裁人1人を選任し、第3の仲裁人はその2人の仲裁人によって選任される。彼らの決定又は彼らのうちの2人の決定は最終的なもので、仲裁判断を執行する目的のため、本件合意が裁判所の準則となる。仲裁人は、海事に精通した“commercial men”とする。仲裁は、海事仲裁人協会の規則に従って行われるものとする。)

ニューヨークにおける海事仲裁は、海事仲裁人協会 (Society of Maritime Arbitrators) 通称SMAによってなされているが、SMA自体は、仲裁を行う機関ではなく、構成員である各仲裁人が所属する協会に過ぎない。その意味で、SMAによる仲裁も仲裁機関による仲裁ではなく、Ad Hoc仲裁に近い手続である。NYPE93においては、ニューヨーク仲裁においても仲裁人は“commercial men”に限定され、法律家は仲裁人から排除されていた。

しかし、NYPE2015においては、54 (a) 条で、次のように改訂された。

(本件備船契約はアメリカ合衆国海事法に準拠

するものとする。本件備船契約から生じ、又は本件備船契約と関係するすべての紛争は、ニューヨークにおいて各々当事者がそれぞれ選定し、第3人目は選定された2人が選定した人に付託される。仲裁人の判断あるいは2人の仲裁人の判断は、最終的なもので、仲裁判断を執行する目的のためには、管轄ある裁判所により判決がなされなければならない。仲裁手続は、契約締結時のSMAの規則に従って行われる。)

SMAは、1963年に設立されたニューヨークで海事仲裁を行っている信用ある仲裁人たちが、海事又は商事のプロで高度の倫理規則を遵守する者たちによる正統的仲裁を運営するために設立された協会である。

SMAも独自の仲裁規則を制定しているが、仲裁機関ではなく、仲裁規則は、当事者間に別途合意がない限り、仲裁人及び当事者が遵守すべき規則である。

仲裁人候補者には、もちろん弁護士だけでなく海事関係者がリストアップされ、職業的仲裁人も存在する。

## 3. シンガポールにおける海事仲裁

シンガポールの海事仲裁は、2012年バルチック海運取引所の契約様式で正式に海事仲裁の選択枝として認められ、前述のNYPE 2015においては、54 (c) 条が次の通り規定している。

(本件備船契約は、シンガポール法/英国法に準拠し、それに従って解釈される。)

本件備船契約から生じあるいは本件備船契約の存在、有効性及び終了を含むすべての紛争は、本件条項を有効とする範囲において、シンガポール仲裁法 (第143A章) 及びその改正法及び再法制化された法律にしたがってシンガポールにおける仲裁に付託され解決されるものとする。仲裁は、仲裁提起時のシンガポール海事仲裁委員会 (SCMA) の規則に従っておこなわれる。

この条項に基づく紛争の仲裁への付託は、3人の仲裁人に対して行われる。紛争を仲裁に付託する当事者 (申立人) は、自らの仲裁人を選任して、相手方が14日以内に自らの仲裁人を選任して14

日以内に選任したことを通知しない限り、申立人が選任した仲裁人を単独仲裁人とする旨を相手方に書面にて通知する。もし相手方が14日以内に仲裁人を選任して申立人にその旨を通知しなければ、申立人は、相手方にそれ以上の通知をすることなく自らの仲裁人を単独仲裁人として行うことが出来、その旨の通知を相手方にする。単独仲裁人の仲裁は、合意で仲裁人が選任された場合と同様両当事者を拘束する。

この規定は当事者が書面で合意して、単独仲裁人の選任について本規定を変更することを妨げるものではない。

(シンガポール法及び英国法が選択出来る。もし、(c) 項 (シンガポール仲裁) を合意する場合、シンガポール法か英国法の選択をする。もし、特に選択が示されないときは、英国法が適用される。)

シンガポール海事仲裁委員会は、仲裁機関として仲裁に介入することなく、LMAA仲裁と同様に選択された仲裁人による仲裁という側面が強い。しかし、実体は、その手続きは、シンガポールの裁判所が行う手続に近いものとなっている。

SCMAの仲裁人候補者も、法律家だけではなく、職業的仲裁人、海事関係者、保険関係者なども含まれており、海事事件の専門家がリストアップされている。

### Ⅲ. 海事仲裁における特有の問題

#### 1. Umpire (審判員) の制度

Umpireの制度は、旧New York Produce Exchange Form (NYPE 93) 45 (b) 条でロンドン仲裁を選択した場合に、使用されていた。

英国の1996年仲裁法21条にUmpireの規定が存在する。

(1) 当事者が審判員を置くことを合意したときは、審判員の職務、特に審判員が手続きに出席するか、いつ審判員が仲裁人にとって代わり、決定、命令、仲裁判断をする仲裁廷となるかを自由に合意することが出来る。

(2) もし、職務に関する合意がないときは、下記の条項が適用される。

(3) 審判員は手続きに出席し、仲裁人に渡される同じ書面及びその他のものを受け取る。

(4) 決定、命令及び仲裁判断は他の仲裁人によってなされる。但し、他の仲裁人が仲裁に関する事項に合意が出来ないときはこの限りでない。

他の仲裁人が当事者及び審判員に対し合意が出来ないことを書面で通知したときは、それにより、審判員が単独仲裁人であるかのように、仲裁人に代わり、決定、命令及び仲裁判断をなす権限を持つ仲裁廷となる。

この規定に基づいて、LMAAは、2017年LMAA条項9条は審判員について下記の通り定める。

(9) 仲裁合意に従って、もし、仲裁廷が2人の仲裁人と審判員で構成されるときは、

(a) いずれかの当事者から仲裁人選任の要求があれば14日以内に各当事者は仲裁人を、選任しなければならない。

(b) 選任された仲裁人2名は、選任後いつでも審判員を選任する。選任は、実質的弁論の前あるいは仲裁人が仲裁に関する事項について合意が出来ないときは直ちになさなければならない。

(c) 審判員は、実質的弁論に出席し、任命後は、他の仲裁人に渡される書面及びその他のものを受け取るものとする。

(d) 審判員は、弁論に参加し、仲裁人が同意するのであれば、議長となり、仲裁人と共に審理する。

(e) 決定、命令及び仲裁判断は、仲裁人によってなされる。但し、仲裁人が仲裁に関する事項で合意出来ないときはこの限りでない。仲裁人が合意出来ないことを当事者及び審判員に対し書面で通知した場合は、審判員が仲裁人に代わり、単独仲裁人のように、決定、命令及び仲裁判断をなす権限を有する仲裁廷となる。

このように各当事者が仲裁人を選任し、仲裁人が審判員を選任する方式は、NYPE93が定期備船契約として広く使用されていた時、かなり一般的に行われていた。そのほか裸備船契約フォームであるBARECON 89も審判員仲裁を採用していた。審判員は、仲裁人ではなく、仲裁人間で仲裁に関し合意出来ないときに、初めて仲裁人に代わって、

単独仲裁人と同様に決定、命令、仲裁判断をすることになるのである。そうでない限り当事者が選任した2人の仲裁人が決定、命令及び仲裁判断をなすので、審判員は仲裁人ではない。

現在は、NYPE2015の利用が一般的となり審判員仲裁の事件は少数となってきている。しかし、現在でもNYPE93を使用したフォームも使用がなされており、審判員制度も存続している。

LMAA規則では、審判員も実質的弁論に出席することとなっており、しかもNYPEもBARECONも改訂され、NYPE2015及びBARECON 2017となり、仲裁人3人の仲裁が規定され、一般化している。そのため、当事者の合意を得て、審判員を第3の仲裁人として、3人の仲裁廷が仲裁手続をすることが実務的取扱である。

## 2. 仲裁人の資格についての合意

NYPE 93においては、ロンドン仲裁の場合は、仲裁人は（バルチック海運取引所の構成員で、海運業に従事し、ロンドンにおいて事業を行う2人の仲裁人）との資格が必要である。

また、同備船契約において、ニューヨーク仲裁の場合は、（仲裁人は、海事に精通した“commercial men”とする。）と定められている。

この資格に反する仲裁人が行った仲裁判断は、The UNCITRAL Model Law Article 34 (2) (iv) が定める仲裁判断取消要件

（仲裁廷の構成又は仲裁手続きが当事者の合意に反していること。但し、合意が当事者の違反が許されない本法の規定に違反し、又は、合意に反することが本法に違反していない場合はこの限りでない。）

に該当し、仲裁判断取消事由になると考えられる。

また、そのような仲裁判断はThe UNCITRAL Model Law Article 36 (1) (a) (iv) が定める仲裁判断認証執行除外要件（仲裁廷の構成又は仲裁手続きが当事者の合意に反していること。但し、合意が当事者の違反が許されない本法の規定に違反し、又は、合意に反することが仲裁の行われた地の法律に違反していない場合はこの限りでな

い。）に該当し、仲裁判断認可執行除外事由になると考えられる。

それでは、“commercial men”は、何を意味するか。これには、明確な定義はないものの、現役の弁護士は含まれないと解されている。

船舶売買契約において“arbitrators and umpire shall be commercial men and not lawyers”との定めがある場合に、仲裁人が現役の法廷弁護士（barrister）を審判員（Umpire）として選択したという事案において、英国裁判所は、審判員としての不適切性を認め、「commercial men”が明確に何を意味するかあるいは誰がそれに該当し、誰が該当しないかを考察することは必要なく、“commercial men”に弁護士が含まれないことは明らかである」と判示した（Rahcassi Shipping Company SA v. Blue Star Line Ltd, The Bade事件 [1969]1QB173 (Comm.))。

また、仲裁約款が、「仲裁人は“commercial men”でなければならない」と規定していた事案において、申立人が事務弁護士（solicitor）を仲裁人に選任した事案がある。しかし、仲裁人に選任された人は、事務弁護士ではあるが、15年前に現役の弁護士を退き、LMAAにおいて職業的商事仲裁人として稼働し、且つ海運会社の取締役を務めていた人物であった。英国裁判所は、仲裁判断を支持し、「彼は、現役を退くまでは、商事を扱う弁護士であったが、この事実から、彼が、仲裁人の資格がないということにはならない。」「職業的仲裁人であるLMAAの構成員は、世界中の船主や傭船者から“commercial men”と認められており、彼が、海運会社の取締役であったため海運取引の営業サイドで実務経験を有しているという事実は、この見解を補強するものである。」と判示し、事務弁護士の資格を有していても、職業的仲裁人となっておれば、“commercial men”に該当すると判示した（Pando Compania Naviera v Filmo SAS 事件 [1975]QB 742 (Comm.))。

なお、最後に、“commercial men”に女性は排除されているかという問題がある。かつては、仲裁人に女性は存在してはいなかったが、現在では、むしろ当然に女性が仲裁人候補者としてリスト



アップされている。“commercial men”に積極的に女性を排除する意思はないと考えられ、国の状況では、英国の裁判所の判決となれば、女性も仲裁人として認められる可能性が高いと考えられる。しかし、執行すべき国が別の場合、仲裁判断で不利な判断がなされた当事者が仲裁人の構成が合意に反し女性が仲裁人であったと主張したときに、その判断は国情を反映することになり、不透明さが高いといえる。そのため、仲裁当事者としては、積極的に女性を仲裁人に選任することが出来ないのが現状であろう。この仲裁人を“commercial men”に限るという条項は、使用される頻度が少なくなったとはいえ、現在でも存在する。海事仲裁においては特に注意が必要である。

---

#### IV. まとめ

---

海事仲裁においては、現在でも仲裁人が法律家

とは限らず、海事関係者が入ることも多い。これは海事仲裁の専門性の高さから、各分野の専門家による判断を求めたいという業界からの強い意向がある。そのため、日本海運集会所も、仲裁人候補者名簿に法律界以外の海運業、保険、造船などの専門家をリストアップしている。今後もこの傾向は変わらないと思われる。

海事仲裁は、現在もロンドンを中心に行われ、最近シンガポールが新しい仲裁場所として注目を集めている。

我が国の仲裁も、海事仲裁に限らず、日本とアジア諸国の当事者間の紛争であれば、十分その地位を高めていくことが可能と考える。そのように仲裁地としての地位を確立するためには、仲裁人候補者の充実が重要な問題であり、且つ仲裁人候補者の経歴やその専門性が海外の当事者からも容易に理解できるように積極的な発信が必要と考える。



# 国際仲裁の「友」——事例で見る香港裁判所の実務

弁護士(第二東京弁護士会・ニューヨーク州)

高橋茜莉 Seri Takahashi

## I はじめに

香港は、国際仲裁の主要な中心地のひとつであり、仲裁地としての人気も常に高い。これには、香港の裁判所の国際仲裁に友好的な態度が大いに寄与している。香港の裁判所は、仲裁判断の公平な執行を徹底し、根拠なく申し立てられた仲裁判断の取消しには応じない姿勢を貫いてきた。

問題となる仲裁が香港を仲裁地とするものでもなくとも、裁判所のこうした姿勢に変わりはない。香港の裁判所の独立性と中立性は世界でもトップレベルにあり、世界経済フォーラムのGlobal Competitiveness Report (2019年)<sup>1)</sup>でも、香港の司法独立性は調査対象の141カ国中第8位にランキングされている。裁判官の構成もユニークで、香港の最上級裁判所である終審法院には、長官と3名の常任裁判官のほかに、香港判事と外国判事から成る非常任裁判官のパネルが存在する。現任の外国判事には、Lord Hoffmann、Lord Millet、Lord Neubergerといったイギリスの著名な裁判官をはじめ、オーストラリアのMr Justice GleesonやMr Justice Spigelman、カナダのMadam Justice McLachlinなどが含まれる。

このような特徴を持つ香港の裁判所は、外国仲裁判断の執行も積極的に行い、また、仲裁合意を潜脱するような形で提起された訴訟等の手続は厳

しく制限してきた。本稿では、近年に香港の裁判所が下した判断を素材として、香港における外国仲裁判断の執行と仲裁以外の手続の差止めの実務を紹介する。

## II 外国仲裁判断の執行

香港はニューヨーク条約の締約国であり、国内法のArbitration Ordinanceも外国仲裁判断の執行手続を詳細に定めている。執行はこれらに則って行われ、所定の執行拒否事由がなければ外国仲裁判断の執行はスムーズに認められるのが実務である。執行拒否事由についても、香港の裁判所はその内容を厳格に解釈する傾向にあり、むやみに執行を拒否することはない。むしろ、執行拒否事由があると証明された場合でも、裁判所の裁量で執行を認めることがありうると明言すらしている。

Paloma Co. Ltd. v. Capxon Electronic Industrial Co. Ltd. [2018] HKCFI 1147は、そうした香港の裁判所の実務を表す良い例である。本件は、日本企業のパロマに有利な日本の仲裁判断につき、香港上場企業の子会社であるCapxonが執行許可の取消しを求めたものの退けられた事例である。

本件の元となった紛争は、パロマとCapxonとの間で締結された電解コンデンサの売買契約から生じた。Capxonがパロマに売却した電解コンデ

1) [http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_TheGlobalCompetitivenessReport2019.pdf](http://www3.weforum.org/docs/WEF_TheGlobalCompetitivenessReport2019.pdf)

ンサに不具合があったとして、2011年11月、パロマはCapxonを相手に日本商事仲裁協会での仲裁を開始した。2014年8月、仲裁廷はパロマの請求を認め、Capxonに対して約24億円の支払いを命じる仲裁判断を下した。Capxonはこの仲裁判断の取消しを求めて東京地方裁判所に提訴し、最高裁判所まで争ったが、取消しは認められなかった。さらにCapxonは台湾の裁判所による当該仲裁判断の承認も争ったが、これも退けられた。

2017年10月、香港の裁判所は仲裁判断の執行を許可し、同年11月にはCapxonの保有する株式に対する仮の執行命令が下された。Capxonは同命令の送達を争いつつ、さらに当該仲裁判断の執行は公序に反するとして執行許可の取消しを求めた。

Capxonの主張は、要約すれば次のとおりである。

不具合やその原因の立証責任は仲裁の申立人であるパロマが負うにもかかわらず、仲裁廷はCapxonが同不具合に関して作成したレポートの内容に基づき、同不具合はCapxonの製造プロセスに起因すると推定したうえで、Capxonに有利な数々の証拠を無視し、実質的に立証責任を転換した。この誤った立証責任の転換は、仲裁廷がCapxonに不利なバイアスを持っていたことを示しており、道徳や正義といった基本的な法概念に反するため、当該仲裁判断を執行することは公序に反する。

裁判所はまず、先例となる判決で示された仲裁判断の執行に関する一連の法原則を確認し、執行は積極的に認められるべきであるという基本姿勢を示唆した。また、裁判所は、本件のように公序違反を理由として執行が争われる場合について、当該仲裁判断が執行裁判所の国における正義の概念に著しく反し、執行に対する異議を看過することが不合理であるといえるほどでなければ執行は拒否されないことも先例に基づいて確認した。当該先例は、仲裁廷のバイアスについても検討しており、香港国内の手続で裁判官や仲裁人に求められる公平性の基準を一見下回るような場合であっても、それだけでは執行拒否を認める公序違反とはならず、実際に仲裁廷が公平性を欠いていた(すなわち現実にバイアスを持っていた)といえる必

要があるとの判断が示されている。

そのうえで、裁判所は上記の不具合に関するCapxonのレポートを検査し、仲裁廷がCapxonに不利な証拠として考慮しうる情報が含まれていることは明らかであると指摘した。また、Capxonには仲裁手続の中で同レポートの証拠価値を争う機会が与えられており、実際にレポートの内容は事実に反する旨の証言も提出したが、仲裁廷はその証言を勘案したうえでレポートの方を重視すると決めたことも重要であると述べている。これらを踏まえ、裁判所は、本件において許容範囲を超えるような証明責任の転換はなく、仲裁廷がCapxonに不利なバイアスを現実にも持っていたともいえないとした。そして、裁判所としては仲裁判断の中身についてそれ以上に検討するつもりはないところ、Capxonは仲裁廷の判断の誤りを裁判所に審査させようとしているに過ぎないとして、執行許可の取消しを認める根拠はないと結論づけた。

執行拒否事由の中でも、公序違反に関する条文は特に抽象的であることが多い。このため、仲裁で負けた当事者が、実質的には執行段階で仲裁判断の内容を争うためこれに依拠しようとすることもある。しかし、本件が示すように、国際仲裁を尊重する香港の裁判所はこの条文を狭く解釈しており、公序違反を口実に仲裁判断の内容を争うことは認めていない。

---

### Ⅲ 訴訟差止命令の活用

---

仲裁合意をしたにもかかわらず、いざ紛争が起きたとき、一方当事者が仲裁以外の手続を使おうと試みることはありうる。たとえば、いわゆる「フォーラム・ショッピング」の一環として、自国の裁判所に提訴する場合などが考えられる。そうした場合の対抗措置として、香港では裁判所による訴訟差止命令、すなわち合意で定められた仲裁以外の手続の追行を禁止する命令が有効なツールとされてきた。

2019年に下された以下の2件の判断は、訴訟差止命令の活用例であるとともに、その対象となる

手続及び当事者の範囲について、仲裁条項の含まれる契約の当事者以外に対する手続も含みうる点で注目に値する。

### 1. GM1 and GM2 v KC [2019] HKCFI 2793

本件は、保証契約から生じた紛争につき、香港第一審裁判所が暫定訴訟差止命令（interim anti-suit injunction）により中国本土での訴訟手続の追行を制限した事例である。

本件に関しては、2件の仲裁手続が先行していた。1件は保証契約に基づく第1原告と被告の間の仲裁、もう1件は第1原告と被告の完全子会社との間の仲裁である。保証契約中の仲裁合意は、同保証契約から生じるいかなる紛争も香港国際仲裁センターによる機関仲裁に付すものと定めていた。しかし、被告は原告らを相手取り、これらの紛争について蘇州の裁判所に訴訟を提起した。原告らは蘇州での訴訟手続の差止めと、係属中の仲裁手続以外の手続をとることの制限を求めて香港第一審裁判所に申立てを行った。

裁判所は、訴訟差止命令は裁判所が発令権をもつ仮処分範囲に入るとしたうえで、当事者は仲裁合意を相手方に守らせる権利を有することが前提であるため、合意に違反する他国での手続を制限することが可能だと判示した。被告は、仲裁合意の有効性については仲裁廷のみならず中国本土の裁判所にも管轄権があるため、仲裁手続とは別に「仲裁合意は無効である」旨の判決を求めて中国の裁判所に提訴することは許されると主張した。しかし裁判所は、たとえ執行段階等で中国の裁判所にそうした管轄権があるとしても、本件の仲裁合意に照らせば、被告が現段階でその管轄権を自らのために行使させることができるわけではないと示唆した。また、裁判所は、特段の事情や理由があれば上記の前提から離れることが許される場合もあると認めつつ、本件では特段の事情はないと判断した。

さらに、契約当事者（本件では第1原告）を相手とした訴訟だけでなく、その関連会社（本件では第2原告）を相手とした訴訟に関しても差止命令が出せるかという点について、裁判所は、仲裁

合意がそうした関連会社との紛争もカバーしていると解釈できる限り、差止命令は出せると判示した。この判断は、合理的なビジネスパーソンとしての当事者の意思解釈に基づいている。すなわち、仲裁条項を含む契約を締結した合理的なビジネスパーソンである当事者は、互いの関連会社との紛争についても、当事者同士の紛争と同じく仲裁で解決することを想定していただろうから、本件の第2原告と被告との紛争についても仲裁合意が妥当するという判断である。

### 2. Giorgio Armani SpA v. Elan Clothes Co Ltd (No 2) [2019] HKCFI 2983

本件では、香港を仲裁地とした仲裁合意に基づいて、契約当事者以外も含めた中国の訴訟手続を制限するため、高等法院が訴訟差止命令を発した。本件の原告は次の4名である。

- ・第1原告：高級服飾品の製造販売を行うグループ会社の1つ。
- ・第2原告：第1原告の公認販売会社。
- ・第3原告：第2原告に同じ。
- ・第4原告：第1原告のオーナー。

2014年12月、第1原告と被告が親契約を締結した。この契約は、第1原告が被告を公認小売業者とし、中国本土でブランドストアを営業する権限を与えるものであった。第2原告から第4原告までは親契約に署名していない。被告は第2原告と第3原告から商品を仕入れ、営業を開始した。しかし、2017年2月に第1原告がリブランディングの実施を発表すると、被告はそれにより損失を被ったと主張し、親契約に定められたロイヤリティと宣伝広告費の支払いを停止した。

第1原告は親契約を解除し、紛争を香港での仲裁に付した。これに対し、被告は第1原告から第4原告までを相手取り、山東で不法行為に基づく訴訟を提起した。第1原告はその後、被告の山東での訴訟追行を阻止すべく、本件の訴訟差止命令を求めた。

本件の主要な争点のひとつは、第2原告から第4原告までは親契約の仲裁合意の適用対象かという問題である。被告は、同原告らは親契約の当事



者でなく仲裁合意の適用も受けなため、同原告らに対する山東での訴訟手続は制限される根拠がないと主張した。裁判所は、まず親契約の文言に着目して、第2原告から第4原告までも同契約の当事者に含まれると判断した。親契約には、同契約が第1原告「およびその支店ならびに関連会社」と被告との間で締結されたとの文言があった。さらに裁判所は、仮に第2原告から第4原告までが親契約の当事者に含まれなかったとしても、同仲裁合意の文言は広い範囲の紛争をカバーするものとなっており、第2原告から第4原告のような関連会社・関連当事者との紛争にも適用があるとした。

本件の裁判所は、相互に関連性のある法律関係から生じる紛争を、同じ仲裁条項のもとで解決しようとする「ワンストップ仲裁」の考え方に肯定的な近時の傾向に触れ、これに沿って親契約の仲裁合意の適用範囲を広く解釈した。本件もGM1 and GM2 v KC事件と同様、仲裁合意に違反した紛争解決手続を差止め命令で制限したという点で心強いものであるが、不必要な争点が生じるのを予

防する観点からは、契約において仲裁合意の適用範囲となる当事者は誰か（契約の当事者でない者も含むのか、含むとすればどこまでか）を明確に定めておくことが望ましい。

---

#### IV おわりに

---

近年、他国と同じように香港も、政治的または経済的に困難な状況や自然災害に直面してきた。特に、2019年から続いている暴動を伴う社会不安は、香港経済に深刻な影響を与えた。それでもなお、先進的な法的枠組みと独立性の高い司法制度に支えられ、世界でもトップクラスの質を誇る香港の紛争解決メカニズムは、その評価を落とすことはなかった。国際仲裁はそうした紛争解決メカニズムの代表格であり、裁判所はこれを全面的にサポートする姿勢を保っている。上記の裁判例は、香港裁判所が国際仲裁を積極的にサポートした最近の実例であり、香港国際仲裁の今後の展望をも明るくするものである。



# 日本におけるODRの現状と今後の展望

長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士

森 大樹 Oki Mori

## I ODRとは

ODRとは、Online Dispute Resolutionの略語である。ODRの定義については、様々なものがあるが、一般的には、IT・AI等の先端技術を用いたオンラインでの紛争解決手続を指すものと理解されている<sup>1)</sup>。元々は、ADR (Alternative Dispute Resolution) から派生した概念であるが、従来のADRは、主に対面でのやりとりや紙媒体の書面が利用されてきたのに対して<sup>2)</sup>、ODRはオンライン上ですべてまたはほとんどのやりとりがなされることに特徴がある<sup>3)</sup>。

## II 我が国におけるODR普及・活性化に関する動き

### 1. シンポジウムの開催・論考の発表

1) ODR活性化検討会「ODR活性化に向けた取りまとめ」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/odrkasseika/pdf/report.pdf>)。

2) ただし、後記II 4. (1) のとおり、弁護士会の金融ADRや国際家事ADR、自動車PLセンターなど、一部のADR機関では、既存のオンラインサービスを利用して、当事者が遠隔地に所在する事案を中心に、オンライン上で和解あっせん手続を行う例は存在した。それらの取り組みについては、日本ADR協会2018年7月13日付けシンポジウム「ITはADRの利用拡大につながるか?」、同2019年7月12日付けシンポジウム「ADRはどう変わるか～IT化の可能性と課題」で紹介されてきた。

3) 日本ODR協会ウェブサイト (<https://japanodr.org/>) 参照。

4) 万代栄一郎「実用化フェーズに入るODR(Online Dispute Resolution)」仲裁とADR13号(2018)24頁、沢田登志子＝羽深宏樹＝早川吉尚＝万代栄一郎＝森大樹＝山本和彦「(座談会) ODR (Online Dispute Resolution) の導入に向けて」Law & Technology82号(2019)1頁、山田文「ADRのIT化 (ODR) の意義と課題」法律時報91巻6号(2019)42頁、上田竹志「ODR (Online Dispute Resolution) の活性化」NBL1165号(2020)12頁、渡邊真由「消費者取引におけるODRの活用」現代消費者法46号(2020)65頁。

ODRは、我が国において必ずしもなじみのある言葉ではなかったが、主にADRの利便性向上、利用拡大という観点から、2018年7月13日、一般財団法人日本ADR協会主催の「ITはADRの利用拡大につながるか?」というシンポジウムが開かれ、また、同年9月21日には一橋大学主催の「AI・ビッグデータ時代の紛争ガバナンス ― Online Dispute Resolution ―」という我が国初の本格的なODRに関する国際シンポジウムが開催されるなどして、少しずつ認知度が高まってきたところであった。

また、ODRに関する論考についても、2018年以降少しずつではあるが発表されている<sup>4)</sup>。その多くの論考のタイトルは「ODR (Online Dispute Resolution)」とわざわざODRがどのような略語であるか明らかにしていることから、まだ我が国においてODRという言葉が広く知られていないことが窺える。

## 2. ODR活性化検討会

### (1) ODR活性化検討会の設置

ODRに関する認知度が高まりつつある流れをより加速させた出来事として、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)において、「紛争の多様化に対応した我が国のビジネス環境整備として、オンラインでの紛争解決(ODR)など、IT・AIを活用した裁判外紛争解決手続等の民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討を行い、基本方針について本年度中に結論を得る。」という内容が閣議決定されたことが挙げられる。この閣議決定を受けて、政府は、令和元年秋、内閣官房日本経済再生総合事務局を事務局とするODR活性化検討会(座長:山田文京都大学教授)(以下「検討会」という)を設置した。

### (2) 検討会における議論の特徴

検討会は、令和元年9月～令和2年3月まで計7回開催されて、その成果として、「ODR活性化に向けた取りまとめ」(以下「取りまとめ」という)が公表された。検討会における議論の特徴としては、検討対象を中立・公正な第三者の関与の下で紛争解決を図るADR(以下「ADRフェーズ」という)に対応する狭義のODRに限定せずに、当事者が法的紛争に遭遇した場合に通常採るであろう対応や主たる紛争解決手段等を踏まえて、より広範囲に検討している点が指摘できる。すなわち、①紛争発生後に当事者が解決手段の検討・情報収集をする段階(以下「検討フェーズ」という)、②当事者が相談機関に相談する段階(以下「相談フェーズ」という)、③当事者同士が紛争解決に向けて任意に交渉する段階(以下「交渉フェーズ」という)、④ADRフェーズ、⑤裁判所における民事訴訟による紛争解決を図る段階(以下「民事訴訟フェーズ」という)の5段階に分けて、それぞれの段階におけるIT・AIの利活用の可能性を検討している点に特徴がある。

### (3) 検討会における事業者ヒアリング等

検討会においては、研究者や保険会社、独立行政法人、ODRシステムプロバイダー等、ODRに興味・関心のある関係者を対象として幅広くヒアリングが行われた。

また、検討会では、ODRのアイデア公募・ヒアリングを行っており、弁護士、リーガルテック系企業および会計事務所系のフィナンシャルアドバイザーファームによるヒアリング結果の概要が公表されている<sup>5)</sup>。多様な主体がODRに強い興味・関心を持っていることが窺える。

### (4) 諸外国における取り組みの紹介

検討会においては、時間的制約から一つ一つの内容を詳細に取り扱うことはできなかったが、多数の諸外国の取り組みが紹介された。その分析結果を踏まえると、すべての紛争についてODRが万能の紛争解決手段だと考えられているわけではなく、利用に適した紛争類型の見極めが重要であることなど、我が国におけるODRの活性化に向けて参考になる点が多数見受けられる<sup>6)</sup>。

また、民間型ADRについては、①既存のADR機関がオンラインを活用したADRを新たに開始する類型のみならず、②企業の顧客対応業務の一環としてオンラインでの苦情・紛争解決システムを提供する類型、③スタートアップ企業等が検討フェーズからADRフェーズまでの解決フローの全体を担い、一連のメカニズムとして苦情・紛争解決を取り扱う新たなODRを行う類型が存在することが紹介されている。このように、ODRにはかなり性質の異なる類型のものが混在しているので、今後の活性化を検討するにあたっては、その違いをきちんと認識した上で、それぞれの類型ごとに相応しい活性化策を検討する必要があると思われる。

### (5) 取りまとめ(概要)

以下、取りまとめにおいて示された意見の概要

5) 取りまとめ別紙4。

6) 具体的な諸外国の取組については、活性化検討会第1回参考資料1-1 渡邊真由「諸外国のIT・AIを活用した紛争解決」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/odrkasseika/dai1/sankou1-1.pdf>) 参照。

を紹介する。

(a) ODRに期待される役割・メリット

取りまとめは、ODRに期待される役割やメリットについて、概要、次のように述べる。

- ・IT・AIの活用により、司法アクセスの阻害要因となっていた問題点を解消し、これまで顕在化していなかった法的紛争について妥当な解決を図るための一助となる。

具体例：①遠隔地に所在する当事者との間においても、相談や紛争解決手続を実施することが可能になる（移動に伴う時間的・経済的なコストの削減ができる）。

具体例：②休日や夜間における対応も可能になる。

- ・IT・AIの活用により、心身の障害を有する者や外国人等も含め、具体的なニーズに応じた多様な支援を実施することが可能になる。
- ・オンライン上での相談やADRを実施することによる相談機関やADR機関の業務の効率化
- ・深刻な感染症が発生した場合や大規模災害等による移動困難な場合など、対面で行うことが難しいときでも、紛争解決を進めることができる。

(b) ODR推進・活性化に向けた方向性

IT・AIの内容が多様であることから、その導入にあたっては、技術の進化に応じてハードルが低いものから順次導入を図り、段階的に発展させていくことが望ましいとの考えに基づき、導入フェーズ、発展フェーズ、進化フェーズという3段階に分類した上で、当面は、発展フェーズの実装を1つの目安として取組みを進めるのが相当であるとの考えが示されている。その上で、ODR活性化に向けた取組みの方向性として、フェーズごとに、概ね次の図1のような考え方が示されている。

(c) ODRに適する分野

ODRの早急な試用・実装を目指していくべき分野として、以下の2つの分野が挙げられている。

- ・低額で定型的な紛争が大量生じることが想定される分野
- ・紛争の前提となる取引等がオンラインで行われる場合

図1 ODRの進行フェーズのイメージ (取りまとめ14頁より引用)

ODRの進行フェーズのイメージ					
	①検討・情報収集	②相談	③当事者間交渉	④ADR (ADR活用)	⑤裁判
第1段階 [導入フェーズ]	(インターネット上) 法情報・解決手法等に関するフナダムの検索	○メールでの相談・資料提出 ○テレビ・ウェブ会議の活用	市販のメール・SNSツールの利用	○メールでの申立て、資料提出 ○テレビ・ウェブ会議の活用	
第2段階 [発展フェーズ]	(上記情報の) より効率的な検索、依頼できる情報の集約されたポータルサイト化	○非対面のチャット方式 (メッセージアプリ等) の活用 ○先例の検索等による相談場面での活用 ⇒相談対応の迅速化の向上	(紛争解決に特化した) 専用アプリ・ウェブツールの開発・提供 ウェブ会議、チャット方式等)	○非対面のチャット方式 (メッセージアプリ等) の活用 ○(ADR機関共通) の専用プラットフォーム (記録提出、管理・保存・取り分け機能)	
第3段階 [進化フェーズ]	AIによる情報提供 ⇒先例分析による解決の選択、解決水準・解決可能性等の提供	AIによる自動応答・相談支援 ⇒相談内容の整理・相談支援	AIによる交渉支援 ⇒場の設定、合意誘導 ⇒解決目安の提示・合意案の提示・作成の支援	AIによる合意解決支援 ⇒調停人サポート型 / 当事者による交渉	
<small>相談・交渉・ADR業務において、将来的にはAIによる個別事案の分析、診断、妥当な解決案の提示等を行う専門家等の判断を支援するAIツール</small>					

特に、プラットフォーム型のEC (e-commerce) やシェアリングエコノミーの分野については、ODR活用をより拡大する可能性があることが指摘されている。

(d) ODRの実装に向けた課題とその支援策のあり方

ODR実装に向けた課題として、主に以下の内容が指摘されている。

- ・弁護士法やADR法等の関連法令との関係の整理
- ・コストの観点からの検討。民間の取組みを促す環境整備も含めた政府による積極的な支援・サポートの検討
- ・既存のADR機関が十分にODRを活用できていないことのあい路を踏まえた検討

(e) ODR活性化に向けた推進策と環境整備

ODRの活性化に向けた推進策として、以下の内容が示されている。

- ・ODRの実証や実装をするための取組みの検討
- ・民間トラストマークの導入・連携、業界団体などの取組みの促進
- ・シェアリングエコノミー協会や日本ADR協会などの民間団体との間での官民連携
- ・ODRフォーラムを始めとする国際的シンポジウムへの参加
- ・令和元年8月にAPECで採択されたODRの Collaborative Framework<sup>7)</sup> などの国際フレームワークを活かしつつ日本国内の事業者がODRを実装しやすいような環境整備
- ・ECおよびシェアリングエコノミー分野におけ

7) [http://mddb.apec.org/Documents/2019/EC/EC2/19\\_ec2\\_022.pdf](http://mddb.apec.org/Documents/2019/EC/EC2/19_ec2_022.pdf)



る国際標準規格（ISO）の設計に向けた議論を注視し、適切に協力する

(f) ODR活性化に向けた法制度面の環境整備  
(i) 弁護士法72条との関係

取りまとめは、弁護士または弁護士法人以外の者（以下「弁護士等以外の者」という）が、報酬を得る目的で他人の法律事務の取扱い等を業とすることを禁止している弁護士法72条とODRの関係について、以下のように整理している。

表1 弁護士法72条とODRの関係

検討フェーズ	<p>弁護士等以外の者が、オンライン上で、一般的な法情報を提供することは、弁護士法72条に違反するものではない。</p> <p>※「一般的な法情報」とは、法令の内容、裁判例情報、その他の統計情報、法律に関する文献情報、法令の一般的な解釈などの一般的な法的意見など。</p>
相談フェーズ	<p>相談対応者による適法な相談業務の前段階として、相談者の相談内容の概要を把握・整理するために、チャットボット等の自動応答方式のIT・AI技術を活用することは、弁護士法との関係で、直ちに禁止されるものではない。</p> <p>相談対応者が適法な相談業務対応の補助として、IT・AIによる支援を受けることについても、相談対応者ないし相談機関が最終的な責任主体として相談業務を行うのであれば、許容される。</p>
交渉フェーズ	<p>弁護士等以外の者が、紛争当事者同士がオンライン上で協議・交渉するための場（チャット、ウェブ上の掲示板などのツール、アプリなど）を提供することは、第三者が報酬を得る目的で実質的に和解あっせんを行っているなど弁護士法72条が禁止する行為に該当するサービスが含まれない限り、同条に違反するものではない。</p> <p>協議・交渉を行う紛争当事者に対する支援として、上記のような協議の場を提供するとともに、第三者の立場から、一般的な法情報を提供することも許容される。</p>

ADRフェーズ	<p>弁護士等以外の民間事業者がODRを活用したADRを実施することについては、ADR法に基づく認証を取得することで、実現することができる。</p> <p>弁護士または認証ADR機関における手続実施者（和解あっせん人）が、補助としてIT・AIによる支援を受けることについては、相談フェーズと同様、和解あっせん人が最終的な責任主体として和解あっせんを実施するのであれば、許容される。</p>
---------	--

(ii) その他の法令との関係

ODR実装・実現のために現行ADR法そのものの改正が直ちに必要になるわけではないが、ADR法の法務省令・ガイドライン等については、弁護士助言措置の在り方などODR活用を前提としていない部分も見受けられるとして、ADR制度の見直しに関する事項については、法務省において速やかに検討に着手することが求められるとの意見が示されている。

(g) 紛争解決に向けたビッグデータ活用のニーズと可能性

ODRにおいて、AI技術を活用するためには、民事訴訟の判決データを大量に集積して分析の対象とすることが考えられるが、現状では民事訴訟の判決データの公開状況は十分とはいえず、データのオープン化を図るべき強いニーズがあるとの認識が示されている<sup>8)</sup>。

3. 関連団体の設立

我が国においてODRの導入や活性化が必要とされる状況が広く知られてきたことにより、また、Legal Techが実務に普及してきたこともあり、近時、ODRの普及・発展等を目的とする団体が複数出現している。

(1) 日本ODR協会

1つが日本ODR協会（以下「JODR」という）<sup>9)</sup>である。JODRは、我が国におけるODRの健全か

8) その後、内閣官房・法務省・最高裁判所事務総局をオブザーバーとする、日弁連法務研究財団が主催する「民事判決のオープンデータ化検討プロジェクトチーム」が立ち上げられている（[http://www.jlf.or.jp/work/kenshu\\_200528.shtml](http://www.jlf.or.jp/work/kenshu_200528.shtml)）。

つ公正な発展を目指し、各種関係機関とも連携を図りながら議論を進めることにより、ODRの社会的信頼性を高め、その発展に寄与すべく積極的に活動していくことを目的とする設立準備中の団体である。山本和彦・一橋大学教授が代表理事となることが予定されており、理事や評議員などには、法学・工学などの分野の研究者を中心としつつも、長年に亘ってADRの普及活動に取り組んできた弁護士・司法書士などの実務家も就任することが予定されている。筆者も、理事予定者として、JODRの設立準備作業に関与している。新型コロナウイルスの感染拡大という予想していなかった事態が生じたため、当初の予定よりは遅れているが、一般財団法人化に向けて順調に準備が進められている。JODRでは、設立後は、ODRに関する制度の在り方の検討、調査・研究などの事業を行うことを予定している。JODRのウェブサイトでは、ODRに関連する海外のニュースが不定期に掲載されているなど、世界におけるODRの最新状況を積極的に発信する活動を、設立準備段階から積極的に行っている。

## (2) 日本ODR事業者協会

もう1つ、一般社団法人日本ODR事業者協会<sup>10)</sup>という団体が設立された。同協会ウェブサイトによれば、ODRが本当の意味でユーザーである個人や企業に活用され、国際社会における不可欠のインフラとなるために、ODRに関する勉強・研究、情報発信、調停人の育成を行っていくとされている。Legal Tech系のスタートアップ企業を設立して取締役として経営を担っている大橋良二・弁護士が代表理事を務めており、同協会のウェブサイトによれば、勉強会・情報共有会の開催、ODRが社会基盤となるためのPR活動、調停人の育成などを行うことが予定されている。

これらの団体については、まだ具体的な活動内容や成果が公表されている段階ではなく、今後の

取組みについては未知数な部分があるものの、今後はこれらの団体が切磋琢磨し、ODRの健全な発展に寄与することが期待されるといえよう。

## 4. ODRに関する我が国の最新の取り組み

### (1) 弁護士会によるウェブ会議システムを利用したADR

現在、全国52の弁護士会のうち35の弁護士会に、ADRセンターや仲裁センターと呼ばれる和解あっせん（調停）手続を実施する組織が設置されている。各会によって手続規則は様々であるが、従来は、基本的には対面での手続を念頭に置いて運用がなされてきた。他方で、金融ADRや国際家事ADRについては、遠隔地に居住する当事者と1つまたは複数の弁護士会との間をオンラインで接続して、和解あっせん（調停）手続を実施する必要があるため、それらの一部の専門ADRについては、Skypeを利用するなどして、手続が実施されてきたという実績がある<sup>11)</sup>。

それらの取組みを行っていく中で、金融ADRや国際家事ADRという限定された分野だけでなく、それ以外の紛争類型であったとしても、遠隔地にいる当事者が直面した紛争を解決するためには、IT機器を利用したADRが有用ではないかという認識のもと、日本弁護士連合会ADR（裁判外紛争解決）センターにおいても、2020年度から遠隔地ADRに関する部会が立ち上げられた。新型コロナウイルス感染症の拡大前から同部会の立ち上げは予定されていたが、奇しくも新型コロナウイルス感染症の拡大および外出自粛要請・新型コロナウイルス感染症の拡大および外出自粛要請・新型コロナウイルス感染症の拡大および外出自粛要請・新型コロナウイルス感染症の拡大および外出自粛要請に基づく緊急事態宣言の発出などの急激な社会情勢の変化が時期的に重なったことも契機となって、一部の弁護士会で、ウェブ会議システムを利用した和解あっせん・調停手続が導入された。

本稿執筆時点（2020年6月29日）において筆者が知り得る限りでは、まず仙台弁護士会紛争解決

9) <https://japanodr.org/>

10) <https://odr.or.jp/>

11) そのうち金融ADRにおける近時の状況については、拙稿「弁護士会における金融ADRについての近時の傾向」JCAジャーナル67巻3号（2020）26頁参照。

支援センターが全国初の「リモートADR」を立ち上げた<sup>12)</sup>。その後、京都弁護士会と第二東京弁護士会、第一東京弁護士会、岡山弁護士会、広島弁護士会もウェブ会議システムを利用したADR手続を実施するに至っている。仙台弁護士会と第二東京弁護士会、岡山弁護士会は、新型コロナウイルスに関連する紛争に限定することなく、一般的な制度としてこのようなウェブ会議システムを利用した手続を導入している。それに対して、京都弁護士会<sup>13)</sup>、第一東京弁護士会<sup>14)</sup> および広島弁護士会<sup>15)</sup> は、新型コロナウイルスに関連する紛争のみを取り扱うものとされている。

さらに、他の一部の弁護士会において、ウェブ会議システムを利用した和解あっせん手続の導入に向けた動きが見られるところである。

## (2) 民間ODRサービスプロバイダーの取組

前記2. (3) でも紹介したとおり、現在、ODR用のシステムを開発・提供しようとする民間企業は複数存在する。その中でも、特に目立った動きを見せているのが、株式会社ミドルマンの「Teuchi (テウチ)」というサービスである。筆者の理解している限り、同サービスは、すべてのコミュニケーションをオンライン上で完結させるチャットベースでの交渉支援および紛争解決ツ

ルである。

同社のウェブサイトによれば、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、家賃や結婚式場キャンセルを巡るトラブルについて、Teuchiは既に実装化されているということである。

---

## Ⅲ ODRの活性化に関する今後の展望

---

これまで述べてきたように、我が国においてODRの普及・活性化に向けた様々な動きが見られるものの、未だに多くの人にとってはなじみのない概念であり、それは法曹実務家や企業にとっても同じではないかと思われる。新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本国内においても多くの人命を奪い、経済や人々の生活に多大な被害を生じさせているが、他方で、リモートワークが広がり、多くの人にとってウェブ会議システムが身近なものとなるなど、ITの力を見せつけられるという側面もあったように思われる。今後は、ODRの実装に向けて、認知度を向上させ、企業にとっても有益な仕組みであることを理解してもらい、より多くの関係者を巻き込んだ上で、Dispute System Design<sup>16)</sup>を踏まえたシステムを開発し、積極的に社会実証を進めていくことが重要ではないかと思われる。



---

12) <https://senben.org/center#remote> なお、このことは地元紙でも大きく取り上げられた ([https://www.kahoku.co.jp/tohokunews/202005/20200515\\_13005.html](https://www.kahoku.co.jp/tohokunews/202005/20200515_13005.html))。

13) <https://www.kyotoben.or.jp/adr.cfm>

14) <http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/saigai.html>

15) <https://www.hiroben.or.jp/1525/>

16) Dispute System Designについては、Lisa Blomgren Amsler, Janet K. Martinez, Stephanie E. Smith 「Dispute System Design -Preventing, Managing, and Resolving Conflict」 (2020) 参照。

# シンガポール紛争解決の最前線(3)

シンガポール国際商事裁判所

西村あさひ法律事務所 外国法事務弁護士(イングランド・ウェールズ法)

ナタリー・ヤップ Natalie Yap

## A. はじめに<sup>1)</sup>

シンガポールの紛争解決に関する連載第3回の本稿では、シンガポールが国際社会に提供する革新的な法的サービスである、国際商事裁判所(Singapore International Commercial Court。以下「SICC」という)について詳述する。堅固な法の支配と確立した法律業界に支えられた、国際紛争の中立的な解決の地としてのシンガポールへの高い評価の下に、SICCは商事紛争の当事者に対し、国際紛争解決のための代替的な手段を提供している。これによって当事者は、柔軟でありつつ、適切な強制力を伴う手段によって実効性が担保された手続を採用する、国際紛争を専門とする裁判官とシンガポールの裁判官による裁定に紛争の解決を委ねることが可能となる。SICCによる裁判手続は、「訴訟における仲裁」とも評されており、運用開始からわずかな期間で既に、シンガポールの紛争解決エコシステムに多大な貢献を果たしている。

## B. 設立の経緯

SICCの背後にある構想は、2013年1月に、シンガポール最高裁判所長官のSundaresh Menon氏によって初めて発表された。国際仲裁のハブとしてシンガポールを成功に導いた要因<sup>2)</sup>にはさらなる活用の余地があるとの認識に立ち、Menon最高裁判所長官は、国際商事裁判所の設立を「法的サービス分野のさらなる成長と、シンガポール法の国際化及び諸外国への輸出の途を拓ける」ためのシンガポールによる取組みの一環であると位置付けた。SICCはアジアにおける最初の国際商事裁判所として、2015年1月5日に正式に運用が開始された。その後、同様の国際裁判所は中国やフランス、ブリュッセル、オランダ、ドイツでも設立されている。

## C. 概要

SICCはシンガポールに設置された国際裁判所であり、国際的な事業者らに対し、国際商事紛争

1) 著者は、西村あさひ法律事務所東京オフィスの国際仲裁グループに所属するカウンセラー弁護士(英国法)であり、同事務所へ移籍する以前は、シンガポールにおいて国際的法律事務所に11年間在籍していた。本稿執筆にあたっては、シンガポール国際商事裁判所のLaurence Wong氏から示唆を得たほか、リサーチ及び翻訳作業に関し、同僚の小枝未優弁護士の助力を得、リサーチ及び校正に関し、同僚のMichael Martinez弁護士の助力を得た。ここに感謝の意を表したい。

2) 国際紛争解決のハブとしてのシンガポールの成功については、本誌の2020年1月号に掲載された本連載第1回において、詳しく論じられている。



の解決のため1つのオプションを提供している。当事者は、各国裁判所や国際仲裁、調停の代わりに、自身の紛争をSICCに付託することを選択することが可能である。

SICCは以下の全ての要件が満たされる場合に、事件を審理する管轄を有する。

- (a) 当該事件における請求が国際的及び商事的な性質を有するものであること。
- (b) 当該事件の当事者がSICCの管轄に服することにつき、書面による管轄合意をしたこと。
- (c) 当該事件の当事者が、“Prerogative order (which includes a mandatory order, a prohibiting order, a quashing order or an order for review of detention)”あるいはこれに関連する救済を求めていること。

加えて、SICCは国際商事仲裁に関する一定の論点について判断する管轄も有している。SICCによる近時の決定例としては、当事者が仲裁判断の取消しを求めた事案が挙げられる。

SICCはシンガポールHigh Courtの一部門ではあるが、国際商事事件を担当することから、以下に例示するように他の部門には見られない多くの重要な特色があり、これによってSICCの裁判手続には、国際仲裁実務において一般的に見られるような手続的柔軟性が与えられている。

- (a) 当事者は、契約準拠法を自由に選択することができ、必ずしもシンガポール法を選択する必要はない。SICCの推奨するモデル条項は同裁判所のウェブサイト上で公開されており、様々な当事者の選好に沿うことができるよう、幅広いオプションが提供されている<sup>3)</sup>。
- (b) シンガポールとの関連性を有しない涉外事件においては、当事者は必ずしもシンガポールの弁護士を起用する必要はなく、SICCに登録された外国弁護士が手続を代理することができる。外国弁護士は自らSICCへの登録を申請することが可能であるところ<sup>4)</sup>、SICCは当該

申請を全面的に認める場合もあるが、一定の制限を付した上で認めることもあり得る。2020年6月16日時点では、SICCには13の国々から87名の外国弁護士が登録されており、そのうち5名は日本からの登録者である。SICCに登録された外国弁護士は、一定の条件を満たすことを前提に、シンガポールの移民法に基づく就労ビザの取得義務から免除される。

- (c) シンガポール法以外の外国法に関する論点についても、必ずしも専門家証人による証拠を提出する必要はなく、代理人による主張を基に判断することが可能である。
- (d) 当事者は、シンガポールの証拠法に代えて、別途の証拠規則によることを合意することも可能である。例えば、当事者は、証拠法に関してIBA国際仲裁証拠調べ規則によることを合意することが可能である。
- (e) 証拠開示やディスカバリに関する規則は概要、国際仲裁における文書開示に用いられているものとほぼ同様である。

さらに、手続の守秘に関心がある当事者は、当該手続の守秘を確保するために、様々な内容の命令を下すよう、裁判所に申し立てることが可能である。このような裁判所の命令としては、審問の全て又は一部を裁判官室で実施することの命令や、判決書を公開するに当たって判決中の当事者名を匿名化する命令、当該事件に関する資料や情報の公表を禁止する命令、及び事件記録へのアクセスを制限する命令等が含まれ得る<sup>5)</sup>。

---

#### D. 判決の執行<sup>6)</sup>

---

SICCの判決は他のシンガポールHigh Courtによる判決と同様に執行可能である。しかし、ほぼ全ての世界中の国々が加盟している外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約を通じた執行が可能な仲裁判断と比べると、裁判所の判決は国際的な

3) <https://www.sicc.gov.sg/guide-to-the-sicc/model-clauses>

4) <https://www.sicc.gov.sg/registration-of-foreign-lawyers>

5) Rules of Court, O.110, r.31 and 32.

6) <https://www.sicc.gov.sg/guide-to-the-sicc/sicc-proceedings-in-general>

執行可能性の点で劣っている。確かに、仲裁判断の広範な執行可能性は、国際仲裁の最も重要な利点の1つである。それでもなお、シンガポール裁判所の判決は、他の国際条約や法的手続によって執行可能である。日本の事業者に関連する点としては、金銭判決の執行可能性が挙げられる。現状、日本の裁判所が下した金銭の支払いを命じる判決は、中国の裁判所では承認されないと思われるが(逆も同様である)、SICCが下した金銭判決はいずれの国でも承認される可能性がある。そのため、例えば日本企業及び中国企業を当事者とする契約においては、SICCの利用は紛争解決手段として有用な選択肢となり得るものと思われる。

SICCの判決は、以下の国々を含む広範な法域において執行可能であることが見込まれる。

- (a) コモンロー系法域 (オーストラリア、香港、インド、米国等)
- (b) EU加盟国
- (c) アジア諸国 (中国、日本、その他ASEAN加盟諸国等)

SICCの判決をシンガポール国外で執行する方法は、4通り存在する。どの方法が最も適切であるかは、執行を求める当事者がどの国において当該判決を執行することを意図しているかによって異なる。

シンガポール裁判所の判決を執行するための枠組みは、以下の通りである。

- (a) シンガポールが加盟している、2005年に採択された国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約の適用。本条約に加盟している国は、原則として他の加盟国における判決を相互に承認及び執行することが求められており、執行を拒絶することができるのは特定の限定された事由が存在するときに限られる。2020年4月30日時点において、同条約の加盟国は、32カ国である。最新の加盟国リストは、下記のウェブサイトから確認可能である ([https://www.](https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=98)

[hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=98](https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=98))。

- (b) “Reciprocal Enforcement of Commonwealth Judgments Act”及び“Reciprocal Enforcement of Foreign Judgments Act”の適用。本手段は、オーストラリア、ブルネイ、パキスタン、パプアニューギニア、香港、スリランカ、インド、英国、マレーシア、ニュージーランド及びウィンドワード諸島に適用される。
- (c) 法域によっては、当事者はSICCの判決を債務 (debt) として執行することが可能である。これは一般的にコモンロー系の法域において認められている方法である。
- (d) 多くの大陸法系諸国では、外国判決は一定の要件を満たす場合に執行が認められ得る<sup>7)</sup>。記録上、シンガポールHigh Courtの判決は2016年に南京市中級人民法院において執行されており、2006年には東京地裁でも執行されている<sup>8)</sup>。東京地裁は同判決において、当該シンガポールHigh Courtの判決は日本民事訴訟法118条の要件を満たすと結論付けている。ベトナムでは、シンガポールHigh Courtの判決が、ホーチミン市人民高等裁判所によって執行されている。

加えて、国外における金銭判決の執行に関して、シンガポール最高裁判所 (SICCはその一部として位置付けられる) は、様々な法域の裁判所との間で、金銭判決の執行に関するガイダンスについての覚書を締結している。これらの文書は国際条約や法規範としての効力を有するわけではないものの、締結先の裁判所における金銭判決の執行手続に関する相互の合意を定めている。現在までに、シンガポール最高裁判所が覚書を締結ないしこれに代わる書簡を交わした裁判所は、ミャンマー、中国、バミューダ、カタール、オーストラリアのヴィクトリア州、ドバイ及びアブダビの裁判所である<sup>9)</sup>。

7) Adeline Chong氏編「Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Asia」(Asian Business Law Institute, 2017) (<https://www.abli.asia/LinkClick.aspx?fileticket=I0rTeJ0yljw%3D&portalid=0>)中の報告によれば、シンガポールの判決が執行され得る大陸法系諸国には、中国や日本、フィリピン、韓国が含まれるようである。

8) (2016) Su 01 Xie Wai Ren No. 3; 19 January 2006 (Heisei 18), Hanrei Times No 1229 at p 334.

9) <https://www.sicc.gov.sg/guide-to-the-sicc/enforcement-of-money-judgments>

## E. 仲裁との比較

SICCは事件受理に関して、仲裁機関と競争関係に立つことを意図していない。むしろ、SICCの目的は多国籍企業に対し、国際商事紛争を解決するためのもう1つの選択肢を提供することにある。先陣を切ってこの選択肢を提供することによって、シンガポールは国際紛争解決の主要なハブとしての自身の立場を補強及び維持することを企図したのである。

国際裁判所という選択肢は未だに極めて新しい選択肢であることから、SICCにおける裁判と国際仲裁はどのように比較されるのか、様々な産業や業界における国際紛争解決の手段として、いずれの手段が現時点でより好まれているのかといった疑問は、当然出てくるであろう。

### I. 国際仲裁との類似点

SICC及び国際仲裁いずれの手続によっても、紛争当事者はシンガポールを純粋な中立地として利用することが可能である。シンガポールを仲裁地とする国際商事仲裁手続と同様に、SICCに係属する事件には、国際的な当事者が関与しており、シンガポールとの関連性がない事件が多い。

国際仲裁及びSICCの両手続において、当事者は手続の柔軟性による便益を受けることができる。これは特に、文書開示手続や証拠調べに関して、また審問や手続準備会合を遠隔地から実施することができる点において、顕著である。

### II. 国際仲裁との相違点

当事者ないし仲裁機関によって仲裁廷の構成が決定される仲裁とは異なり、SICCの手続においては、最高裁判所長官が各事件毎に、SICCが用意しているシンガポールの裁判官や国際的な裁判官から構成される多様なパネルの中から、1名ないし数名の裁判官を担当に任命する。現時点では、同パネルには24名のシンガポール裁判官及び7カ

国からの18名の国際的な裁判官が含まれており、日本からは谷口安平裁判官が含まれている。

SICCは、自身の管轄に服する、当該事件に関連する第三者に対し、手続への参加を強制する権限を有しているが、仲裁廷はこのような権限を直接的には有していない。この点は、契約、プロジェクトあるいは取引に多数の当事者が関与していたり、契約には署名していない当事者が関与していたり、複数の契約が問題となる場合であって、関連する第三者や署名していない当事者が任意に手続へ参加しようとしめない場合に、特に重要となる。SICCの強制力は、手続の中で当事者に制裁を加えることが適切と考えられるような場面でも、有効な手段となり得る。この点で、SICCは、仲裁に対する一般的な批判として挙げられる、第三者への強制力の欠如及び仲裁手続内における実行的な制裁手段の欠如という2つの批判に対応することが可能である<sup>10)</sup>。

仲裁手続では、商事仲裁判断は通常公開されず、仮に公開される場合には、当事者や仲裁廷の名前が明らかにならないよう、当該仲裁判断は匿名化されることが通常である。仲裁の当事者は仲裁が提供するこれらの秘密性や匿名性を好むことが多いと思われるが、このような利点の一方で、特に法的論点について国際仲裁判断に対する上訴の機会は通常与えられていないことからすれば、仲裁廷による判断過程についての透明性の欠如や、仲裁廷による説明責任の欠如もまた懸念点である。これに対し、SICCの判決は、当事者が権利を放棄することに同意しない限り、シンガポール Court of Appeal に対して上訴することができる。また、SICCの判決及び当該事案の概要はSICCのウェブサイト上で公開される<sup>11)</sup>。上述した通り、裁判所は手続の秘密を保護するための命令を出すことができ、守秘を確保したいと考える当事者は、たとえば判決が匿名化されるよう、裁判所に対して秘密保持命令の申立て等を行うことが可能である。2020年6月1日時点において、SICCの裁判官

10) [http://www.arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/2018-International-Arbitration-Survey---The-Evolution-of-International-Arbitration-\(2\).PDF](http://www.arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/2018-International-Arbitration-Survey---The-Evolution-of-International-Arbitration-(2).PDF) (2頁参照)。

11) <https://www.sicc.gov.sg/hearings-judgments/judgments>; <https://www.sicc.gov.sg/media/case-summaries>。

らは52の判決書を出しており、Court of AppealはSICCが2015年1月5日に正式に運用開始されて以降、11の判決を出している。

国際仲裁とSICCにおける手続とのもう1つの違いは、事件処理のスピード（従って費用にも関連する）である。2020年6月1日時点において、審問まで手続が進行した事件に関し、SICCが事件処理に要した期間の平均は16.5カ月であり、日常的に迅速な決定が下されている。これに対し、要する費用や迅速性の欠如といった点は、長きにわたって国際仲裁の最も望ましくない特徴として

批判されてきた点である。

---

## F. 結 語

---

SICCは国際的な事業者に対し、仲裁に代わる有効な代替的手段を提供しており、設立以降他の法域において開設された国際裁判所のモデルとなっている。地理的にはシンガポールに設置されているものの、SICCは、中立的な立場から商事紛争の裁判上の解決に関する国際的なベスト・プラクティスを提供することを試みている。





# 投資協定仲裁判断例研究(124)

再生可能エネルギーに関する制度変更が比例性を欠くため公正衡平待遇義務に違反するとされた例

投資協定仲裁研究会 京都大学大学院法学研究科 教授

濱本正太郎 Shotaro Hamamoto

申立人：RWE Innogy GmbH and RWE Innogy Aresa S.A.U.

被申立国：スペイン

事件番号：ICSID Case No. ARB/14/34

管轄権・責任・賠償部分決定：2019年12月30日

仲裁廷：Samuel Wordsworth (英・長)、

Anna Joubin-Bret (仏)、

Judd L. Kessler (米)

出典：<https://icsid.worldbank.org/>

## 本判断のポイント

- ・法令のような特定のでない意思表示によって「正当な期待」が生じることはない。
- ・被申立国が制度変更をなす場合、制度変更目的と投資家が受ける負担との比例性が欠けていれば公正衡平待遇義務違反が生じる。
- ・遡及的措置により投資家に損失を与える場合、公正衡平待遇義務違反が生じる。

## I. 事実関係

本件はエネルギー憲章条約 (ECT) に基づく仲裁であり、申立人のRWE Innogy GmbH (以下、

RWE) はドイツ法人、RWE Innogy Aresa S. A.U. (以下、RWE Innogy Aresa) はスペイン法人である。[paras. 1-2]

スペインは、1990年代半ばより再生可能エネルギー発電を発展させるべく種々の施策を行った<sup>1)</sup>。1997年電力事業法 (法54/1997) は、再生可能エネルギー発電事業者につき、プレミアムの支払いを含む「特別制度」を定めた。同法30条4項は、プレミアムの設定に際し、合理的な利益率を達成することを考慮要素の一つとしていた。[paras. 129-132]

翌1998年、特別制度の詳細を定める政令2818/1998が制定され、特別制度におけるインセンティブとして、市場価格に上乗せするプレミアムの支払いか、市場価格の代わりに固定価格での支払いがなされるものとされた。[paras. 135-136]

政令2818/1998は、2004年の政令436/2004により廃止された。政令436/2004は、京都議定書の目的を達成するための措置をEU構成国に義務づけるEU指令2001/77/ECを受けて定められたものである。同政令により、再生エネルギー発電事業者は、基準価格 (政令1432/2002により設定) により売電するか、あるいは市場に直接売電してインセンティブ・プレミアム (基準価格に基づき

1) スペインにおける再生可能エネルギー関連法制度の展開については、井口直樹「投資協定仲裁判断例研究 (79)」JCAジャーナル63巻6号 (2016年) 3頁 (Charanne c. España)、小川和茂「投資協定仲裁判断例研究 (114)」JCAジャーナル66巻10号 (2019年) 44頁 (Foresight v. Spain)、玉田大「再生可能エネルギー固定買取価格制度の法的問題」RIETI Discussion Paper Series 17-J-060 (2017年)。

計算)を追加的に受け取るかを選択することとされた。また、同政令により導入される価格制度は遡及的に適用されないことも定められていた。[paras. 141-146]

ところが、政令436/2004による価格設定は想定外の高額となったため、2006年に暫定措置として政令<sup>2)</sup>7/2006が制定され、売電価格およびプレミアムと基準価格とのリンクが外され、売電価格が凍結された。[para. 156]

2007年に政令661/2007が制定された。登録制度(RAPIRE)が導入されたほか、固定価格による売電か市場価格に加えてのプレミアムの受領かを選択できることとされ、プレミアムの上限・下限も設定された。また、各発電グループにおいて発電量目標の85%に到達した場合、登録された発電設備がプレミアムの受領あるいは固定価格での売電をする権利を享受する期間が設定されるものとした。さらに、固定価格やプレミアムの見直しが2010年に行われることと、固定価格やプレミアムが変更された場合には、変更がなされた年から2年目の1月1日以前に稼働認証(deed of commissioning / acta de puesta<sup>3)</sup>)が付与された発電設備には影響しない、とも定められた。政令436/2004に基づき稼働していた設備については、2012年末まで同政令の制度を利用するか、直ちに政令661/2007の制度に移行するかの選択権が与えられ、申立人の設備を含む大半の設備は2012年末まで旧制度を利用する選択をした。さらに、古い風力発電設備については、政令661/2007の制度を利用するためには設備を更新しなければならないことも定められ、実際に申立人は設備更新のための投資を行った。また、政令661/2007採択に際して、風力・水力発電設備が7%の利益を得ること、および、法的安定性につき、「保証する(guarantee)」とのプレスリリースが発表されている。[paras. 161-175]

2009年に、2008年の金融危機と電力制度収支の赤字を背景に、政令<sup>3)</sup>6/2009が制定され、2013

年以降は送電網利用料金により赤字を解消すること、および、新規の登録制度を設けて新規参入のタイミングを政府が調整できるようにすることが定められた。[paras. 177-180]

同年、EUは指令2009/28/ECを採択し、2020年には消費電力量の20%を再生可能エネルギー源から得ることを定めた。これを受けてスペインは2010年に再生可能エネルギー計画(NAPRE)を採択し、再生可能エネルギー発電の優遇制度は法的確実性・実行可能性・規制安定性の3つの原理に基づくことが示された。さらに、スペイン産業観光通商省は、太陽光・地熱・風力セクターと価格変更につき合意がなされ、その合意により制度の安定性が保証される、とのプレスリリースを発表した。[paras. 182-184]

同2010年、スペインは政令1614/2010を採択した。同政令では、風力・地熱・太陽光発電が2010年時点の目標に到達もしくはそれを超過したため、投資に関する法的安定性を維持しつつも制度を事態に適応させねばならないとされ、固定価格もしくはプレミアムの得られる時間数の制限が定められた。次いで政令<sup>3)</sup>14/2010が採択され、発電業者は送電網利用料金を支払うべきことが定められた。[paras. 186-189]

申立人RWG Innogy GmbHの前身Harpen AGは、2001年4月に風力発電1件、2002年5月に風力発電6件と水力発電4件にそれぞれ投資した。また、2002年5月時点で、RWE Aersaは風力発電3件に投資していた。そして、申立人は、2008年6月に風力発電6件に投資した。この間およびその後2012年12月までの間にこれら発電所の持分の増加による投資を行った。あわせて水力発電所4件(計12.20MW)、風力発電所16件(計466.75MW)であり、申立人によれば投資総額は5億770万ユーロを超える。[paras. 190-209]

2012年に、スペインエネルギー委員会(法律により設置)は電力料金制度が維持可能ではないとの報告書を提出した。スペインは、法15/2012

2) 政令法は、緊急時に政府により発せられ、法律と同様の効果を有する。[para. 177]

3) スペイン語はCharanne c. España, SCC Arbitraje No.: 062/2012, Laudo final, 21 de enero de 2016, para. 125による。

を制定し、全ての電力業者に対し収入の7%、水力の利用に対し22%（小規模水力発電所については2.2%）の課徴金をそれぞれ課すこととした。さらに、2013年の政令法2/2013ではプレミアムを0とし、政令法9/2013は、法54/1997の30条4項を改正し、特別制度による収入額は市場価格による売電額とし、それによって投資コストおよび運用コストがカバーされない場合は不足分を加えたものとする、と定めた。その後、法24/2013が制定され、それにより法54/1997が廃止され、政令法9/2013の内容が同法に取り込まれた。その実施のための政令413/2014と省令IET/1045/2014とを併せ、特別措置による支払いがなされる期間は、それまでは発電所の耐用期間とされていたところ、風力につき20年間、水力につき25年間とされ、支払額は、市場価格と、それにより運用コストがカバーされない場合は不足分を補う額を加えたものとされ、その上限は「合理的な利益」、具体的には10年ものスペイン国債の金利7.398%を超えない範囲とされた。また、政令法661/2007に基づく制度の下で7.398%を超える利益を得ている場合、超過分を差し引いて支払いがなされるものとされた。[paras. 213-225]

申立人は、これらの措置により申立人による投資の公正市場価値の56%が失われたと主張する。他方、被申立国は、申立人は税控除後8.2%の利益を得ると主張する。[paras. 228-229]

---

## II. 判断要旨

---

### A. 管轄権

#### 1. EU内紛争 [paras. 241-374]

[Charanne<sup>4</sup>], Foresight<sup>5</sup>], Magyar Farming<sup>6</sup>)

---

4) Charanne, supra note 3. 井口・前掲注1)。

5) Foresight v. Spain, SCC Arbitration V (2015/150), Final Award, 14 November 2018. 小川・前掲注1)。

6) Magyar Farming v. Hungary, ICSID Case No. ARB/17/27, Award, 13 November 2019. 山本晋平「投資協定仲裁判断例研究 (120)」JCAジャーナル67巻4号 (2020年) 24頁。

7) Novenergia II v. Spain, SCC Arbitration (2015/063), Final Arbitral Award, 15 February 2018. 瀨本正太郎「投資協定仲裁判断例研究 (101)」JCAジャーナル65巻6号 (2018年) 25頁。

8) Eiser v. Spain, ICSID Case No. ARB/13/36, Award, 4 May 2017, paras. 362-363.

9) Electrabel v. Hungary, ICSID Case No. ARB/07/19, Decision on Jurisdiction, Applicable Law and Liability, 30 November 2012, para. 7.78.

にほぼ同旨のため省略。]

#### 2. 課税例外 (ECT 21条) [paras. 375-393]

[Novenergia<sup>7</sup>] にほぼ同旨のため省略。]

### B. 本案

#### 1. ECT 10条の解釈

申立人は、ECT10条1項の第1文は規制安定性確保に関する独立した義務を定めていると主張する [para. 407] が、第1文は第2文の公正衡平待遇義務と合わせて読まれるべきである。[para. 429]

ECT 10条1項が正当な期待の保護を含むことに争いはない [para. 431]。この関連で、ECT 24条 (例外規定) の2項が、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」を第三部 (10条を含む) の諸規定については例外としないと定めていることが重要である。これは、そのような措置はそもそも公正・衡平ではないとみなされないと理解される。その意味で、24条2項は、10条1項を拡張的に解釈することを妨げる。[paras. 446-447]

Eiser v. Spain<sup>8</sup>) でも示されているとおり、公正衡平待遇義務は規制の安定性そのものに関する権利を与えるものではない。その一方で、規制制度が、既存の制度に依拠した既存の投資が置かれている状況を考慮せずに根本的に変更されることから保護するものである。[paras. 448-449]

正当な期待の成立に特定の意思表示が求められるかどうかについては見解の対立がある。正当な期待の成立に特定の意思表示は不可欠でないとする *Electrabel v. Hungary*<sup>9</sup>) は傾聴に値する。ECT 10条1項を検討するにあたり仲裁廷がすべきは公正衡平待遇が与えられたかどうかの判断の

みであって、そもそも条約規定中に明示されていない正当な期待という概念につき過度に厳密に規範内容を設定しようとするのは適切でない<sup>10)</sup>。とはいえ、Charanne c. España<sup>11)</sup> が示唆するように、一般的立法が契約の安定化条項や特定の約束と同様の効果を持つと考えるのは難しい。他方、Blusun v. Italy<sup>12)</sup> が述べるように、一旦特定の待遇が与えられたならば、その待遇が変更される際には変更（立法）の目的に比例しないことのないような形でなされねばならず、既存の規制に依拠した投資家の利益にも適切に配慮しなければならない。[paras. 453-459]

まとめると次の2点となる。第1に、ECT 10条1項の公正衡平待遇義務により保護される正当な期待の成立を考える際に、立法の形態をとる意思表示を特定の約束や契約による約束と同視することはできない。第2に、特定の意思表示がなされていない場合であっても、特定の価格制度に基づき投資を行ったということは、公正衡平待遇義務違反の有無の評価にあたり関連しないということはない。被申立国が公正かつ衡平に行動したかを判断するにあたり重要な要素の1つは、価格制度の変更が比例性を欠くものであったかどうかである。そして、その問題を考えるために、措置の必要性と、旧制度に依拠して多額の投資を行った投資家に過度な財政的負担を転嫁することになっていないかどうかを検討しなければならない。さらに、被申立国が意思決定を行うに際して申立人を含む投資家に与え得る影響を適切に考慮したかどうかの評価も重要である。[paras. 460-462]

## 2. 正当な期待の侵害

政令436/2004以前になされた投資についていえば、被申立国は特段の意思表示はしておらず、申立人が行ったデューディリジェンスから、関連制度が悪い方向に変更され得ることを申立人も了知していたことがわかる。したがって、その時点での合理的な予想は、関連制度は容易に変更され得、しかも非常に悪い方向に変更されることもあ

り得る、というものであった。[paras. 487-488]

政令661/2007以降になされた投資については、証拠から、申立人が同政令に依拠してそれら投資をなしたこと、ただし、関連制度が過去に変更を経ており、将来的にもさらに変更があり得るという前提でそれら投資がなされたことがわかる。[paras. 491-506] また、この時点での投資について、申立人は十分なデューディリジェンスを行っていない。申立人社内で何らかの調査はなされているが、詳細は明らかにされておらず、しかも担当者は有資格弁護士ではなかった。このことは、申立人が政令661/2007を具体的に理解した上でこれら投資をなしたのではないということを示している。また、スペイン最高裁は2005年から2007年の間に、関連規制はスペイン当局により変更され得るとする判断を何度も示しており、申立人はこれら判例を考慮に入れるべきであった。[paras. 510-518]

申立人は、政令436/2004、政令661/2007、政令1614/2010により、電力価格とプレミアムにつき特定の意思表示がなされ、それにより正当な期待が生じた、と主張する。しかし、これらにより特定の意思表示がなされたとはいえない。本件は、正当な期待を生ぜしめるような特定の意思表示がなされた事例ではない。なお、申立人は、2007年のプレスリリースにより正当な期待が生じたとは主張しておらず、また、2010年の「合意」に依拠して投資をなしたとはいえない。[paras. 535-550]

## 3. 比例性

国家による規制措置の必要性・合理性・比例性を検討するにあたり、いくつかの仲裁廷は評価の余地を認めてきている<sup>13)</sup>。本件においてもそれが適切であり、経済危機の一側面への国家の対応が比例性のとれたものであったかどうかを判断する際には、一定の合理的な評価の余地が国家に与えられねばならない。[paras. 552-553]

比例性を検討する際には必要性を考慮するのが通例である。一定の評価の余地は認められるとし

10) Para. 455の“proscriptive”（禁止的）は“prescriptive”（規範設定的）の誤植か？

11) Charanne, supra note 3, paras. 503, 510.

12) Blusun v. Italy, ICSID Case No. ARB/14/3, Award, 27 December 2016, paras. 367-372.



ても、立法目的を達成するためにより制約的でない措置を執ることが合理的に可能であった場合には、当該措置が必要であったと評価することは難しくなる。[para. 554]

本件で問題となっている措置の目的は、政令法9/2013の前文などに示されているように、買取価格制度の赤字と電力部門が持続可能でないほどの負債を抱えていることに対処することである。申立人は、この目的を達成するために被申立国はより制約的でない措置を執ることができたことを証明していない。[paras. 561-567]

さらに、狭義の比例性を検討しなければならない。公正衡平待遇義務との関連では、EDF v. Romaniaが、措置の目的と手段との比例性は、対象となる者が個人的かつ過重な (individual and excessive) 負担をする場合には認められないとの判断を示している<sup>14)</sup>。本件では、制度に根本的変更が加えられたときに申立人がどのような負担をすることになったか、また、制度変更が達成しようとした正当な目的との関連においてその負担が過重なものであるかどうかを検討すべきである。その検討の際に一定の評価の余地は認められるが、本件においては、多額の投資が必要となること、および、2007年のプレスリリースと2010年の「合意」が「保証」という語を用いていることから、評価の余地を広く認めることはできない。[paras. 569-571]

本件手続において、被申立国は、申立人の発電設備からの収入は法54/1997が定める合理的な収益に基づくものであって、合理的かつ比例性のとれた収益率は7.398%である、と一貫して主張している。本件においては、両当事者の提出した証拠から、本件措置が執られなければ申立人の風力発電所全体では14.5%、水力発電所では7.1%の取

益が得られていたはずであることがわかる。ところが、実際には7つの発電所において7.398%を大幅に下回っている (5.8%から-1.4%)。これを合理的かつ比例性がとれているとはいえない。[paras. 582-589]

被申立国が意思決定を行うに際して申立人を含む投資家に与え得る影響を適切に考慮したかについては、政令法9/2013を具体化する政令413/2014と省令IET/1045/2014の制定にあたっては再生可能エネルギー関連投資家の意見聴取がなされ、それに基づいて省令案の修正もなされていることから、一般論としては投資家に与え得る影響が適切に考慮されていたといえる。しかし、被申立国がこれら政令・省令による経済的影響を調査することを民間機関に求めておきながらその報告の前にこれら政令・省令を採択したことは問題であり、それ自身として義務違反を構成しないとしても、比例性を欠く措置を執るリスクを自ら増したといえる。[paras. 590-597]

以上より、本件においては、被申立国の政策目的に照らして、申立人の受けた負担は過重であり比例性を欠くものであった。[paras. 598-600]

#### 4. 安定的状況を創出する義務

ここで問題とすべきは、被申立国による規制措置が許容できない濫及的效果を持つものであるかどうかである。申立人は、申立人に一旦支払われた1940万ユーロの払い戻しを余儀なくされており、これは許容できない濫及適用である。ただし、金額については別途精査を要する。[paras. 620-621]

---

### III. 解 説

---

#### A. スペイン再生可能エネルギー事案の整理

スペインを被申立国とする再生可能エネルギー

---

13) Continental Casualty v. Argentina, ICSID Case No. ARB/03/9, Award, 5 September 2008, para. 181 (荒木一郎「投資協定仲裁判断例研究 (3)」JCAジャーナル56巻12号 (2009年) 2頁) ; Philip Morris v. Uruguay, ICSID Case No. ARB/10/7, Award, 8 July 2016, para. 399 (鈴木五十三「投資協定仲裁判断例研究 (58)」JCAジャーナル64巻4号 (2017年) 51頁) ; Chemtura v. Canada, Award, 2 August 2010, para. 123 (石川知子「投資協定仲裁判断例研究 (23)」JCAジャーナル58巻4号 (2011年) 28頁) ; Electrabel v. Hungary, ICSID Case No. ARB/07/19, Award, 25 November 2015, para. 8.35.

14) EDF v. Romania, ICSID Case No. ARB/05/13, Award, 8 October 2009, para. 293.

事案で本案判断が示されたものにつき、ECT10条1項の公正衡平待遇義務違反認定の有無、および、違反認定がなされた場合はその理由付けを基準に整理すると、以下のようになる。

1. ECT10条1項（公正衡平待遇義務）違反が認められなかった例		
	Charanne	制度の大規模変更以前の措置についてののみ違反主張 <sup>15)</sup>
	Isolux	制度の大規模変更が予見できる時期（2012年10月）に投資 <sup>16)</sup>
	Stadtwerke	制度変更なきことについての保証なく、正当な期待なし。法令により保証された合理的収益を上回る収益を得ており、比例性充足。 <sup>17)</sup>
	BayWa	法令により合理的収益に関する正当な期待成立。申立人はそれを上回る収益を得ている。 <sup>18)</sup>
2. 同条項の違反が認められた例		
2-1. 被申立国の特定的意思表示により生じた正当な期待の侵害により違反が認められた例		
	Masdar	投資家に宛てられた書簡による、発電設備の稼働期間中は当時の制度が適用されるとの意思表示 <sup>19)</sup>
	NextEra	投資家に宛てられた書簡による、制度の安定の保証 <sup>20)</sup>
	InfraRed	投資家に宛てられた書簡を含む投資受入国の意思表示による、価格制度の維持の保証 <sup>21)</sup>
2-2. 特定的意思表示なしに違反が認められた例		
2-2-1. 特定的意思表示なしに生じた正当な期待の侵害により違反が認められた例		
	Novenergia	予測不能な根本的的制度変更は違反 <sup>22)</sup>

	Foresight	制度の根本的かつ突然の変更はないとの正当な期待あり <sup>23)</sup>
	Antin	法令の内容の具体性により、制度の安定性につき正当な期待成立 <sup>24)</sup>
	RREEF	法令の規定により、合理的な収益が得られるとの正当な期待成立 <sup>25)</sup>
	Cube Infrastructure	規制産業に関して法令により明確に提示された条件については根本的変更ないと正当な期待あり <sup>26)</sup>
	9Ren Holding	法令の内容の明確性・具体性により、政令の制度が維持されるとの正当な期待成立 <sup>27)</sup>
	SolEs	法令・政府報告書・政府発言・最高裁判例等により、価格制度が維持されるとの正当な期待成立 <sup>28)</sup>
	OperaFund	法令の明確な規定により、将来の制度変更が既存の投資に影響しないとの正当な期待成立 <sup>29)</sup>
	Watkins	法令の明示的規定により、将来の制度変更が既存の投資に影響しないとの正当な期待成立 <sup>30)</sup>
	Hydro Energy	法令により、合理的な収益が得られるとの正当な期待が成立し、それを下回る限りにおいて違反 <sup>31)</sup>
2-2-2. 正当な期待の侵害とは別の理由で違反が認められた例		
	Eiser	既存の投資を考慮せずになされる制度の根本的変更は違反 <sup>32)</sup>
	RWE	(本評釈対象事案)
	PV Investors	投資時点で受入国が示していた収益率を下回る限りにおいて違反 <sup>33)</sup>

15) Charanne, supra note 3, paras. 191, 395, 481.

16) Isolux c. España, SCC Arbitraje V2013/153, laudo, 12 de julio de 2016, paras. 784-785, 798, 803, 810-812.

17) Stadtwerke v. Spain, ICSID Case no. ARB/15/1, Award, 2 December 2019, paras. 274-275, 282-287, 308, 327, 337, 353-355.

18) BayWa v. Spain, ICSID Case No. ARB/15/16, Decision on Jurisdiction, Liability and Directions on Quantum, 2 December 2019, paras. 465, 470-473, 509-515. ただし、既に投資家に支払われた額を取り戻すような措置は公正衡平待遇義務違反 (para. 496)。

19) Masdar v. Spain, ICSID Case No. ARB/14/1, Award, 16 May 2018, paras. 516-522.

20) NextEra v. Spain, ICSID Case No. ARB/14/11, Decision on Jurisdiction, Liability and Quantum Principles, 12 March 2019, paras. 588, 590, 596-598.

21) InfraRed v. Spain, ICSID Case No. ARB/14/12, Award, 2 August 2019, paras. 48-49, 409-410, 428-430, 449-451.

このように見る限り、判断はかなり割れている。しかし、たとえば、公正衡平待遇義務違反の認められなかったStadtwerke, BayWaと、認められたRREEF, Hydro Energy, RWE, PV Investorsとを比較してみると、理由付けの論理はともかく、結局のところ「合理的な収益が得られているかどうか」が基準とされている点において共通している。さらに、9Renのように、違法性・責任認定の過程においては価格制度変更があれば直ちに違法・有責と認定しつつ、賠償額算定の段階において規制変更リスクを考慮に入れて賠償額を減額している例も、「合理的な収益」を基準とする例と実質的には大差ないと言えなくもない。

事案の特殊性から違反が認められなかったCharanne, Isoluxと、特定の投資家に対して制度の維持につき特定の意思表示による保証がなされていた2-1の諸例とを除けば、実践的観点から見ると、本件RWEのように「合理的収益」を基準とする例と、Watkinsのように既存制度の維持を基準とする制度との間にこそ注目すべき差異があるといえる。

## B. 「正当な期待」の成立に特定の意思表示は必要か

これまでも本連載で検討してきたように、公正衡平待遇義務の下での「正当な期待」の保護に関して、「正当な期待」が成立するために特定の意思表示が必要とされるかどうかについては判断の流れは必ずしも一定していない。

そもそも、極度に漠然としている「公正衡平待遇義務」を少しでも詳細化・客観化しようとする努力の中で「正当な期待」の保護義務という考え方が編み出された経緯に鑑みれば、「正当な期待」概念を拡張するよりも、それによりカバーできない問題は他の下位概念を導入して対処すべきと考えられる。その点で、そもそも「正当な期待」なる概念が明示的に公正衡平待遇義務に含まれているわけではないので、あまり厳密な議論をしても仕方がないといいつつ、特定の意思表示がなければ「正当な期待」は成立しないとの立場を採る本件判断は、評価できる。

## C. 比例性判断における考慮要素

その「他の下位概念」として、本仲裁判断はBlusun<sup>34)</sup>に依拠しつつ比例性を持ち出している<sup>35)</sup>。

22) Novenergia II, supra note 7, para. 650, 652, 681, 695-697.

23) Foresight, supra note 5, paras. 359-365, 390-398.

24) Antin v. Spain, ICSID Case No. ARB/13/31, Award, 15 June 2018, paras. 538, 552, 554, 572-573. 「正当な期待」の議論とは別に、ECT10条1項の公正衡平待遇義務の解釈として、制度の核心部分 (key features) を覆す根本的変更は認められないと述べ、賠償額算定においてもその点が考慮されている (paras. 532, 637)。

25) RREEF v. Spain, ICSID Case No. ARB/13/30, Decision on Responsibility and on the Principles of Quantum, 30 November 2018, paras. 381-384, 390, 396, 399, 589.

26) Cube Infrastructure v. Spain, ICSID Case No. ARB/15/20, Decision on Jurisdiction, Liability and Partial Decision on Quantum, 19 February 2019, paras. 388, 391, 412, 425-428. 太陽光に加え水力も含む事案。

27) 9Ren Holding v. Spain, ICSID Case No. ARB/15/15, Award, 31 May 2019, paras. 295-297, 308-310. ただし、賠償額算定において規制変更リスクを考慮に入れて減額している (paras. 412, 416)。

28) SolEs Badajoz v. Spain, ICSID Case No. ARB/15/38, Award, 31 July 2019, paras. 313, 443-444.

29) OperaFund Eco-Invest v. Spain, ICSID Case No. ARB/15/36, Award, 6 September 2019, paras. 481-485.

30) Watkins v. Spain, ICSID Case No. ARB/15/44, Award, 21 January 2020, paras. 526-532, 537-538. 風力に関する事例。

31) Hydro Energy v. Spain, ICSID Case No. ARB/15/42, Decision on Jurisdiction, Liability and Directions on Quantum, 9 March 2020, paras. 675, 682, 690, 695, 746. 水力に関する事例。

32) Eiser, supra note 8, paras. 363, 382, 389, 400, 409, 418. この仲裁判断は、本稿で検討する事項と直接には関係のない事情により、取り消されている。Eiser v. Spain, ICSID Case No. ARB/13/36, Decision on the Kingdom of Spain's Application for Annulment, 11 June 2020. この取消判断についてはいずれ本連載で扱いたい。

33) PV Investors v. Spain, PCA Case No. 2012-14, Final Award, 28 February 2020, paras. 644, 647-648, 701, 708, 847.

34) Blusun, supra note 12.

35) 同様にBlusunに依拠しつつ類似の判断を下す例として、RREEF, supra note 25, para. 547; BayWa, supra note 18, paras. 460-462; SolEs, supra note 28, para. 308.

比例性判断にあたっては、何と何とのバランスをとるのが決定的に重要であり、本件のように、制度変更が達成しようとする目的と投資家が受ける

負担とを比較することが必要十分であるか、慎重な検討を要する。





## 国際商事仲裁ADR判例紹介(7)

大阪大学大学院法学研究科教授

長田真里 Mari Nagata

仲裁合意の当事者でない者に対して、エクイティー上の禁反言の法理に基づき仲裁合意の履行を命ずることは、ニューヨーク条約に抵触しないと判断したアメリカ連邦最高裁判決。

GE ENERGY POWER CONVERSION FRANCE SAS, CORP., FKA CONVERTEAM SAS v. OUTOKUMPU STAINLESS USA, LLC, ET AL., 140 S. Ct. 1637

### 【事実関係】

2007年に訴外Aは訴外Bと冷間圧延機をAのスチール工場に設置する契約を3つ締結した。そのそれぞれに仲裁条項が含まれており、同条項によれば、「本契約に付随してもしくは本契約の履行に関して生じる両当事者間の紛争は、すべて仲裁に服する」とされていた。契約の履行にあたり、BはY（フランス法人）との間で下請け契約を締結し、Yは冷間圧延機用のモーターを設計、製造、納入することとなった。2011年と2012年にYはモーターをAのアラバマ工場に納入したが、その後、同アラバマ工場の所有権はAからX（アラバマ州法人）に移転された。Xによれば、Yのモーターは2015年夏までに止まってしまい、そのためにXは甚大な損害を被った。XおよびXの保険者はその損害賠償を求めて、Yに対する訴えをアラバマ州地方裁判所に提起したが、Yは当該紛争は仲裁合意に関係するとして連邦地裁への移送を求め、認められた。連邦地方裁判所で、Yは、AB間の

仲裁合意を根拠に、本件訴えの却下及び仲裁合意の履行をXに命ずるよう抗弁した。連邦地裁はYの抗弁を認め、Xとその保険者に対して仲裁を命じたが、第11巡回区連邦控訴裁はその判断を覆した。そのため、Yが連邦最高裁に上告したのが本件である。

### 【判旨】

「連邦仲裁法（以下FAAとする）第1章によれば、裁判所は仲裁合意の履行に関して州法上の法理を適用することが認められる。同章の§2には、書面でなされた仲裁合意は『法律上もしくはエクイティー上認められる契約の取消しに相当する根拠が存在する場合を除き』履行されなければならないと規定する（9 U.S.C. §2）。」「FAA第1章のもとで適用される州法の伝統的な原則には、当事者以外の者による契約の履行を認める法理も含まれる。例えば、仲裁合意の履行は『債務引受、法人格否認の法理、分身の理論、参照による組込み第三受益者法理、権利放棄および禁反言』などに基づき当事者以外の者により求められ得るということはこれまでも認められてきた。」「本件は、エクイティー上の禁反言に関係がある。一般的には、仲裁という文脈では、『エクイティー上の禁反言により、仲裁合意を含む書面上の合意の当事者以外の者は、当該書面上の合意の当事者が当事者以外の者に対して、請求をなすにあたり、当該合意の文言によらざるを得ない場合には、仲裁を強制することができる。』Arthur Andersen判決におい

て、FAA第1章は合意の当事者でない者が仲裁合意の履行を求めてエクイティー上の禁反言の法理に依拠することを認めているとされた（556 U.S., at 631-632）」

「1970年に合衆国はニューヨーク条約を批准し、議会はFAA第2章に同条約を実施するための国内法を制定した。・・・第2章は、また、『第1章は、本章の規定もしくはニューヨーク条約の規定と抵触しない範囲で、本章の下で提起される請求や手続に適用される。』とも定める。」「ニューヨーク条約の文言は、合意の当事者以外の者がエクイティー上の禁反言などの国内法理に基づき、合意の強制を求めることができるか否かについて言及していない。条約は、この当事者以外の者による強制につき沈黙するのみであり、一般的には、『対象となっていない事項は対象となっていないものとして取り扱われるべきである。』」「この沈黙は、ここでは決定的である。なぜなら条約の文言は、国内のエクイティー上の禁反言法理の適用を禁止すると読み得ないからである。ニューヨーク条約上、第2条のみが仲裁合意について触れており、そのうち第3項のみが仲裁合意の履行について触れている。同条同項によれば、締約国裁判所は、当事者が仲裁をする旨の書面による合意をなし、当事者の一方が仲裁への付託を求めている場合には『当事者に仲裁に付託すべきと命じなければならない』とされる。この規定は、しかしながら、これ以外の状況において、仲裁に付託すべく国内法を適用することを締約国に禁じるものではない。すなわち、条約第2条第3項は、仲裁合意は一定の状況下では履行されねばならないと規定するが、より広く仲裁合意履行の可能性を認める国内法の適用を排除してはいない。条約第2条第3項には何ら排他的な文言は含まれていないし、仲裁合意は特定の状況でのみ履行されるべきとも述べていない。ニューヨーク条約が国内法を踏まえて起草されたことに鑑みれば、排他的な文言がないにもかかわらず、条約第2条第3項を国内法理を除外するものと理解するのは不自然といえよう。」

「この解釈は、特に、条約第2条の文脈において適切である。国内法を除外するどころか、条約第2条は、条約に存在する法の欠缺を埋めるために国内法理を利用することを企図している。例えば、

第2条第1項は、『仲裁による解決が可能である』紛争に言及するが、いかなる紛争が仲裁可能性を有するのかを特定しておらず、この問題を国内法に委ねている。同様に、第2条第3項は『無効であるか、失効しているか、または履行不能である』合意に適用されないことを定めるが、これらの文言に関する定義を欠いている。ここでも条約は裁判所に法の欠缺を埋めるために国内法に依ることを求めているのであり、国内法を除外する包括的な制度を規定しているのではない。」「つまるところ、条約において仲裁合意の履行に関して定めているのは第2条第3項のみである。当法廷は、同規定の排他的でない文言を、仲裁合意の履行のために国内法を利用することを黙示に排除する制限を課すものとは理解しない。したがって、条約の文言上、FAA第1章の下で許される国内のエクイティー上の禁反言法理の適用と抵触するものはない。」

「控訴審はニューヨーク条約の第2条第3項がエクイティー上の禁反言に抵触しているか否かについて検討しなかった。その代わりに、同裁判所は、条約第2条第1項及び第2条第2項には「仲裁合意を強制するためには、当事者が実際に当該合意に署名しなければならない」との要件が含まれていると判断したのである。しかし、これらの条項は仲裁合意の承認に関する規定であり、誰が承認された合意に拘束されるのかについて触れたものではない。条約第2条第1項は単に締約国に「書面による合意を承認する」ことを求めており、第2条第2項は、「書面による合意」という文言を定義するものである。本件で問題となっている3つの仲裁合意は書面により署名を付してなされている。第2条第3項のみが誰がこれら合意に基づき仲裁付託を申し立てることができるかについて触れており、そこでは、国内法の適用は禁じられていないのである。」「控訴審はニューヨーク条約が当事者以外のものによる仲裁合意の強制を禁じていると結論づけたため、Yが本件仲裁合意をエクイティー上の禁反言原則に基づき強制しうるか、あるいは、その判断をいかなる法で判断するかについては判断しなかった。当法廷は、当事者以外の者による、国内のエクイティー上の禁反言法理に基づき、仲裁合意を強制することはニューヨーク条約とは抵触しないと判断するのみである。」

## 国際商事仲裁ADR文献紹介(7)

立教大学教授

安達栄司 Eiji Adachi

ドイツの週刊新法曹雑誌 (NJW) に掲載された Stefan Kröll, *Die Entwicklung des Schiedsrechts im Jahr 2019*, NJW 2020, 1474 は、前年度におけるドイツ仲裁法の判例の状況を包括的に回顧する。著者は、ケルンの弁護士でビューチェリウス法科大学院の国際紛争解決センターの所長でもある。著者によれば、2019年では特に仲裁判断の取消し・執行可能宣言手続の領域で注目すべき判例が見られた。日本人の関心から見ると、次の2つの判例が注目される。ドイツ連邦最高裁 (BGH) 2019年2月14日決定 (SchiedsVZ 2019, 287) はこう判示した。すなわち、ZPO1059条2項1号 d の取消事由 (仲裁手続等の違反) が認められるためには、仲裁を扱うZPO第10編の規定または当事者の適法な合意に反することが必要である。ZPOのそれ以外の編の諸規定に対する違反がこの取消事由に当たると言えるのは、それが適式な手続にとって不可欠の規定が問題になる場合に限られる。手続形成のために仲裁廷に与えられた裁量権は手続的公序に関わる規定によってのみ制限される。本件では、1個の統一的請求に関して、原因判決をする場合に限り一部判決ができるとするZPO301条後段の規定は、手続的公序の規定に含まれないとして、取消申立てが棄却された。このBGH決定は、近時わが国で仲裁判断の取消申立てを棄却した東京高決平成30・8・1・金判1551号13頁の評価にとって参考になる。すなわち、同決定は、主要事実と間接事実の区別を念頭に置き仲裁判断に判断の遺脱 (民事訴訟法338条1項9号) を認めて手続的公序違反を理由して仲裁判断を取り消した原決定に対する抗告審と

して、仲裁手続に関しても民事訴訟法の規定、解釈、判例を漫然と前提にして判断し、仲裁という柔軟な手続に緻密な民事訴訟法の議論を持ち込んだと非難して原決定を取り消した。

次に、本稿が今期の最注目判例としてあげるのがBGH2019年1月31日決定 (BGH WM 2019, 875) である。本決定は、仲裁廷が選任した鑑定人の中立性に関する開示義務の違反を理由とする仲裁判断の取消しがBGHで問題になった事件の差戻審の判断について、BGHが、再び、法律抗告審として判断したものである。ZPO1049条3項によれば、仲裁廷が選任する鑑定人に対して仲裁人の忌避の規定 (1036条) が準用され、仲裁人と同様に鑑定人も自己の公正独立性についての疑念を生じさせ得るすべての事情を開示する義務を負う。本件では、仲裁廷が選任した鑑定人の会社の直属の上司が、仲裁当事者の一方に長期間勤務していたことが仲裁判断後に明らかになった。他方の仲裁当事者は、鑑定人の開示義務違反を理由として仲裁判断の取消しを申し立てたが、OLGは、「特別に重大でかつ明白な偏頗の場合に限り」仲裁人の開示義務違反を理由とする仲裁判断の取消しが認められるという従来のBGHの判例を援用して、本件の鑑定人にそのような特別の重大明白な偏頗は見られないとして仲裁判断の取消申立てを棄却し、執行を許可した。これに対してBGH2017年5月2日決定は、判例変更を宣言して、鑑定人 (=仲裁人) はその公正性と独立性に対する疑念を生じさせ得るすべての事情を開示する義務を負うこと (特別に重大明白な、という限定をしないこと) を明示した。そしてBGHは、本件

の鑑定人によって開示されなかった事実の詳細、およびその具体的事実が鑑定人の忌避事由に該当しそれによって仲裁判断が取り消されるべきかをさらに審理させるために、事件を原審に差し戻した（以上の仲裁人の開示義務違反に関する判例変更に関して、安達栄司「仲裁判断取消申立ての裁量棄却について—仲裁人の開示義務違反の場合、ドイツ法の新展開—」加藤新太郎＝中島弘雅＝三木浩一＝芳賀雅顯編『春日偉知郎先生古稀祝賀・現代民事手続法の課題』（信山社、2019）706頁で紹介と検討をした）。

差戻審のOLGは、問題の鑑定人およびその直屬上司の証人尋問等を新たに実施した結果、開示義務違反があるとしても鑑定人の公正性・独立性に対する相当な疑念は生じないと判断して、仲裁判断取消申立てを再度棄却し、仲裁判断の執行可能を宣言した。再度の法律抗告に対し、本BGH2019年1月31日決定は、今度は次のような決定要旨を示してOLGの結論を支持した。すなわち、「仲裁人または鑑定人が開示義務に違反した場合、開示義務違反それ自体がすでに彼の中立性に対する疑念を生じさせるときに限り、そこから彼固有の忌避事由が生じ得る。そのことは、開示義務の違反がある場合でも、個別事案における評価の問題であって、その際に開示されなかった事情の重大性が考慮されなければならない。」

Nils Schmidt-Ahrendts, Viktoria K. Schneider, „Gut Ding will Weile haben“ – Die Feinjustierung des BGH zu den Folgen der Verletzung von Offenlegungspflichten im Aufhebungs- und Vollstreckbarerklärungsverfahren, *SchiedsVZ* 2020, 35は、このBGH2019年1月31日決定を契機にして、これまで議論に乏しいとされてきた仲裁人および（仲裁廷選任）鑑定人の開示義務違反の帰結を考察する。著者らはハンブルクの弁護士（Hanefeld）で、題名の邦訳は「急いで事はし損じる—取消手続および執行可能宣言手続における開示義務違反の帰結に関するBGHの微調整—」である。本稿は、BGH2019年決定に賛成し、その意義は、①仲裁判断の取消・執行宣言手続において鑑定人（仲裁人）の公正独立性への相当の疑念の疎明が求められるが、当事者の主張だけでは足りず、厳格証明による証拠調べと法的審問権の保障を要すること、②開示義務違反それだけでは原則的に忌避事由とならず、仲

裁判断の取消しを正当化しないこと、を明らかにしたことにありと評価する。特に②は、開示義務の対象が「公正独立性についての疑念を生じさせる事情」（ZPO1036条1項）であるのに対して、忌避事由が「公正独立性についての相当の疑念を生じさせる事情」（同条2項）であり、両者の規定文言の違いによって説明できるとする。著者らは、BGH2017年決定による判例変更および本BGH2019年決定による微調整からの実務への示唆として次の3つを指摘する。①仲裁人および鑑定人は、疑わしいときにはできるだけ多くの事情を開示すべきである。②特に鑑定人は、仲裁法の開示義務の趣旨を誤解して、自己の職業倫理に照らして開示義務の範囲を考へることがあるが、妥当ではない。仲裁廷は、鑑定人に対し、より詳細具体的に開示義務について教示しなければならない。③当事者に対する法的審問権および公正手続原則の保障のために、仲裁判断の取消し・執行可能宣言を担当するOLGだけではなく、仲裁廷・仲裁手続管理機関も忌避事由につながる潜在的な事実関係をより包括的に解明することが望まれる。なお、本件は、BGH2019年決定と憲法異議の機関経過によって、仲裁手続の申立てから実に10年を経過して、かつそのうち6年間を仲裁判断取消・執行許可の手続に費やして、ようやく終結を見た。そのため、仲裁地としてのドイツの魅力を引き上げるため、スイスやオーストリアのように最上級審のBGHが仲裁判断の取消し・執行許可手続を直接に管轄するような法改正が考えられるが、著者らは否定的である。

仲裁人の開示義務の違反と仲裁判断の取消しの問題は、近時、日本でも発生し、最決平成29・12・12民集71巻10号2106頁が判例の立場を示した。同最決は、BGHの新しい判例とは異なり、仲裁人の開示義務違反の範囲を合理的に限定することによって、仲裁判断が取り消される場合を制限しようとする。この最決およびそれに従う差戻審である大阪高決平成31・3・11判タ1468号65頁は、ドイツの判例法の展開と比較すると、仲裁人の開示義務に関して、仲裁人の個人賠償責任と仲裁判断の取消しの問題を混同しているように思われ、疑問があることについて、安達栄司「仲裁人の開示義務違反と仲裁判断の取消し（差戻後抗告審）」TCKローライブラリー／新・判例Watch民事訴訟法114号（2020）で検討した。



# 世界の外国判決の承認・執行制度——理論と実務の観点から(6)

ロシア連邦(Russian Federation)(下)

大阪大学大学院法学研究科准教授

エルバルティ・ベリーク ELBALTI Bélig

## 目次

- I はじめに
- II 裁判制度及び外国判決の承認・執行制度
  - 1 裁判制度
  - 2 法源
  - 3 「承認」及び「執行」
  - 4 外国判決に対する態度
  - 5 承認・執行の要件

(以上、前号)  
(以下、本号)
- III 近時の判例の動向
- IV アプローチの分析
  - 1 国際的文書における公正な裁判を受ける権利
  - 2 「条約」の拡大解釈
  - 3 国際的礼讓及び相互主義原則
  - 4 1958年のニューヨーク条約の適用
- V おわりに

## III 近時の判例の動向

2002年以降、特に商事裁判所の判例・裁判例

において、外国判決に対する厳格な態度を緩和させる傾向が現れている。以下では、いくつかの事例を紹介しつつ、ロシアの判例の動向を概観する。

### ①Moscow Narodny Bank事件——イングランドの判決の承認・執行の問題となった事例<sup>12)</sup>

本件では、Y（ロシアの国立治療機関）に対して金銭の支払いを命じるイングランドの裁判所の判決について、X（イングランドの銀行）がモスクワ市裁判所に承認・執行を求める訴えを提起した。同裁判所（2002年4月5日判決）は、ロシアと英国との間に外国判決の承認・執行に関する国際条約がないことを理由に、この訴えを受理しなかった。

しかし、連邦最高裁判所（2002年6月7日第5-G02-64号判決）は、次のように判示して原判決を取り消し、事件をモスクワ市裁判所へ差し戻した。第1に、連邦最高裁判所は、承認・執行に関する国際条約がなくても、判決国においてロシアの判決が相互主義に基づいて承認されるときは、当該国の判決の承認・執行を求める訴えを受理することができるとし、英国においてロシアの判決を承認した事例があったか否かが検討されなければならないとした。第2に、連邦最高裁判所は、ロシア連邦と英国との1992年の経済連携協

12) この事件の詳細について、Revue Critique du Droit International Privé, 92(1), 2003, 100ss, note Tatiana Kouteeva-Vathelotを参照。なお、本事件は商事訴訟法が施行される前に提起されたものである。この当時、外国判決の承認・執行事件に関する管轄は、普通裁判所が有していた。

定、及びロシア連邦と欧州共同体との1994年の連携協力協定が、外国判決の承認・執行の根拠となりうるという原告の主張も認めた。これらの協定はいずれも、裁判を受ける権利を保障するものである。

2002年の商事訴訟法の施行に伴い、差戻しを受けたモスクワ市商事裁判所（2002年10月10日判決）は、商訴244条の定める承認・執行拒絶事由がないとして、Xの請求を認めた。これに対して上訴がされたが、モスクワ管区連邦商事裁判所（2002年12月2日第KG-A40/7813-02号事件判決）は、英国との間に外国判決の承認・執行に関する国際条約がなくても、イングランドの判決の執行は妨げられないとし、国際的礼讓及び相互主義の原則に基づいて当該判決に効力が与えられうることを認めた。もっとも最終的には、公序違反という理由で、イングランドの判決の承認・執行は否定されている（モスクワ管区連邦商事裁判所2004年4月13日第KG-A40/2399-04-P号事件判決）。

## ②Yukos事件——イングランドの判決の承認・執行を認めた事例<sup>13)</sup>

本件では、Y（ロシアの石油会社）に対して金銭の支払いを命じるイングランドの判決について、Xら（外国の金融機関）がモスクワ市商事裁判所に承認・執行を求める訴えを提起した。同裁判所（2005年9月28日判決）は、Xらの主張を概ね認め、連邦憲法によって認められている普遍の原則としての相互主義の原則に基づいて、イングランドの判決の承認・執行を認めた。同判決に対して上訴がされ、モスクワ管区連邦商事裁判所（2005年12月5日判決）は、訴訟手続への違反を理由として、原判決を取り消し、事件を差し戻した。差戻しを受けたモスクワ市商事裁判所は、再び、イングランドの判決の承認・執行を認めた。その根拠としては、1950年の欧州人権条約（以下「人権条約」という）6条の裁判を受ける権利の保障

と欧州人権裁判所の判例（Hornsby事件<sup>14)</sup>）、裁判を受ける権利を保障するロシアと欧州共同体との1994年の連携協力協定、連邦憲法によって認められている普遍的原則としての国際礼讓及び相互主義の原則が挙げられていた。同判決に対して再度上訴がされたが、モスクワ管区連邦商事裁判所（2006年3月2日第KG-A40/698-06-P号事件判決）は、次のように判示して、これを棄却した。

まず、同裁判所は、商訴241条1項の原則を確認したうえで、ロシアが欧州共同体及びその構成国と締結した連携協力協定が、締約国の国民に対して裁判所へのアクセスを保障していることを指摘し、国際条約上のこの規範は、人及び市民の権利の承認・尊重と保護を求める憲法上の法治国家の原則、並びに、人権条約6条1項及びこれに関する欧州人権裁判所による解釈に合致しているとした。

そして、同裁判所は、欧州人権裁判所のHornsby事件判決を引用し、同判決が、いかなる裁判所によって下された判決の執行も、公正な裁判を受ける権利を定める人権条約6条1項にいう「裁判」の不可欠な構成要素だとしていることを指摘した。

結論として、同裁判所は、ロシアが、連携協力協定を締結することにより、人及び法人に対して管轄ある裁判所への自由なアクセスを確保する義務を負っていること、また、欧州人権裁判所の判例に従って、判決の執行を「裁判」の不可欠な構成要素とみなすべきことからすれば、ロシア・欧州間の連携協力協定は、企業活動又は事業活動に関する紛争に関する裁判所へのアクセスを保障しているだけでなく、締約国において下される判決の承認・執行の確保をも要請していると解すべきであるとした。

## ③Heshbonaut MCB Finance Ltd.事件——イスラエルの判決の承認・執行が認められなかった事例 本件では、Yら（会社〔判決から国籍が不明—

13) この事件の詳細について、Revue Critique du Droit International Privé, 95 (3) 2006, pp. 642ss note Dmitri Litvinski を参照。

14) 欧州人権裁判所の1997年3月19日18357/91号事件判決（Hornsby v. Greece）。Hornsby事件の紹介について、戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例（I）』（信山社、2019）298頁〔中西優美子〕を参照。

一筆者注)) に対して金銭の支払いを命じるイスラエルの判決について、X (イスラエル人) がモスクワ市商事裁判所に承認・執行を求める訴えを提起した。同裁判所 (2007年6月25日判決) は、ロシアとイスラエルとの間に外国判決の承認・執行に関する国際条約がないという理由で、イスラエルの判決の執行を認めなかった。控訴審であるモスクワ管区連邦商事裁判所 (2008年2月14日判決) もイスラエルの判決の執行を認めなかったが、その理由として、ロシアとイスラエルとの間に外国判決の承認・執行に関する国際条約が存在しないことに加えて、Xが、イスラエルにおいてロシアの判決が承認・執行されていることを示す証拠を提出しなかったため、相互主義の原則に基づき、イスラエルの判決を執行することはできないとした。これに対し、Xは、控訴審判決が「外国仲裁判断の承認及び執行に関する1958年のニューヨーク条約」(以下、「1958年のニューヨーク条約」という) に違反したと主張し、上告した。連邦最高商事裁判所 (2008年5月19日第5105/08号判決) は、Xの主張を斥け、控訴審の判決を支持した。

#### ④ Rentpool B.V. 事件——オランダの判決の承認・執行を認めた事例<sup>15)</sup>

本件では、Y (ロシアの会社) に対して金銭の支払いを命じるオランダの判決について、X (オランダの会社) がモスクワ州商事裁判所に承認・執行を認める訴えを提起した。Yは、ロシアとオランダとの間に外国判決の承認・執行に関する条約がないため、オランダの判決を承認・執行することはできないとして、Xの請求を斥けるべきであると主張した。これに対し、モスクワ州商事裁判所 (2009年6月5日第KG-A41-9613/09号事件判決) は、次のように判示し、オランダの判決の承認・執行を認めた。

まず、同裁判所は、ロシアと判決国との間に国際条約がない場合であっても、国際礼譲及び相互主義の原則に基づき外国判決の承認・執行を認め

ることができるとした。同裁判所によれば、連邦憲法が認めている国際法上の諸原則の一環として、国際礼譲原則とそれ由来する相互主義の原則が認められており、ロシアの訴訟法は相互主義の原則を明示的に規定していないものの、その適用を妨げるものは何もない。

続けて、同裁判所は、ロシアとオランダとの間には、外国判決の承認・執行を含む司法共助に関する国際条約はないとしつつも、②Yukos事件を引用して、裁判を受ける権利を確保する人権条約や、オランダを含む欧州諸国との連携協力協定を外国判決の承認・執行の根拠として認めた。

さらに、同裁判所は、連携協力協定が、商訴241条における「条約」に該当しないと解するとしても、判決国との間に国際条約がないことは当該国の判決の承認・執行を妨げないとした。すなわち、第1に、商訴241条は、国際条約を外国判決の承認・執行の唯一かつ排他的な根拠とするものではなく、第2に、外国判決の承認・執行の要件を規定する商訴244条1項は、外国判決の承認・執行の要件を網羅的に列挙しており、国際条約の不存在を承認・執行の拒絶事由としていない。

以上に照らして、同裁判所は、国際条約及び連邦法の存否に関わらず、国際法上一般的に認められている原則である国際礼譲及び相互主義の原則に基づき、外国判決をロシアにおいて承認・執行することができるとし、商訴241条1項に基づいてロシアにおける外国判決の承認・執行を一切拒絶することは、ロシア連邦憲法のみならず、ロシアが締約国となっている条約に反するとした。

この判決に対しては上訴がされたが、控訴審であるモスクワ管区連邦商事裁判所 (2009年7月29日判決) も上告審である連邦商事最高裁判所 (2009年12月7日第BAC-13688/09号判決) も、第一審判決を支持した。特に連邦最高商事裁判所は、人権条約及びロシアとの連携協力協定によって保障されている公正な裁判を受ける権利、及び相互主義の原則が外国判決の承認・執行の根拠と

15) この事件の詳細について、Charlie Lightfoot, “Hope on Russian Enforcement”, *International Financial Law Review*, Mar2010, Vol. 29 (2), pp. 38ssを参照。

なることを明らかにした。

#### ⑤Exim 事件——アメリカニューヨーク州の判決の承認・執行を認めた事例

本件では、Y（ロシアの保険会社）に対して金銭の支払いを命じるニューヨーク州の裁判所の判決について、X（アメリカの船会社）がモスクワ市商事裁判所に承認・執行を求める訴えを提起した。同裁判所（2011年11月24日第A40-99438/11-69-854号事件判決）は、次のように判示して、ニューヨーク州の判決の承認・執行を許容した。

まず、モスクワ市商事裁判所は、ロシアとアメリカとの間には外国判決の承認・執行に関する条約がないことを確認しつつも、そのような条約がなくても、連邦憲法によって普遍的に認められている国際礼讓及び相互主義の原則に基づいて外国判決を承認・執行することは可能であるとした。さらに、同裁判所は、商訴244条の定める外国判決の承認・執行の拒絶事由は網羅的なものであり、これを拡大解釈することはできないと判断した。この判決に対して上訴はされなかった。

#### ⑥Boegli-Gravures SA事件——イングランドの判決の承認・執行を認めた事例<sup>16)</sup>

本件では、Yら（ロシアの会社及びその取締役）に対して、金銭の支払いを命じるイングランドの裁判所の判決について、X（スイスの会社）がロシアにおいて承認・執行を求める訴えを提起した。第一審であるモスクワ市商事裁判所（2012年2月10日判決）と控訴審であるモスクワ管区連邦商事裁判所（2012年4月12日判決）は、④Rentpool B.V.事件と同様、英国との経済連携協定、欧州共同体との連携協力協定や人権条約が公正な裁判を受ける権利を保障していること、及び、国際法上普遍的に認められている原則としての国際礼讓及び相互主義の原則が連邦憲法上認められることを

根拠として、イングランドの判決の承認・執行を認めた。また、連邦最高商事最高裁（2012年7月26日第VAS-6580/2012号判決）は、国際条約がない場合であっても、同原則に基づく外国判決の承認・執行が可能であることを認めた原判決の立場を支持した。

#### ⑦Tinar事件——日本の判決の承認・執行を認めた事例<sup>17)</sup>

本件では、Y（ロシアの会社）に対して金銭の支払いを命じる旭川地方裁判所稚内支部平成25年10月7日判決〔判例集未登載〕について、X（日本の会社）がロシアで承認・執行を認める訴えを提起した。第一審であるサハリン州商事裁判所（2016年6月8日判決）と控訴審である極東管区商事裁判所（2016年8月22日判決）は、1958年のニューヨーク条約に基づいて、Xによる訴えを認めた。これに対し、Yは、商訴241条1項によれば判決国との条約がなければ当該国で下された判決がロシアにおいて承認・執行できないし、外国判決の承認・執行に関する事件に1958年のニューヨーク条約を適用することはできないと主張して、上告した。連邦最高裁判所（2017年1月30日第303-ES16-15807号判決）は、次のような判断を示して、Yの上告を棄却した。

すなわち、連邦最高裁判所は、まず、商訴241条1項の原則を確認した上で、ロシアが人権条約の加盟国であること、当該条約6条が裁判を受ける権利を保障していること、及び欧州人権裁判所2010年10月21日38112/04号判決（Petr Korolev v. Russia）に照らせば、当該権利には裁判の実効的な執行が含まれることを指摘した。そして、原判決が日本の判決の承認・執行を正当化するために1958年のニューヨーク条約を適用した点については、解釈を誤ったものであるとしつつも、それによって裁判の誤りが引き起こされたわけではな

16) 本事件の紹介として、Ilya Nikiforov, “Enforcement of Foreign Judgments in Russia - A Recent Case Study” (June 2013) <http://www.epam.ru/files/documents/publishes/51af2638337e9.pdf>.

17) 本事件の詳細については、宍戸一樹ほか「フロンティア市場としてのロシアの可能性と法務リスクの実務対応（6）ロシアにおける外国判決の承認執行（日本の判決の執行事例）」JCAジャーナル64巻10号（2017）54頁、南・前掲注（1）18頁を参照。



いとして、原判決を破棄する理由にはならないとした。最後に、最高裁判所は、日本の判決の執行を妨げるには執行拒絶事由が必要であるが、本件では商訴244条に定める執行拒絶事由がないという原判決の判断を支持し、Yによる上告を受理しなかった。

#### IV アプローチの分析

以上の判決から明らかであるように、ロシアの判例は、外国判決の承認・執行の根拠として国際条約が必要であるという成文法上の原則を克服するために、概ね4つのアプローチを採用している<sup>18)</sup>。

##### 1 国際的文書における公正な裁判を受ける権利

上記①Moscow Narodny Bank、②Yukos、④Rentpool B.V.、⑥Boegli-Gravures SA及び⑦Tinar事件が示すように、ロシアの判例は、公正な裁判を受ける権利が判決の承認・執行をも含むことを前提に、判決国との間に外国判決の承認・執行に関する条約がない場合でも、裁判所へのアクセスを保障する国際的文書に基づいて外国判決の承認・執行を正当化する可能性を認めている。ロシアの裁判所がしばしば言及する文書は、人権条約のほか、欧州共同体と締結している連携協力協定、やヨーロッパ諸国との間で個別に締結している経済連携協定である。

公正な裁判を受ける権利が外国判決の承認・執行の根拠となる可能性に初めて言及したのは、①Moscow Narodny Bank事件における連邦最高裁判所判決であるが、これを初めて積極的に援用したのは、②Yukos事件におけるモスクワ管区連邦商事裁判所判決である。同判決は、公正な裁判を受ける権利が判決の執行を含むことを正当化するた

めに、人権条約6条及びそれに関する欧州人権裁判所の判例——特にHornsby事件——を援用した。Hornsby事件において、欧州人権裁判所は、判決の執行が、人権条約6条1項の定める公正な裁判を受ける権利の不可欠な一部であるとした上で、ギリシア行政機関によるギリシア最高行政裁判所の判決の執行の遅滞が、裁判を受ける権利を侵害すると判断した。Hornsby事件には涉外性がなかったものの、モスクワ管区連邦商事裁判所は、公正な裁判を受ける権利に含まれる判決の執行には外国判決の執行も含まれるとし、Hornsby事件の論理を外国判決の承認・執行にも拡張することが妥当だとした。

⑥Boegli-Gravures SA事件が示すように、公正な裁判を受ける権利を積極的に援用し、それに基づいて外国判決の承認・執行を正当化することは、ロシアの裁判所の実務において確立している。この実務を踏襲している判例は多くある<sup>19)</sup>。

この点、⑦Tinar事件では、日本のように人権条約の締約国でない国が判決国である場合にも、同条約を根拠として外国判決の承認・執行が認められた。非締約国の判決の承認・執行にあたり人権条約が参照される理由は必ずしも明らかではないが、同条約によって保障されている諸権利を積極的に尊重することが締約国に求められるという前提で、人権条約6条に外国判決執行が含まれており、非締約国の判決を承認・執行しなければ人権条約6条違反になるおそれがあるため<sup>20)</sup>、連邦最高裁判所は、非締約国との関係でもロシアの裁判所が人権条約の適用に拘束されるとしているように見える。

なお、⑦Tinar事件では、連邦最高裁判所は、従来の判例とは異なり、涉外性を欠くHornsby事件ではなく<sup>21)</sup>、Petr Korolev v. Russia事件を参

18) Cf. Alexander Abyshko, "The Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Russia in the Absence of Treaties – Current Practice", Yearbook of Private International Law, Vol. 20 (2018/2019), pp. 265ss.

19) 例として、英国の判決の承認・執行を認めたモスクワ市商事裁判所2017年3月16日第A40-202676/2015号事件判決、フランスの判決の承認・執行を認めたモスクワ市商事裁判所2018年2月28日第A40-197683/2017号事件判決、オランダの判決の承認・執行を認めたセヴァストポリ市商事裁判所2018年4月27日第A84-1200/2017号事件判決、などが挙げられる。

20) この点に関して、Patrick Kinsch, "Enforcement as a Fundamental Right", NIPR, 2014(4), p. 543.

照している。同事件において、申立人は、ロシアにおいて外国判決の承認・執行の要件として国際条約が必要とされているとし、それが人権条約6条に違反すると主張したが、欧州人権裁判所は、以下のように述べて、申立人の主張は失当だとした。すなわち、①Moscow Narodny Bank事件におけるロシア連邦最高裁判所判決を考慮すると、ロシアの法制度において、ロシアとの間で外国判決の承認・執行に関する条約を締結していない国で下された判決の執行は排除されておらず、普通裁判所がそのような判決の執行の可否について審理する際に適切な要素を考慮することを許容している、と。

## 2 「条約」の拡大解釈

次に、④Rentpool B.V.事件が示すように、公正な裁判を受ける権利を確保する経済連携協定や連携協力協定のような国際的文書は、それ自体としては外国判決の承認・執行に関する条約ではないにもかかわらず、このような国際的文書が、国内成文規定上の「条約」に該当するとされている。ロシアの判例は、上記以外の国際的文書をも、外国判決の承認・執行を正当化する「条約」として挙げることもある。例えば、ロシア連邦最高商事裁判所最高幹部会（2013年10月8日第6004/13号判決）は、人権条約、経済連携協定、連携協力協定に加えて、腐敗の防止に関する国際連合条約に言及した。このように、ロシアの裁判所は、成文法によって必要とされている「国際条約」について、外国判決の承認・執行に関する条約のみならず、国家間の間に共助及び協力に関する国際的文書が含まれるよう、拡大解釈をしている<sup>21)</sup>。また、⑦Tinar事件が示すように、ロシア連邦最高裁判所は、ロシア成文法が要求する「国際条約」に、ロシアと判決国とが締結・加盟している条約だけでなく、ロシアのみが締約国である条約も含ま

れると考えている。

## 3 国際的礼讓及び相互主義原則

さらに、ロシアの判例は、国際条約が外国判決を承認・執行するための唯一の根拠だというわけではないとし、国際礼讓及び相互主義の原則に基づいて外国判決を承認・執行する可能性を認めている。これは、「一般に承認された国際法の原則及び規範、並びにロシア連邦の条約は、ロシア連邦の法体系の構成部分である」と規定するロシア連邦憲法15条4項を基礎とするものである。同項にいう国際法の原則には、国際礼讓及び相互主義の原則も含まれると解されている。

連邦最高裁判所は、既に①Moscow Narodny Bank事件において、相互主義の原則に基づいて外国判決の承認・執行が正当化されるかを検討させるために、事件を原審に差し戻した。この立場は、その後の判例に踏襲された。例えば、極東管区連邦商事裁判所（2003年2月25日第F03-A73/03-1/140号事件判決）は、韓国の判決の執行を認めるにあたり、「国際条約の不存在はそれ自体ではロシア連邦の領域内において韓国の裁判所によって下された判決の承認及び執行を妨げるものではない。この場合において、韓国の判決の承認・執行は国際礼讓及び相互主義の原則に基づいて行われる。」と判示した。

国際礼讓及び相互主義の原則について最も大きな展開を見せたのは、④Rentpool B.V.事件における諸判決である。というのも、経済連携協定や連携協力協定が商訴241条にいう「条約」にあたるかどうかという問題とは別に、これらの（広い意味での）条約がなくても、外国判決の承認・執行の可能性が認められたからである。これにより、国際条約は、外国判決の承認・執行の排他的根拠ではないことが明らかにされ、その不存在は外国判決の承認・執行を妨げるものではないとされた。

21) ②Yukos事件における判決のほか、モスクワ市商事裁判所2017年3月16日判決〔前掲注（19）〕も、Hornsby事件判決を引用していた。また、イングランドの判決の承認・執行を認めた2012年7月26日第BAC-6580/12号判決のように、欧州人権裁判所の他の判決（例えば、Tolstoy Miloslavsky v United Kingdom [No. 18139/91]）を引用した連邦商事裁判所の判例もある。

22) Abyshko, supra note 18, p. 277.

この立場の萌芽は、③Heshbonaut MCB Finance Ltd.事件における判決に見られる。すなわち、同事件では、イスラエルの判決の承認・執行を否定する際に、イスラエルとの間に広い意味での国際条約が存在しないことだけでなく、イスラエルにおいてロシアの判決を承認・執行できるという証拠が提出されなかったことを挙げた。この立場は、⑤Exim事件における判決により、明確になった。すなわち、同事件では、ニューヨーク州の判決の承認・執行の根拠となる条約も、経済連携協定や連携協力協定もなかったため、国際礼譲及び相互主義の原則が外国判決の承認・執行の根拠になりうるかが主たる争点になった。そして、モスクワ市商事裁判所は、商訴241条は外国判決の承認・執行を妨げるものではないとし、もっぱら国際礼譲及び相互主義の原則に基づいて、外国判決の承認・執行を認めたのである。

#### 4 1958年のニューヨーク条約の適用

③Heshbonaut MCB Finance Ltd.事件及び⑤Exim事件と同様に、⑦Tinar事件では、人権条約の締約国でもなく、ロシアとの間で経済連携協定・連携協力協定も締結していない日本の判決の承認・執行が問題となった。しかし、③Heshbonaut MCB Finance Ltd.事件及び⑤Exim事件とは異なり、下級審裁判所は、日本の判決の執行を国際礼譲及び相互主義の原則に基礎づけるのではなく、むしろ外国仲裁判断の承認・執行に関する1958年のニューヨーク条約に基づいて、日本の判決の承認を認めた。なお、③Heshbonaut MCB Finance Ltd.事件でも、1958年のニューヨーク条約の適用が連邦最高裁判所の前に問題となったが、同裁判所はその適用を認めなかった。

ロシアは、ソ連邦時代から外国仲裁判断の承認・

執行に関する1958年のニューヨーク条約の締約国となっており<sup>23)</sup>、ロシアの裁判所が外国判決の承認・執行について判断するにあたっては、しばしば、1958年のニューヨーク条約が適用されているとの指摘もある<sup>24)</sup>。もっとも、⑦Tinar事件が示すように、連邦最高裁判所は、最終的には原判決を破棄しないとの結論に達したにもかかわらず、敢えて、外国判決を承認・執行するためにニューヨーク条約を適用することは誤りであると指摘している。このような連邦裁判所の立場は、③Heshbonaut MCB Finance Ltd.事件以来一貫しているといえる。なお、ロシアの裁判例が外国判決の承認・執行にあたってニューヨーク条約を適用する理由は必ずしも明らかではないが、(II, 1)で指摘したように、「arbitrazhnyye」が「商事」を意味する法律用語であることから、混同を招いたのかもしれない<sup>25)</sup>。

---

#### V おわりに

---

以上に紹介したロシアにおける外国判決の承認・執行制度と裁判実務から明らかであるように、ロシアでは、国際条約がなければ、外国判決を承認・執行できないという成文規定があるものの、裁判所は、現在では、当該規定の文言を越えて、条約がなくとも、外国判決を承認・執行する可能性を認めている。ロシアの判例は、成文法の文言を克服するために、概ね次の4つのアプローチを採用してきた。まず、①欧州人権裁判所の判例に照らして、外国判決の承認・執行が公正な裁判の受ける権利の不可欠な構成要素とみなされ、それを保障する国際的文書に基づいて外国判決を承認・執行する判例がある。次に、②国際的協力を促進する目的とする条約を、それ自体は外国判決

---

23) ロシアにおける国際商事仲裁に関しては、小田・前掲注(2) 107頁以降を参照。

24) Mikhail Samoylov, “Application of the New York Convention to Foreign Judgments: Analysis of the Wrong Approach of Russian Courts” ([https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=3395200](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3395200)) は、2008年から2016年の間に検討した、外国判決の承認・執行について下された判決のうち、少なくとも60の判決において1958年のニューヨーク条約が「誤って」適用されていたと分析している。これに対して、ニューヨーク条約の適用を支持する見解もある。Cf. Abyshko, *supra* note 18, p. 277.

25) Abyshko, *supra* note 18, pp. 278-279.

の承認・執行に関するものでなくても、成文規定が要求する「条約」に該当すると解釈する判例がある。さらに、③たとえ条約がなくても、連邦憲法に従い国際法上普遍的に認められている原則としての国際礼儀及び相互主義の原則に基づき外国判決の承認・執行を正当化する判例がある。このほか、④外国仲裁判断の承認・執行に関するニューヨーク条約の適用のアプローチもあるが、連邦最高裁判所はこれを否定している。

日本との関係では、日本で得た判決をロシアで承認・執行しようとする場合に、どのようなアプローチをとるのが最も効果的かが問題となる。

まず、②については日露の間でどのような国際的文書が承認・執行の根拠として扱われるかは明らかではないし、④は解釈の問題があるという理由に連邦最高裁判所も否定しているため、適切とはいえないだろう。また、⑦Tinar事件が示すように、①は、日本の判決の承認・執行の根拠として妥当とされたため、それに従うことが推奨される。

③のアプローチについては、それが奏功するためには、日本においてロシアの判決が承認・執行できることを証明しなければならない。ここで特に問題となるのは、民事訴訟118条4号の「相互の保証があること」の要件が満たされるかどうかということであろう。この点に関して、管見の限りでは、日本において、ロシアの判決の承認・執行が問題となった事例は見当たらない。

また、学説には、ロシアとは相互の保証がないとする見解が多い。例えば、従来の学説は、旧ソ

ビエト連邦との関係で、ソビエト連邦においては、「相互性は国際条約・協定等によってのみ保証されるのであるから、日本との間に相互の保証を認めることができない」としていた<sup>26)</sup>。また、ロシア連邦との関係でも、「……〔外国〕判決の相互の承認執行が確保されていない……」<sup>27)</sup>、あるいは「条約関係がなければ外国判決を承認・執行しない〔……〕ロシア〔……〕との関係でも相互の保証はない」<sup>28)</sup>とする見解がある。さらに、「日本の裁判所の判決については、今後も、ロシア国内の裁判所において承認・執行が認められる可能性は十分にある」としつつも、「ロシアにおいて日本の裁判所の判決が承認・執行された実例があるからと言って直ちにロシアの裁判所の判決が日本でも承認・執行されるという結論にはならない」との指摘もある<sup>29)</sup>。後者の見解の背景には、ロシア法の専門家が指摘するように、ロシアの裁判所の実務が一貫したものではないという問題がある。すなわち、商事裁判所が、商訴241条の文言を超えて国際条約がなくても外国判決を承認・執行する可能性を認めているのに対し、普通裁判所は、民訴409条に従い、国際条約がなければ外国判決の承認・執行は認めないという伝統的な立場を維持している<sup>30)</sup>。また、商事裁判所に関しても、外国判決が承認・執行されるか否かはなお不確定であり、裁判官によって結論が異なる恐れがあるとの指摘もある<sup>31)</sup>。以上からすれば、③のアプローチが奏功する可能性は高くないように思われる。

しかしながら、日本においてロシアの判決が承認・執行される可能性は否定できない。というの

26) 鈴木忠一＝三ヶ月章編『注解民事執行法（1）』（第一法規出版、1984）419頁〔青山善充〕。

27) 道垣内正人『ハーグ国際裁判管轄条約』（商事法務、2009）18頁。

28) 道垣内正人『国際契約実務のための予防法学』（商事法務、2012）130-131頁。

29) 穴戸ほか・前掲注（17）58頁。

30) Anton Asoskov, "Russian Federation", in Jürgen Basedow et al. (ed.), *Encyclopedia of Private International Law*, Vol. 3 (Edward Elgar, 2017) p. 2461; Alexei Panich & Maria Dolotova, "Chapter 16 - Russia", in Jacob C. Jørgensen, *Finding, Freezing and Attaching Assets: A Multi-Jurisdictional Handbook* (Kluwer Law International, 2016), p. 240.

31) Grishchenkova, *supra* note 10, p. 444. ドイツのハンブルク高等地区裁判所2016年7月13日判決（6 U 152/11）は、ロシアの裁判所が相互の保証に基づいてドイツの判決を承認・執行した事例（サンクトペテルブルク市及びレニングラード地方商事裁判所2008年5月28日A56-22667/2007号判決）があったにもかかわらず、ロシアと相互の保証がないという理由で、ロシアの判決の承認・執行を認めなかった。本件の批判的な評釈として、Anastasia Schreiber, "Die Verbürgung der Gegenseitigkeit in der deutsch-russischen Anerkennungspraxis", *IPRax*, 2017(4), pp. 368-370.



も、本稿で紹介した事例が示すように、ロシアでは、国際条約がなくとも外国判決の承認・執行が認められる可能性が高まっていることは明らかであり、日本の判決の承認・執行を認めた例もあることからすれば、ロシアにおいて日本の判決が承認・執行されていないとはいえないからである。日本でも、近時、ロシアでは「条約がなくとも判決国との事実上の相互の保証の存在などを根拠にして承認執行している裁判例が近時現れているようである」ため、「ロシアとの間に相互の保証を欠くとは言いきれない」との指摘が現れている<sup>32)</sup>。実際、国際的にみれば、ロシアとの関係で、判決の承認・執行につき、相互の保証があると認めら

れた例もある。すなわち、ロシアにおいてイスラエルの判決の承認・執行を拒否した例（③ Heshbonaut MCB Finance Ltd.事件）があるにもかかわらず、イスラエルの裁判所は、ロシアの判例が外国判決の承認・執行を認める方向で展開していることを理由に、ロシアの判決の承認・執行を認めた<sup>33)</sup>。

ロシアの判例が外国判決の承認・執行を認める方向で展開していることに加えて、ロシアにおいて日本の判決の承認・執行を認めた例（⑦ Tinar事件）があることに鑑みれば、日本の裁判所もロシアの判決の承認・執行を認めてもよいのではないだろうか。



32) 中西康「判批」私法判例リマークス54号（2017）149頁。

33) テルアビブ地方裁判所2012年3月19日第VAS-13688/09号判決。この事件について、Haggai Carmon, *Foreign Judgments in Israel: Recognition and Enforcement* (Springer, 2012), pp. 71-72を参照。また、前回に紹介したように（67巻5号）、ロシアと同じように原則として条約関係がなければ外国判決の執行を認めないオランダでも、ロシアの判決が承認・執行された事例がある。

# 海外紛争解決トレンド(8)

## ロシア商事裁判における情報通信技術 (ICT)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士

松嶋希会 Kie Matsushima

### I. はじめに

国際商事紛争に関連するホットトピックを取り上げるシリーズ、今回はロシアである。本稿では、ロシア裁判、特に商事紛争の裁判での情報通信技術 (ICT) を取り上げたい。

ロシア企業との国際商事取引では、ロシア外で紛争を解決する、ロシアで争うとしても仲裁を利用するというように、可能な限りロシアでの裁判を避けていると思われる。しかし、取引先であるロシア企業が倒産し債権に争いがある場合、海外での紛争解決を合意していようが仲裁を合意していようが、倒産事件を審理するロシアの裁判所に対しアクションを起こさなければならない。ロシアに限ったことではないが、新型コロナウイルス感染の影響による経済の停滞は不可避な状況である。現在、倒産モラトリアム措置、ローンの返済猶予や納税猶予があり、倒産事件数は抑えられているが、近い将来、倒産が増加することが予想されている。

### II. コロナ禍での裁判運営

ロシア国内での新型コロナウイルス感染拡大を受けて、ロシア政府は、3月の終わりに外出を禁止し企業活動を制限する措置を導入した。最高裁判所は、この制限措置に従い、4月上旬、各裁判所に対しコロナ禍での裁判運営につき指針を出した (2020年4月8日付最高裁判所幹部会決定第821

号)。まず、審理を緊急性の高い事案に限定する。人との接触を減らすため、裁判所への訪問の受付を停止する。書面の提出については、インターネット経由か郵便を推奨する。事件審理については、技術的に可能であれば、各地の裁判所を繋ぐビデオ会議システムを利用する。制限措置が延長された4月下旬には、インターネットによるWeb会議システムの利用が追加された (2020年4月29日付最高裁判所幹部会決定第822号)。

コロナ禍の裁判運営としてICT、特にインターネットの利用が推奨されたことがわかるが、ロシア裁判所では、すでにICTを利用したシステムが整備されてきたことによる。今回のコロナ禍では、裁判所も紛争当事者もこれまでに整備されていたICTシステムを活発に用いるようになり、また、裁判所はさらなるICT化に努めているといえる。

### III. 商事紛争を扱う裁判所のICT化

#### 1. ロシア裁判所

最初に、ロシアの裁判制度に触れておきたい。ロシアの裁判所には、主に一般個人が関与する民事事件、行政事件や刑事事件を審理する通常裁判所と、主に会社が関与する事業活動に関する民事・行政の紛争を審理する商事裁判所がある。通常裁判所は民事訴訟法、行政事件手続法 (個人が関与する行政事件の手続を定める)、刑事訴訟法に従い、商事裁判所は商事訴訟法 (事業活動に関する

民事事件・行政事件の手続を定める)に従い審理を行っている。現在、どちらも最上級裁判所は最高裁判所であり、最高裁判所を頂点とした一組織であるが、2014年8月までは、最高裁判所を最上級裁判所とする通常裁判所と、最高商事裁判所を最上級裁判所とする商事裁判所という別々の組織で機能していた。2014年8月、最高商事裁判所は、商事裁判所の最上級裁判所としての権能を最高裁判所に移管し、廃止されている。

## 2. 商事裁判所のICT化

ロシア裁判において「e-Justice」を掲げてICT化を積極的に推進したのは、最高商事裁判所である。2006年～2007年に商事裁判所内でICTによる事件の自動管理を整備し、2008年には試験的に商事裁判判決をインターネットで閲覧できる判決データバンクを立ち上げた。2010年2月には、インターネットにおいて、判決を含めた商事裁判所の裁判情報を検索・確認したり、商事裁判所にインターネット経由で書面を提出できるオンラインシステム<sup>1)</sup>を構築した(後述)。法律としては、判決を含む裁判情報を、特にインターネットにおいて公開する法律が2008年に採択され2010年7月に施行されて、電子形態での書面の提出を認める商事訴訟法改正が2010年11日に施行された。

2017年には通常裁判所もICT化を実現したが、すでに独自に開発されていた商事裁判所のオンラインシステムと統合させることはしなかった。そのため、商事裁判所のシステムと通常裁判所のシステム<sup>2)</sup>とは仕様が全く異なる(ベンダーも異なる)。例えば、インターネット経由で書面を提出する手続は、法律上は通常裁判所と商事裁判所とで統一されているものの、利用するサイトやその具体的なステップは異なっている。ただ、どちらのオンラインシステムも、国家サービスのポータルサイトに登録しその認証を通して利用できるようになっている点は共通する。ロシアでは公的サービス全体のデジタル化が進められており、

「e-Justice」も関係づけられている。

---

## IV. 商事裁判所オンラインシステム

---

### 1. オンラインシステムの機能

商事裁判所による「e-Justice」の要は、直訳すると「商事事件目録」という名称のオンラインシステムである(以下、ロシア語名称の頭文字をとって「KAD」という)。KADでは、事件当事者、キーワード、事件番号、裁判官などにより、事件や裁判を検索することができる。裁判については、2010年以降の商事裁判所の全ての判決や決定が全文掲載されている。事件ごとには、原告、被告、参加者、担当裁判官、期日の日程などの情報が整理され、裁判は審級ごとにアップロードされている。事件当事者でなくとも検索・確認ができるため、取引に入ろうとする相手方が紛争に巻き込まれていないか、どのような紛争に関与しているのかを確認する手段としても利用されている。

KAD中に個人アカウントを開設するシステムがあり、個人アカウントでは、自身の事件の情報を確認したり、当該事件に関する書面を提出したり、様々な申請をしたり送達を受けたりすることができる。2017年までは、保全処分の申立てなど一部の書面は個人アカウントからインターネットを経由して提出することができなかったが、2017年以降、強化認証電子署名を付した電子文書が受け入れられるようになり、現在、裁判に関する全ての書面を、紙文書をスキャンした電子形態か電子文書としてKADの個人アカウントを通じて商事裁判所に提出できる(商事訴訟法4条7項、41条1項、92条1項、99条1項など)。個人アカウントを通じた書面提出は年々増えており、2018年では全体の3割、2019年では4割弱の書面が電子的に提出された。この利用割合は、新型コロナウイルス感染拡大前では5割だったが、その後さらに高まっている<sup>3)</sup>。判決や決定も紙文書だけでなく電子文書としても作成され、個人アカ

1) 「Картотека арбитражных дел」 <https://kad.arbitr.ru/> [25.06.2020]

2) 「ГАС «Правосудие»」 <https://ej.sudrf.ru/> [25.06.2020]

3) [https://pravo.ru/story/221644/?desc\\_tv\\_4=](https://pravo.ru/story/221644/?desc_tv_4=) [25.06.2020]

ウントで受領することができる（商事訴訟法177条1項、186条1項）。

## 2. 近時のシステム開発

2010年の開設後もKADには新しい機能が追加され続けており、システムは進化している。2019年には、個人アカウントからオンラインで事件資料（書面や記録）を閲覧できるように改良された。個人アカウントを通じて閲覧を申請し事件が係属する商事裁判所が承認すると、一定期間、事件資料を閲覧できる。閲覧できるのは、オンラインで提出された書面、紙文書で提出されスキャンされた書面や期日の録画である。2020年1月から各地の商事裁判所が対応し始め、2020年7月までに全審級の全商事裁判所が対応できる体制を整える予定である。事件資料がオンラインで閲覧できるというのは、一般事件でも非常に便利だが、特に倒産事件で利用が期待されている。ただし、倒産事件については、KADとは別に特別なオンラインシステムがあり、倒産事件全体の流れ、裁判所が直接関与していない手続、公告・通知、倒産管財人の報告書、競売情報などは、KADではなく倒産事件専用のオンラインシステムで確認する必要がある。

今後も、新型コロナウイルス感染拡大を背景に、さらなるICT化が計画されている。期日を開かない簡易手続による裁判の自動化、チャットボットを利用しての裁判所への書面提出や、双方向的機能を有した電子文書作成システムなどが試験的に始まっている。

た。法律上は、2010年11月に商事訴訟法が改正されて、事件が係属している商事裁判所以外の商事裁判所から、ビデオ会議システムを通じて期日（準備期日を含む）に参加できるようになった（商事訴訟法153.1条）。例えば、モスクワから極東までの移動には飛行機でも8時間はかかり、期日に出頭せずに遠隔から参加することによる時間と費用の削減効果は大きい。2016年以降は、商事裁判所だけではなく通常裁判所からも参加できるようになっている。

## 2. Web会議

Web会議システムを利用したオンライン期日は、2019年に最高裁判所が始めたが、今回の新型コロナウイルス感染拡大予防措置として、次々に各地の裁判所が採用していった（6月17日現在で9割ほどの商事裁判所がシステムを整備している）。商事裁判については、5月中旬の一週間では166期日、6月中旬の一週間では8801期日がWeb会議システムを利用して実施された<sup>5)</sup>。最高裁判所が4月21日に実施したオンライン期日では、裁判官はモスクワの法廷から参加し、当事者は、ある事件ではモスクワとアメリカから、ある事件では極東のウラジオストックとカムチャッカから参加した。下級審での最初のオンライン期日は、ヤマラ・ネネツ自治管区商事裁判所が実施し、その様子はYouTubeにアップロードされている<sup>6)</sup>。Web会議システムの利用については、商事訴訟法や裁判所規則では定められておらず、今後、法制化されてゆくものと思われる。

---

## V. ビデオ会議・Web会議による期日

### 1. ビデオ会議

商事裁判所においては、期日への遠隔参加は2009年に始まっている。2009年、一部の商事裁判所がビデオ会議を利用し始め<sup>4)</sup>、2010年までに全商事裁判所にビデオ会議システムが導入され

---

## VI. おわりに

商事裁判所に限らず、通常裁判所も含めて、ロシア裁判所は全面的にICT化を進めている。国土が広いロシアではそのメリットは大きいだろう。しかし、課題も多い。その1つに、オンライン期日での本人確認の方法（なりすましの防止）が挙

4) <http://www.garant.ru/company/cooperation/gov/action/regional/271319/> [25.06.2020]

5) <https://kad.arbitr.ru/webinar> [25.06.2020]

6) <https://yamal.arbitr.ru/node/14094> [25.06.2020]



げられる。生体認証を利用すべきであるとの意見もあるが、法制化するための具体的な議論はないようである。証人尋問が遠隔で行われる場合、証人に対する不当な圧力を裁判官が発見することが難しいという点も問題として挙げられている。

また、「e-Justice」は、国民の司法へのアクセスを促進する裁判改革の一環ではあるが、インターネットなどの設備やそれらを使いこなせる知識の

差（デジタル格差）により、国民の司法アクセス権利に不平等が生じてきているとも指摘されている。そこで、裁判所のほか、他の国家機関からもWeb会議システムを利用して期日に参加できるようにならないかとも提案されている。現在、新型コロナウイルス感染拡大により、これまで以上に「e-Justice」が議論されており、「e-Justice」の課題についても解決が示されてゆくかと思われる。



# 中国商事紛争解決の理論と実務(7)

新型コロナウイルス流行が中国での取引の紛争に与える影響  
最高人民法院の指導意見を中心に

弁護士法人 淀屋橋・山上合同パートナー弁護士 現代アジア法研究会会員

仲井 晃 Akira Nakai

## I. はじめに

2020年1月より、中国武漢を起点として新型コロナウイルス（COVID-19）が蔓延し、現在も世界的に、経済・社会に対して大きな影響を与えている。今回の流行の発端となった中国においては、行政機関や司法機関により、早期から経済への影響に焦点を当てた政策等が出されているところであるが、民事上の権利義務関係においても、混乱ともいえるべき様々な法律問題が生じていることが見受けられる。

そのような中、最高人民法院は、2020年4月16日付で「新型コロナウイルス関係民事事件の法に基づく妥当な審理における若干問題に関する指導意見（一）」（以下「指導意見（一）」という。）を、同年5月15日付で「新型コロナウイルス関係民事事件の法に基づく妥当な審理における若干問題に関する指導意見（二）」（以下「指導意見（二）」という。）を、同年6月8日付で「新型コロナウイルス関係民事事件の法に基づく妥当な審理における若干問題に関する指導意見（三）」（以下「指導意見（三）」といい、指導意見（一）から指導意見（三）を併せて「指導意見」という。）を相次いで制定し、コロナウイルス関連の訴訟事件の審理における事実認定や証拠法則等について指針を示している<sup>1)</sup>。

本年4月に制定された指導意見（一）は、当時に発生していた不可抗力の解釈等の問題について判断の指針を示しているが、その内容としては、多分に一般論的、抽象的なものとなっている。

これに対し、本年5月に制定された指導意見（二）は、契約関係事件、金融関係事件、破産関係事件という3類型の事件について、具体的な事実認定の指針を示している。

また、本年6月に制定された指導意見（三）は外国当事者の訴訟上の取り扱いや準拠法、渉外商事事件、海事事件等、渉外事件に関連する問題を取り扱っており、外国企業にとっても把握しておくべき点が多いと思われる。

当該指導意見の内容を検討すると、中国が現在抱えている新型コロナウイルス関連の法的問題について、いかなる紛争が生じているか、という傾向を知ることができ、また、中国において事業を行っている企業にとっては、新型コロナウイルスの影響で中国の企業と紛争となった場合に、いかなる法原則に基づき処理がなされるかという注意点を知ることができる。最高人民法院の制定する司法解釈自体は、国家の司法機関である裁判所（人民法院）に向けられたものではあるが、中国の実務上は、国際商事仲裁においても法的根拠とされ、又は参考とされることが多いため、注意が必要である。

1) 原文は、最高人民法院公布ウェブページ (<http://www.court.gov.cn/fabu.html>) から検索できる。

本稿では、現在までに公表されている指導意見に関し、主に契約紛争について、参考とすべき内容を中心に、指導意見の概要を解説する。

## Ⅱ. 指導意見（一）について

1. 最初に公表された指導意見（一）において、最初に述べられているのは、裁判所において、積極的に当事者に和解を勧めるべきことである（1項）。新型コロナウイルスの感染拡大により紛争が多発する中、社会の混乱を避けようとする最高人民法院の姿勢が表れているといえる。

2. 次に、指導意見（一）において示されている重要点は、不可抗力に関する理解の仕方である。

この点について、指導意見（一）2項は、法律に基づき不可抗力原則を適用すべき旨を明示し、感染症<sup>2)</sup>及び感染防止措置が直接影響して生じた民事訴訟については、民法総則180条、契約法117条及び118条<sup>3)</sup>に基づき判断するとし、また、不可抗力免責を主張する当事者が履行不能の事実を立証すべき旨を記載している。

この点は、法律上の要件や原則を再度確認したにとどまるものと考えられるが、あえて指導意見（一）がこの点に触れていることは、実務上、不可抗力による免責の主張が増加していることを窺わせる。中国において、自己の債務について不可抗力の主張を行う場合は、予見不能、回避不能かつ克服不能という法令の要件に照らして事情を整理する必要があり、また、適切な資料収集が求められる。

3. また、指導意見（一）は、契約紛争についての判断原則を定めている。主な内容は以下のとおりである（3項）。

(1) 感染症又は感染防止措置により直接契約が履

行不能となったときは、その影響度に応じて、債務の一部又は全部を免除する。履行不能又は損害の拡大について当事者にも帰責事由があるときは、法に基づき相応の責任を負う。履行不能の状況において、適時の通知義務を果たしたことを主張するときは、当該主張を行う当事者がその立証責任を負う。

(2) 感染症又は感染防止措置により、契約の履行が困難になったときは、当事者が再度協議をすることができ、履行の継続が可能であるときは、裁判所が積極的に和解を勧めることができる。履行が困難であることを理由に契約を解除する場合、裁判所はこれを認容しない。契約内容が明らかに不公平となったときに、当事者が変更を求めたときは、人民法院は案件の状況に応じてこれを認めるか否かを決定する。契約の変更後は、免責の主張を認めない。感染症又は感染防止措置により契約の目的が実現できない場合に、当事者が解除を求めた場合、裁判所はこれを認容する。

(3) 当事者が、感染症又は感染防止措置に関し、政府部門政府の補助や、減免税措置、他社の資金援助や債務免除を受けた場合は、履行継続の可能性についての判断要素とすることができる。

これらをみると、指導意見（一）において述べられているのは、あくまで抽象的な基準であり、当然の原則を改めて規定していると考えられるが、特徴的であるのは、人民法院が契約の変更を積極的に認定しうることを示している点である。法令の根拠としては、公平原則<sup>4)</sup>や事情変更の法理<sup>5)</sup>に求めることとなると考えられる。

4. その他、指導意見（一）は、防疫物資や生活物資の売買において法令違反がある場合は消費者

2) 中国語の原文では、「疫情」と記載され、意義としては社会現象としての「コロナ禍」等の意義に近いとも考えられるが、便宜上、本稿では「感染症」と統一する。

3) 民法総則及び契約法は、不可抗力の定義について、予見不能、回避不能かつ克服不能な客観的状況を明示し、不可抗力を主張する場合に、遅滞なき通知及び証明資料の提供を要件としている。

4) 中国契約法5条。

5) 最高人民法院「中華人民共和国契約法適用の若干問題の解釈（二）」26条で、明文として事情変更の法理が定められている。

権益保護法等の法令に基づき懲罰賠償を認めるべきことや、時効の完成猶予、訴訟における期間延期の柔軟な運用などを規定している。

上記の具体的内容を見てもわかるとおり、指導意見（一）は、主には不可抗力や契約の履行不能等について法令の規定を再確認することが主な内容となっており、新たな規範を提示するというよりは、統一的な司法運用を図ることに主眼が置かれていると考えることができる。

### Ⅲ. 指導意見（二）について

1. 指導意見（一）に対し、本年5月に制定された指導意見（二）では、契約紛争、金融紛争、具体的な判断の基準について個別の紛争類型ごとに言及している。

2. 以下、契約紛争に関する規定のうち、重要と思われる売買契約に係る内容を紹介する<sup>6)</sup>。

- (1) 感染症又は感染防止措置により、当事者が履行期に債務を履行できず、又はそのコストが増加するものの、契約の目的が達成可能である場合は、解除請求を認めない。契約の期日に履行できないことで契約の目的が達成できない場合は、解除請求及び既払金の返還請求はこれを認める。ただし、違約責任（損害賠償等）の主張は認めない（1項）。
- (2) 売買契約の履行が可能であるが、感染症又は感染予防措置のために、コストが増加し、又は大幅な減価があり、契約内容が明らかに不公平となった場合において、当事者が価格の変更を請求したときは、実際の状況に応じて、公平原則に基づき価格を調整し、期限内の履行が困難な場合は、公平原則に基づき履行期限を変更する。契約が変更された場合、違約責任を請求してもこれを認めない（2項）。
- (3) 売主が、防疫物資について売買契約を締結した後、高額で第三者に売却したことにより、履行不能となった場合に、買主が売主の利益

をもって損害額と主張したときは、裁判所はこれを認容する。政府の徴用等によって売買契約が履行不能となった場合に、違約責任を追及することは認容しない（3項）。

- (4) 感染症又は感染拡大防止措置のために、販売用不動産の売買契約において売主が期限内に引渡しを履行できなくなった場合、又は期限内に代金支払いができない場合において、当事者が契約を解除し、相手方の違約責任を追及することは認めない。当事者が期限の変更を請求したときは、人民法院は事件の状況に応じて、公平原則に基づき変更するものとする（4項）。

3. これらの規定から、最高人民法院の契約紛争に関する幾つかの考え方の方向性を読み取ることができる。

まず、債務不履行に関する損害賠償の請求について、柔軟な金額認定の余地を認めている点である。すなわち、例えば、3項では、防疫物資について、別人に高額で転売する場合には、損害賠償として、実損ではなく相手方の転売利益を請求できるとしており、ここからは、実質的に懲罰的賠償を認めることで、高額転売を抑止しようとしていることが読み取れる。他方で、感染症の影響により、債務が履行できず、契約目的達成不能の場合や、防疫物資が政府に徴用された場合に、損害賠償を認めない旨を定めているが、この点は、不可抗力の一事例であるとも理解できる。実際の取引においても、マスクや防護服といった物資を中国国外に輸出しようとした場合に、徴用、接収されているケースがあるが、こういった場合に、日本において、当然に不可抗力と認められるかについては疑問があるものの、中国法に準拠する場合、損害賠償請求ができないことを予め理解しておくべきである。

次に、特徴的と考えられるのは、金銭債務についても、感染症を原因とする場合、弁済期の延長が認められる点である。日本法においては、金銭

6) その他の契約類型や、金融事件、破産事件に関する規定は、中国国内固有の問題が多く、外国当事者が直接関わる場面が少ないと思われるため、本稿においては割愛する。



債務の遅滞について不可抗力を主張することができないが(民法419条3項参照)、中国の不可抗力に関する条文(中国契約法117条、118条)では金銭債務が不可抗力の対象外とはされておらず、不可抗力事由がある場合に金銭債務の遅滞についても、不可抗力の主張の余地がありうるため、金銭請求を行う際には、留意すべきである。

また、指導意見(一)と同じく、状況に応じて、裁判所が主導的に契約の変更を認定すべきことを明示している点も特徴的である。裁判所が、具体的な契約内容の変更を認定するという考え方は、日本法の観点からは馴染みにくいが、今回の指導意見では、これを広く認めることで実質的妥当性を図ろうとする意図が読み取れる。法的根拠としては、指導意見に明示される公平原則の他、前述の事情変更の法理も挙げられると思われる。中国法が準拠法となる売買契約において、履行遅滞が発生したときに、契約に基づく履行請求や損害賠償請求等を行う場合、感染症が原因であるときは、契約内容自体が裁判所によって変更されてしまう可能性がありうるため、注意が必要である。

#### IV. 指導意見(三)について

1. 上記の指導意見(一)及び(二)においては、主に国内の当事者を想定した判断基準等が示されていたが、本年6月に制定された指導意見(三)は、国外当事者との涉外紛争を正面から取り上げ、これに関連した内容を定めている。もっとも、以下に述べるとおり、外国当事者の便宜のために厳格な証拠法則等が緩和されている以外の点については、従来からある法令の内容を確認する趣旨の規定が多く存在する。

2. まず、中国民事訴訟法では、外国当事者の身分証明書や委任状について、公証認証手続を要する<sup>7)</sup>が、当該手続きが感染症又は感染防止措置のため期限内に行えないときは、期間延長を請求でき、人民法院は実際の状況に応じて合理的な期間

延長を行うことができるとされている(1項)。

また、中国民事訴訟法上、域外証拠についても、公証認証及び翻訳機関による翻訳が必要とされている<sup>8)</sup>、これが適時に行えない場合も、延期を申請することができ、合理的な期間の延長が認められることとされている(2項、3項)。さらに、答弁書提出期限、上訴期限に関して、法令上も期限延長の申し出が定められているが、裁判所がその理由の有無を証拠によって認定すべきことが示されている(4項)。

3. 次に、指導意見(三)は、涉外紛争に適用される準拠法について、涉外民事法律適用法及び関連する司法解釈に基づき定めると述べている(6項)。もっとも、当該規定は、法令の規定の存在を明示したものにすぎない。

同項においては、不可抗力事由の判断について特に列挙し、中国法に準拠する場合には、前述の指導意見(一)の規定を適用することとし、外国法の場合は、当該外国の法令又は判例法に基づき判断し、中国法上の解釈を当然に適用してはならないと定めている。この点も、当然のことであるものの、実務上外国法が適用されるべき場面において、中国法の解釈に基づいて判断される場合もあり、このような実務に対して警告を与えていると理解できる。実際の紛争解決においては、外国法が適用される場合、同国法の不可抗力に関する解釈を主張、立証することが必要となる。

4. また、指導意見(三)においては、ウィーン売買条約の適用についても明示されている(7項)。具体的には、同条約1条1項(b)の適用について、中国が不適用を留保していることに言及し、いかなる国がいかなる留保をしているかについて、公的情報を確認すべき旨が注意的に規定されている。また、同条約の判例集が、法的根拠として引用できない旨も記載がある。

これらも、新たな規範というよりは、実務を担当する裁判官向けの注意事項として挙げられているものと理解することができる。

7) 身分証明書について、最高人民法院民事訴訟法の適用に関する解釈523条。委任状について、中国民事訴訟法264条。

8) 最高人民法院民事訴訟証拠に関する若干規定16条、17条。

5. この他、指導意見（三）は、商事紛争について規定を設けているが、これは、主に信用状及び銀行保証状に関する法令、規則を遵守し、正確に適用すべきとの内容である（8項、9項）。また、運送契約及び海商事件の審理に関する規定が存在しているところ、これらについては、比較的細かい個別のケースについて、判断指針を示している。

6. なお、当該指導意見（三）では、同指導意見を、香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾との紛争においても参考とすることができる旨が規定されている（19条）。

## V. 最後に

以上、新型コロナウイルスに関する指導意見の内容を概観すると、緊急的に制定されたものであるからか、形式や内容において統一されていない部分もあり、一部には規範というより、裁判官向けの審理の手引きのような内容も含まれるが、最高人民法院が、感染症の永劫により想定される紛争の増加に対して、全国の司法実務を統一的に運用しようとする姿勢が見てとれる。

その内容として、着目すべきは、公平原則や事情変更といった、いわゆる一般条項に基づき、裁判所が、当事者間において成立した契約の内容の変更を積極的に認めているという点である。本項において紹介した条項以外にも、指導意見では、公平原則に基づく裁判所による契約内容の変更を

容認する規定は数多く存在している。この点は、一般条項をごく例外的なものとして位置付ける日本の訴訟実務からすると違和感もある。裁判所において、当事者間で定めた契約内容の変更を認めるといって、相当積極的な司法機関の私人間への介入ともいえ、権利義務関係の予測可能性の確保にとっては、マイナスであるとも思われる。最高人民法院は、かかるデメリットがあったとしても、緊急事態下において、実質的な妥当性を重視し、事案の実情に応じた柔軟な解決を司法機関に求めていると思われる。

また、指導意見の多くの規定は「感染症又は感染防止措置」のために、正常な債務の履行ができなくなった場合の処理原則について述べているが、どのような場合に「感染症又は感染防止措置」が原因であったといえるか、という点については、事実認定上の問題があると考えられる。実務上は、当該事由の存否に関する主張、立証が重要となると考えられる。

最高人民法院は、4月から6月までの短期間に、相次いで3つの指導意見を制定、公表しており、新型コロナウイルス対策へ司法機関として積極的に関与する強い意思が表れているといえる。今後も、実務の趨勢に応じて、新たな指導意見が制定される可能性がある。特に、会社法分野や、労働法分野等においては、今後も詳細な解釈基準が策定されるとも推測され、引き続き着目することが必要である。



# 紛争解決条項のヒント

## 文書提出を規定する仲裁条項（プラハ規則の採用）

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁廷は、国際仲裁手続の効率的な進行についてのプラハ規則（以下、「プラハ規則」という。）も併せて適用するものとする。商事仲裁規則とプラハ規則との間に齟齬がある場合は後者が優先する。仲裁地は東京（日本）とする。

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of the Japan Commercial Arbitration Association. The arbitral tribunal shall also apply the Prague Rules on the Efficient Conduct of Proceedings in International Arbitration (hereinafter referred to as “Prague Rules”). If there is any discrepancy between the Commercial Arbitration Rules and the Prague Rules, the latter shall prevail. The place of the arbitration shall be Tokyo, Japan.

今回の紛争解決条項のヒントは、前回の「IBA国際仲裁証拠調べ規則」（IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration）に代えて、「国際仲裁手続の効率的な進行についてのプラハ規則」（Prague Rules on the Efficient Conduct of Proceedings in International Arbitration）<sup>1)</sup>による旨の仲裁条項です。

プラハ規則は、大陸法系に属する国を中心とする約30か国の法律家により起草されました。その作成動機は、今日、仲裁手続の利用者の多くが手続に要する時間・費用に不満を抱いているとの認識を背景として、このような不満を解消して手続を効率化して迅速・安価なものとするには、大陸法系諸国の裁判所での手続に倣って、仲裁廷が手続進行に積極に関与すべきであると考えられたことにあります。

「IBA国際仲裁証拠調べ規則」は、一般にコモンローの考え方がより強く反映されていると評価されてしますが、プラハ規則は、日本を含む大陸法の伝統を背景にした規則です。すなわち、プラハ規則2条によれば、仲裁廷は、手続準備会合において、「当事者間に争いのない事実及び争いのある事実」や「当事者がその立場の基礎とする法律上の根拠」を当事者に明確にさせることとし、また、手続のいかなる段階においても、「仲裁廷が当事者間に争いがないと認める事実及び争いがあると認める事実」、「当事者がその立場の基礎とする法律上の根拠についての仲裁廷の理解」、「争点」についての「仲裁廷の予備的な見解」等を当事者に示すことができるとされています。

これは、JCAAのインタラクティブ仲裁規則48条・56条が仲裁廷の積極的な手続関与を定めているのと同様の考え方に基づくものであり、ドイツ仲裁協会の2018年の仲裁規則にも「手続の効率的な進行」という条項があります<sup>2)</sup>。英米法的な極端な当事者主義を見直し、仲裁をより効率的で安価な紛争解決手段しようという動きが世界各地で同時に生じていることは注目されます。

1) <https://praguerules.com/>、垣内秀介「国際仲裁手続の効率的な進行についての規則（プラハ規則）」JCAジャーナル66巻11号10頁（2019）参照。この号はJCAAのウェブサイトで開催されています。

2) 細川滋子「ドイツ仲裁協会（DIS）の2018年仲裁規則改正について」JCAジャーナル65巻6号14頁（2018）参照。

物品の一時輸出入**免税**には

通関手帳“ATA カルネ”が便利です



## ATA カルネは 物品のパスポート

持ち込みが“一時的”な物品は、ATA カルネを利用すれば、  
一時輸入の物品として免税扱いでスムーズに通関できます。

現在、世界 78 の国・地域が加盟

年間 約 8,000 件のカルネをご利用いただいています

### 《使用できる物品や用途》

\*食料品や消耗品はご利用になれません



展示会への出品物…アパレル用品、家具、自動車など



ビジネスのための商品見本…宝飾品、精密機械、絵画など



プロの職業用具…撮影機材、音楽家の楽器、スポーツ用具など

\*台湾向けには別途 SCC カルネがご利用いただけます\*

一般社団法人 **日本商事仲裁協会**

東京本部 TEL:03-5280-5171 ata-carnet@jcaa.or.jp  
大阪事務所 TEL:06-6944-6164 o s a k a@jcaa.or.jp

<http://www.jcaa.or.jp>

JCAA

検索



■国際契約・貿易実務相談（会員限定無料サービス）がさらに利用しやすくなりました。

JCAAの国際契約・貿易実務相談サービスにつきましては、多くの会員のみなさまにご利用いただいておりますが、新型コロナウイルスによる感染リスクが心配、遠方のため会場まで足を運ぶのが大変、至急の相談に利用しにくい等のご意見を踏まえまして、下記の日時による面談方式に加えて、電話会議方式、ウェブ会議方式でもご利用いただけるようになりました。

ご利用方法の詳細はJCAAのウェブサイト（[www.jcaa.or.jp](http://www.jcaa.or.jp)）をご覧ください。

みなさまのご利用をお待ちしております。

（お問い合わせ）

東京本部 業務部：(03) 5280-5181 / Mail: [planning-consulting@jcaa.or.jp](mailto:planning-consulting@jcaa.or.jp)

大阪事務所：(06) 6944-6164 / Mail: [osaka@jcaa.or.jp](mailto:osaka@jcaa.or.jp)

名古屋事務所：(052) 223-5721

## 国際契約・国際取引法律相談

### 東京会場

※相談時間帯は午後2時から午後5時までのうち1時間です。

#### 8月

8月5日(水) 仲谷栄一郎 弁護士 8月19日(水) 辻居幸一 弁護士

8月26日(水) 出井直樹 弁護士

#### 9月

9月2日(水) 仲谷栄一郎 弁護士 9月9日(水) 田中齋治 弁護士

9月16日(水) 野村晋右 弁護士 9月23日(水) 辻居幸一 弁護士

9月28日(月) 出井直樹 弁護士

### 大阪会場

※相談時間帯は午後2時から午後4時までのうち1時間です。

#### 8月

8月7日(金) 古川智祥 弁護士 8月21日(金) 小原正敏 弁護士

8月28日(金) 大林良寛 弁護士

#### 9月

9月4日(金) 児玉実史 弁護士 9月11日(金) 小林和弘 弁護士

9月18日(金) 岡田春夫 弁護士 9月24日(木) 古川智祥 弁護士

### 名古屋会場

※相談時間帯は午後1時から午後4時までのうち1時間です。

#### 8月

8月14日(金) 佐藤昌巳 弁護士 8月28日(金) 鮎澤多俊 弁護士

#### 9月

9月11日(金) 佐藤昌巳 弁護士 9月25日(金) 鮎澤多俊 弁護士

**中国(香港・マカオを除く)・台湾・インド法律相談**

東京会場

※相談時間帯は午後2時から午後5時までのうち1時間です。

中国(香港・マカオを除く)・台湾・インド法律相談

**8月**

- 8月4日(火) 屠錦寧 律師／琴浦諒 弁護士(インド)  
 8月18日(火) 中川裕茂 弁護士／大河内亮 弁護士(インド)  
 8月25日(火) 若林耕 弁護士

**9月**

- 9月1日(火) 山神理 弁護士／琴浦諒 弁護士(インド)  
 9月8日(火) 岩井久美子 弁護士  
 9月15日(火) 楽楽 弁護士／大河内亮 弁護士(インド)  
 9月29日(火) 矢上浄子 弁護士

大阪会場

※相談時間帯は午後2時から午後4時までのうち1時間です。

中国(香港・マカオを除く)・台湾法律相談

- 8月5日(水) 谷口由記 弁護士      8月19日(水) 松井衡 弁護士  
 9月8日(火) 村上幸隆 弁護士      9月23日(水) 谷口由記 弁護士

**貿易実務相談**

東京会場

※相談時間帯は午後2時から午後5時までのうち1時間です。

担当:貿易実務専門アドバイザー(一般社団法人貿易アドバイザー協会)

- 8月5日(水) 8月19日(水)／9月9日(水) 9月23日(水)

大阪会場

※相談時間帯は午後2時から午後4時までのうち1時間です。

担当:貿易実務専門アドバイザー(一般社団法人貿易アドバイザー協会)

- 8月3日(月) 8月24日(月)／9月7日(月) 9月28日(月)

# JCAAセミナー・イベントカレンダー

JCAAでは、下記のウェビナー（オンラインセミナー）を開催する予定です。詳細は、順次、JCAAのウェブサイト（www.jcaa.or.jp）に掲載し、準備が整い次第、参加申し込みの受付を開始いたします。

## 2020年9月

- 25日（金） 第1回「JCAA-JIMC国際調停セミナー」（無料）  
17:00～18:30 講師：Danny McFadden（国際調停人）  
（内容）著名な国際調停人をお招きして調停の基本的事項をご説明いただいた上で、具体的な事例をご紹介します。
- 30日（水） 「英文契約書作成上のポイント ～総論・一般条項編～」（無料）  
14:00～15:30 講師：児玉実史（北浜法律事務所 弁護士）  
（内容）英文契約書の読解やドラフティングに必要な基本的事項について、交渉の準備段階から契約締結までの流れに沿って解説いたします。

## 2020年10月

- 2日（金） 第2回「JCAA-JIMC国際調停セミナー」（無料）  
17:00～18:30 講師：岡田春夫（岡田春夫綜合法律事務所 弁護士）  
二瓶ひろ子（オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所 弁護士）、ほか  
（内容）国際調停に関わる実務家の方々に、調停の実務、調停人の資質や調停技法などの国際調停に関わる様々な問題についてご議論いただきます。
- 12日（月） 「英文契約/貿易取引トラブル対策基礎編」（無料）  
13:30～15:00 講師：中矢一虎（司法書士、行政書士）  
（内容）貿易トラブルの事例を通じた正しい解決策を反映した英文契約上のポイントおよび紛争発生時に備える国際商事仲裁について解説します。

## 2020年11月

- 19日（木） 「企業間紛争と仲裁・調停の基礎」（JCAA会員無料、非会員有料）  
14:00～15:30 講師：出井直樹（小島国際法律事務所 弁護士）  
（内容）企業間紛争の解決手段として用いられる仲裁・調停の基本的事項について解説します。

**JCAジャーナル**・2020年8月10日発行 第67巻8号（通巻758号）

編集兼発行人●板東 一彦

発行所●一般社団法人 日本商事仲裁協会

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目17番地 電話（5280）5181（編集担当）

製作所●イーセット株式会社

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-9 共同ビル（新千代田） 電話（6206）4253（代表）

名古屋事務所	〒460-8422	名古屋市中区栄2-10-19	名古屋商工会議所内	052（223）5721
大阪事務所	〒540-0029	大阪市中央区本町橋2-8	大阪商工会議所ビル	06（6944）6164（代）
神戸事務所	〒650-0046	神戸市中央区港島中町6-1	神戸商工会議所会館	078（303）5806
横浜事務所	〒231-8524	横浜市中区山下町2	横浜商工会議所内	045（671）7406

©日本商事仲裁協会（禁無断転載）

## 西田法務研究所通信



コロナ禍に伴う外出自粛期間中、企業法務関係者にもっともよく読まれた法律書は何でしょうか。その一つには、2020年4月に出版された「民法Ⅲ 第4版 債権総論・担保物権」（内田貴東京大学名誉教授・早稲田大学特命教授著、東京大学出版会）を挙げることができます。

1996年に同書の初版が出版された時、司法試験合格を目指す法学部生たちは、「初学者にとってもっともわかりやすい教科書」としてこれを愛用しました。20年超の年月が経ち、読者の中からは、法律事務所のパートナーや上場企業の法務部門の責任者となる者が続々と育っています。そして、今、改正債権法を正しく理解するために、また、新型コロナウイルスの感染拡大が「不可抗力」に該当するかどうかの契約解釈の検討に際し、第4版は、実務家に成長した読者に再び参照されています。

読者の成長と同様に、「大学教員により執筆された定番教科書」とみなされていた同書は、法務省参与として改正作業に専念された後に弁護士登録をされた著者による改訂を経た第4版において、「フェアな利害調整」を希求して交渉に臨む法律家から信頼される実践書へと進化を遂げています。

本広告に関するお問合せは、西田法務研究所代表（西田章）[akira@nishida.me](mailto:akira@nishida.me) まで

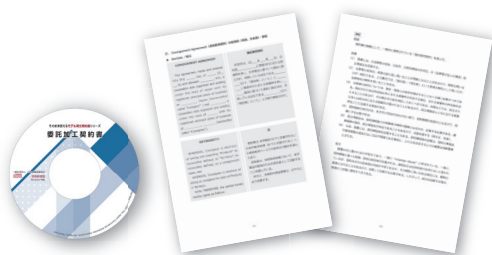


# そのまま使えるモデル英文契約書シリーズ

## 「全12種類の英文契約書」(CD-ROM付)

監修: 仲谷栄一郎弁護士、中川裕茂弁護士(アンダーソン・毛利・友常法律事務所)

「そのまま使えるモデル英文契約書シリーズ」は、英文契約書作成時に検討すべき一般的条項を網羅した、経験豊富な渉外弁護士監修による英文契約書のひな型です。英語及び日本語の契約条文と各条文の解説を掲載しています。また、国際契約に必須の仲裁条項のドラフティングについても詳説しています。付属のCD-ROM(WINDOWS対応)に英語及び日本語の契約書サンプルがMS-Word形式で収録されており、簡単に契約書を作成することができます。



No.	書名	頁数	No.	書名	頁数
1	委託販売契約書(CD-ROM付)	52頁	7	総代理店契約書【輸入用】(CD-ROM付)	52頁
2	委託加工契約書(CD-ROM付)	60頁	8	総代理店契約書【輸出用】(CD-ROM付)	48頁
3	購入基本契約書(CD-ROM付)	48頁	9	合併契約書(CD-ROM付)	52頁
4	販売基本契約書(CD-ROM付)	48頁	10	実施許諾契約書【許諾者用】(CD-ROM付)	58頁
5	OEM(委託者側)製品製造供給契約書【輸入用】(CD-ROM付)	68頁	11	秘密保持契約書・共同開発契約書(CD-ROM付)	60頁
6	OEM(製造者側)製品製造供給契約書【輸出用】(CD-ROM付)	72頁	12	技術ライセンス契約書【中国語版付】(CD-ROM付)	56頁

すべてB5版、2,000円(JCAA会員1,500円)(税・送料別)



**JCAA**  
日本商事仲裁協会

### <お問い合わせ>

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-17  
 廣瀬ビル3階 TEL:03-5280-5181  
 Email: planning-consulting@jcaa.or.jp  
 URL: www.jcaa.or.jp

### <ご購入>

書店/JCAAのウェブサイトまたは窓口(東京本部・大阪事務所)にてご購入いただけます。なお、JCAA会員割引は、JCAAからの直接購入の場合にのみ適用されます。

# SMART 判例秘書

実務家バージョン

法曹界で圧倒的なシェアを誇る  
「判例秘書」の企業向けサービスを  
ご提案いたします。

「判例秘書」とリンクする多数の法律雑誌・文献 電子復刻版のうち  
企業法務にとって有用なコンテンツを収録して、  
抜群のコストパフォーマンスを実現しました。

判例を  
網羅的に収録

各創刊号から最近号までの 全解説を収録

判例タイムズ	金融法務事情
労働判例	金融・商事判例

電子復刻版データベース 各創刊号から最近号までの  
論文・記事・判例の全てを収録

判例タイムズ	金融法務事情	労働判例	金融・商事判例 with 銀行法務21
--------	--------	------	------------------------

詳しくはこちらをご覧ください。▶

SMART判例秘書 検索

<https://www.hanreishiso.com/shh/>